

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

建
設
記
23
年



国立公文書館	
分類	内閣府
	平成17年度
排架番号	4E
	34
	325

裏面白紙

建設

23年

(4)
⑤

建設 5

2

裏面白紙

昭和二十三年四月

23. 4. 7.

No. 28

昭和二十三年度公共事業用主要資材
事業別百分比当り需要調

經濟安定本部建設局資材班

24
4.7
9~2

目次

一、河川關係	二、砂防關係	三、道路關係	四、山林關係	五、都市計畫關係	六、水產關係	七、農業關係	八、港灣關係	九、建築關係	十、通信關係	十一、厚生關係	十二、陸運關係
--------	--------	--------	--------	----------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------

百万円当り主要資材需要調

二

卷之二十一

資材名	普通鋼之材	鐵鋼二次製品	鐵線	木電線也
單位	毛	毛	毛	毛
石	一毛	毛	毛	毛
一	。	。	。	。
。	大	。	。	。
。	。	三	。	。
。	五	。	。	。
五	一八	。	。	一八
。	。	六	。	。
。	。	六	。	。
。	九	。	。	。
三	一二	。	。	一二
。	。	四	。	。
。	。	五	。	。
。	七	。	。	。

卷之三

卷之三

資 材 名		單位	最 高	最 低	需 要	量
材	料					
木	電 等	普 通 鋼 及 材				
	X	鐵 鋼 二 次 製 品				
	シ					
材	木	鐵 等				
		鐵 等				
石	電 等	電 等	延	延	延	延
八	五
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	三	二	一	一
0	0	五	0	0	0	0
一	一
五	0	0	0	0	0	0
0	0	0	大	三	二	一
0	0	九	0	0	0	0
一	一
一	五	七	五	0	0	0
五	0	0	0	0	0	0
0	0	0	四	五	二	五
0	0	0	0	0	0	0
一	一	七	五	0	0	0
一	五	0	0	0	0	0

三、道路關係（直轄國道）

(三) 災害包含

普通鋼 及 材 更	材 名	質 量
	最 低	最 輕
0.500		
3.500	高	要
1.783	平	量
	均	

(註) 平均は一般ヶ所平均

道路開原へ幹線道路改良

木セメント 材ト鋼材		鐵鋼二次製品 材ト鋼材	
石炭	電気	石炭	電気
一〇〇	一五〇	一〇〇	一五〇
一〇〇	一三〇	一〇〇	一三〇

普通鋼材		鐵鋼二次製品	
石炭	電気	石炭	電気
一〇〇	一五〇	一〇〇	一五〇
一〇〇	一三〇	一〇〇	一三〇

木セメント 材ト鋼材		鐵鋼二次製品 材ト鋼材	
石炭	電気	石炭	電気
一一一	一五〇	一一一	一五〇
一一一	一三〇	一一一	一三〇

山林開拓入森林治水ノ一般会計

資材名	単價	需量
普通銅々材	0.055	最高
鉄銅二次製品	0.118	最低
木	0.047	中間
普通銅々材	0.042	中間
鉄銅二次製品	0.132	中間
木	0.042	中間

資材名	単位	需量
普通銅々材	重	最高
鉄銅二次製品	重	最低
普通銅々材	重	中間
鉄銅二次製品	重	中間

資材名	単位	需量
普通銅々材	重	最高
鉄銅二次製品	重	最低
普通銅々材	重	中間
鉄銅二次製品	重	中間

資材名	単價	需量
普通銅々材	0.012	最高
鉄銅二次製品	0.013	最低
普通銅々材	0.012	中間
鉄銅二次製品	0.013	中間

八民有林開発施設

木	七
×	二
ト	一
材	ト
石	兒
一一四、一四	二、二九四
一五二、一九	三、〇五八
一三三、一大五	二、六七六

資材名		單價		最簡		最要		最平		重量	
材種	規格	每公噸	每公噸	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
木電線	普通鋼 鐵鋼 銅 鋁	120 130 140 150	110 120 130 140	0.120 0.130 0.140 0.150	0.110 0.120 0.130 0.140	0.120 0.130 0.140 0.150	0.110 0.120 0.130 0.140	0.120 0.130 0.140 0.150	0.110 0.120 0.130 0.140	0.120 0.130 0.140 0.150	0.110 0.120 0.130 0.140
石	化學 電化 電化 電化	127 134 140 146	121 128 131 138	0.127 0.134 0.140 0.146	0.121 0.128 0.131 0.138	0.127 0.134 0.140 0.146	0.121 0.128 0.131 0.138	0.127 0.134 0.140 0.146	0.121 0.128 0.131 0.138	0.127 0.134 0.140 0.146	0.121 0.128 0.131 0.138

資材名	單價	需量	最高	最低	要量
普通銅及木材 鐵銅二次線圈	0.039	0.039	0.039	0.039	0.039
電動機	0.054	0.054	0.054	0.054	0.054
石電池	0.0475	0.0475	0.0475	0.0475	0.0475
木	0.055	0.055	0.055	0.055	0.055

八民有林野官行造林

北海道民有林開發施設

資 材 名		北海道民有林開發施設		材 料	
草履	最 需	高	要	石 化	鐵 鋼
毛 電 纜	○.一二二	○.一六三	平	○.六八〇	○.九一
電 鋼 纜	○.〇三五	○.〇四六	量	○.〇一二	○.八三五
次 銅 鋼	○.〇四五	○.〇四五	均	二五五	一
普通銅	○.〇四五	○.一四二五			
材 木	一	一			

木

材
石
一一九、四、大
一五九、二、八
一三九、三、七

八災害應急及復印

資 材 名	單 價	最 高 量	最 低 量	需 要 量
普 通 鋼 及 材	走	○三九五	○二九九五	一
鐵 鋼 二 大 農 品	走	○四一五	○二一	一
燒 電 七 本	走	○三七四	○一八九	一
材 料 及 工 石	走	○三八三	○三八三	一

山林關係（國有林野造林事業）特別會計

資 材 名	單 價	最 高	最 低	需 要
普 通 鋼 及 材	0.849	1.084	0.640	電 線 材
鐵 鋼 二 次 裝 置	0.404	0.505	0.303	石 建 造
鐵 鋼 材	—	—	—	三 一 二 五 七
鐵 鋼 材	—	—	—	二 一 〇 七
鐵 鋼 材	—	—	—	二 六 五 七 一
鐵 鋼 材	—	—	—	二 三 九 一 四

木	七	竈	銚
	×		
	ン		
材	ト	織	鐵
石	比	庭	庭
三	二	二	
八	大	大	
九			
三			
一			
四	二	二	
八	八	八	
大	大	大	
一			
四	二	二	
三	五	五	
七	四	四	
九	七	七	
五	壹	壹	

資 材 名	材 量	單 價	需 要 量
最 低	最 高	平 均	
普 通 鋼 材	0.118	0.147	0.1325
毛 鐵	0.274	0.343	0.3085
鐵 鋼 二 次 製 品	0.374	0.443	0.4085

資材名	算質	最底	最高	要量
普通鋼及材 及鋼二次製 造電線	毛	○四九四	一	一
石	毛	一	一	一
三七五一	○三四。	一	一	一
五〇〇一	○四五三	一	一	一
四三七六	○三九五	一	一	一
木	毛	○五五五	一	一

裏面白紙

(國有林野災害應急及復旧)

資材名	單價	最 高 價	最 低 價	要 量	
木 電 鐵 鋼 次 製 品 材 料 一 十 幾 數	化 化 化 化 化 化 化 化 化	一 一 一 一 一 一 一 一 一	五 五 五 五 五 五 五 五 五	三 三 三 三 三 三 三 三 三	五 五 五 五 五 五 五 五 五
		一 一 一 一 一 一 一 一 一	七 七 七 七 七 七 七 七 七	八 八 八 八 八 八 八 八 八	二 二 二 二 二 二 二 二 二

五 都市計画関係

資材名	単位	需 最低	要 最高	量 平均
普通銅々材 鐵鋼二次製品	石七七七七七七	0.200	0.300	0.25
普通銅々材 鐵鋼二次製品	石七七七七七七	0.200	0.300	0.35
普通銅々材 鐵鋼二次製品	石七七七七七七	0.200	0.300	0.25

六 水産関係（北海道漁港）

資材名	単位	需 最低	要 最高	量 平均
普通銅々材 鐵鋼二次製品	石七七七七七七	0.300	0.400	0.35
普通銅々材 鐵鋼二次製品	石七七七七七七	0.200	0.300	0.25
普通銅々材 鐵鋼二次製品	石七七七七七七	0.200	0.300	0.25

木セ電銅 メント線鉄	材名	需 最低	要 最高	量 平均
普通銅々材 鐵鋼二次製品	石七七七七七七	0.323	0.323	0.323
普通銅々材 鐵鋼二次製品	石七七七七七七	0.486	0.486	0.486
普通銅々材 鐵鋼二次製品	石七七七七七七	0.808	0.808	0.808

資材名	単位	需 最低	要 最高	量 平均
普通銅々材 鐵鋼二次製品	石七七七七七七	0.323	0.323	0.323
普通銅々材 鐵鋼二次製品	石七七七七七七	0.486	0.486	0.486
普通銅々材 鐵鋼二次製品	石七七七七七七	0.808	0.808	0.808

資材名	單位	最高	最低	平均
普通銅々 材	石	0.035	0.023	0.028
鐵銅二次製品	石	0.070	0.058	0.064

資材名	單位	最高	最低	平均
普通銅々 材	石	0.145	0.123	0.134
鐵銅二次製品	石	0.380	0.346	0.363

資材名	單位	最高	最低	平均
普通銅々 材	石	0.354	0.311	0.332
鐵銅二次製品	石	0.885	0.622	0.753

(災害復旧船溜)

(災害復旧漁港)

資材名		單位	
普通鋼材	化	最	高
	0.0九	0.二	0.三
	0.一三	0.二五	0.二五
	0.一一	0.一	0.一

(卷之四)

資材名		單位	量	要	最	高	平	均
普通銅々材	鐵鋼二次製品	化成化成化成化成	0.2 0.0九	0.3	0.3	0.3	0.2五	0.2五
木電線	鉄	四一二二	0.0一 0.0三	0.1三	0.1三	0.1一	0.0四	0.0四
木	木	七六五	0.0一 0.0五	0.1一	0.1一	0.1一	0.0四	0.0四
木	木	五八八五	0.0一 0.0五	0.0一	0.0一	0.0一	0.0四	0.0四

(圖書開鑿)

資材名	單位	量	量	量
	量	量	量	量
普通銅々材	一 二	一 六	一 四	一 四
鐵銅二次製品	〇 四 〇	〇 五 三	〇 四 大	〇 二 五
電線	〇 二 二	〇 二 九	〇 一 二	〇 一 二
木	一 四 八	一 四 六	一 四 六	一 四 九
木	五 四 三 三	五 四 三 五	五 四 三 五	五 四 三 五

七 農業關係（大規模國營用犁）

金	鐵	線	木	火	水
材	土	卜	火	火	火
石	火	火	火	火	火
三	六	四	一	一	一
四	五				
六	九	二	二	四	一
九	六	九	一	四	四
五	一	二	三	一	三

資材名	(小用率)	資材名	(小用率)
普通銅々 鉄銅二次製品 材	単位	普通銅々 鉄銅二次製品 材	単位
0.11	最 低 需	0.05	最 低 需
0.11	最 高 需	0.03	最 高 需
0.11	平 均 量	0.05	平 均 量

資材名	(用路)	資材名	(用路)
木セ電線 × 材ト線	単位	木セ電線 × 材ト線	単位
0.04	最 低 需	0.01	最 低 需
0.03	最 高 需	0.05	最 高 需
0.05	平 均 量	0.03	平 均 量

資材名	(防災施設)	資材名	(防災施設)
木セ電線 × 材ト線	単位	木セ電線 × 材ト線	単位
0.18	最 低 需	0.09	最 低 需
0.09	最 高 需	0.18	最 高 需
0.09	平 均 量	0.18	平 均 量

資材名	(防災施設)	資材名	(防災施設)
木セ電線 × 材ト線	単位	木セ電線 × 材ト線	単位
0.03	最 低 需	0.01	最 低 需
0.01	最 高 需	0.03	最 高 需
0.01	平 均 量	0.04	平 均 量

資材名		需量	
普通銅々材	普通銅々材	最高	最低
普通銅々材	普通銅々材	二、七	一、九
普通銅々材	普通銅々材	二、七	一、九

資材名		需量	
普通銅々材	普通銅々材	最高	最低
普通銅々材	普通銅々材	二、七	一、九
普通銅々材	普通銅々材	二、七	一、九
普通銅々材	普通銅々材	二、七	一、九
普通銅々材	普通銅々材	二、七	一、九

資材名		需量	
普通銅々材	普通銅々材	最高	最低
普通銅々材	普通銅々材	二、四	一、五
普通銅々材	普通銅々材	二、四	一、五
普通銅々材	普通銅々材	二、四	一、五
普通銅々材	普通銅々材	二、四	一、五
普通銅々材	普通銅々材	二、四	一、五
普通銅々材	普通銅々材	二、四	一、五

資材名	單位	最高	最低	需量
普通銅之材	正	0.95	0.91	0.95
鉄鋼二次製品	正	1.18	1.16	1.18
普通銅之材	正	1.25	1.25	1.25

資材名	單位	最高	最低	需量
普通銅之材	正	0.95	0.91	0.95
鉄鋼二次製品	正	1.18	1.16	1.18
普通銅之材	正	1.25	1.25	1.25

(国营農業水利)

資材名	單位	最高	最低	需量
普通銅之材	正	0.95	0.91	0.95
鉄鋼二次製品	正	1.18	1.16	1.18
普通銅之材	正	1.25	1.25	1.25

資材名	單位	最高	最低	需量
普通銅之材	正	0.95	0.91	0.95
鉄鋼二次製品	正	1.18	1.16	1.18
普通銅之材	正	1.25	1.25	1.25

資材名		資材名		資材名		資材名	
(災害防止)		(災害復旧)		(土地改良)		(電線)	
普通銅 鉄 二次 製品	普通銅 鉄 二次 製品	普通銅 鉄 二次 製品	普通銅 鉄 二次 製品	普通銅 鉄 二次 製品	普通銅 鉄 二次 製品	木セメント 材ト線鉄	木セメント 材ト線鉄
単位	単位	単位	単位	単位	単位	石瓦	石瓦
0.005	0.008	0.005	0.008	0.005	0.008	0.005	0.005
最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最高
0.005	0.008	0.005	0.008	0.005	0.008	0.005	0.005
平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均

資材名		(災害復旧工事)	
資材名	量	量	量
量	量	量	量
普通銅々材	0.200	0.200	0.200
鉄銅二次製品	0.484	0.484	0.484
木セメント	0.200	0.200	0.200
普通銅々材	0.133	0.133	0.133
鉄銅二次製品	0.240	0.240	0.240
木セメント	0.130	0.130	0.130
普通銅々材	0.680	0.680	0.680
鉄銅二次製品	0.250	0.250	0.250
木セメント	0.460	0.460	0.460
普通銅々材	0.130	0.130	0.130
鉄銅二次製品	0.490	0.490	0.490
木セメント	0.140	0.140	0.140

資材名		(港湾開港へ港湾整備工事)	
資材名	量	量	量
量	量	量	量
普通銅々材	0.200	0.200	0.200
鉄銅二次製品	0.484	0.484	0.484
木セメント	0.200	0.200	0.200
普通銅々材	0.133	0.133	0.133
鉄銅二次製品	0.240	0.240	0.240
木セメント	0.130	0.130	0.130
普通銅々材	0.680	0.680	0.680
鉄銅二次製品	0.250	0.250	0.250
木セメント	0.460	0.460	0.460
普通銅々材	0.130	0.130	0.130
鉄銅二次製品	0.490	0.490	0.490
木セメント	0.140	0.140	0.140

資材名		(農業機械)	
資材名	量	量	量
量	量	量	量
普通銅々材	0.440	0.440	0.440
鉄銅二次製品	1.99	1.99	1.99
木セメント	1.75	1.75	1.75
普通銅々材	0.440	0.440	0.440
鉄銅二次製品	2.43	2.43	2.43
木セメント	1.75	1.75	1.75
普通銅々材	0.440	0.440	0.440
鉄銅二次製品	1.99	1.99	1.99
木セメント	1.75	1.75	1.75

資材名		(電気機器)	
資材名	量	量	量
量	量	量	量
石炭	3.9	3.9	3.9
木セメント	5.5	5.5	5.5
石炭	3.9	3.9	3.9
木セメント	5.5	5.5	5.5

資材名		単位		八裁判所	
普通銅々材	鉄鋼二次製品	石	瓦	石	瓦
一、四八	〇、六四	一、二〇	〇、一〇	一、四〇	〇、六〇
一、八〇	〇、七七	一、五二	〇、一四	一、七六	〇、七六
一、六四	〇、七〇	一、三六	〇、一二	一、五八	〇、六八

資材名		単位		八刑務所	
普通銅々材	鉄鋼二次製品	石	瓦	石	瓦
一、四〇	〇、六〇	一、二〇	〇、一〇	一、七六	〇、七六
一、七六	〇、七六	一、五二	〇、一四	一、五八	〇、六八
一、五八	〇、六八	一、三六	〇、一二	一、五八	〇、六八

九建築関係(病院)		単位		量	
普通銅々材	鉄鋼二次製品	石	瓦	石	瓦
一、二八	〇、五五	一、二五	〇、一〇	一、七五	〇、七五
一、七五	〇、七五	一、五〇	〇、一四	一、五五	〇、六五
一、五一	〇、六五	一、二九	〇、一二	一、二九	〇、一九

木電線		単位		量	
木	電線	石	瓦	石	瓦
〇、〇一大	九、六	一、六〇	一、六〇	一、九二九	一、九二九
〇、〇三大	一、四四四	五、〇四	五、〇四	一、四四四	一、四四四
〇、〇二六	一、四四四	一、四四四	一、四四四	一、四四四	一、四四四

資材名	単位	最高需	最低需
普通銅々材 錫銅二次製品	屯	一・五七	一・五七
		高	低
（住宅）			
普通銅々材 錫銅二次製品	屯	一・九〇	一・八一
木セメント メタルト	石	一・七三	一・七四

資材名	単位	最高需	最低需
普通銅々材 錫銅二次製品	屯	一・五四	一・五四
		高	低
（官房營繕）			
普通銅々材 錫銅二次製品	屯	一・六六	一・六六
木セメント メタルト	石	一・八一	一・八一

資材名	単位	最高需	最低需
普通銅々材 錫銅二次製品	屯	一・五四	一・五四
		高	低
（学校）			
普通銅々材 錫銅二次製品	屯	一・六六	一・六六
木セメント メタルト	石	一・八〇	一・八〇

資材名	単位	最高需	最低需
普通銅々材 錫銅二次製品	屯	一・五四	一・五四
		高	低
（電線）			
普通銅々材 錫銅二次製品	屯	一・五四	一・五四
木セメント メタルト	石	一・四〇	一・四〇

資材名 普通銅々材 鉄銅二次製品	単位 石	(全局合算値)		
		最高需 0.87	最低需 0.71	平均量 0.73
電線 普通銅々材 鉄銅二次製品	石	一〇二	一〇〇	一〇一

資材名 普通銅々材 鉄銅二次製品	単位 石	(通信開保(市内電話))		
		最高需 0.6835	最低需 0.675	平均量 0.676
電線 普通銅々材 鉄銅二次製品	石	一〇二	一〇〇	一〇一
電線 普通銅々材 鉄銅二次製品	石	一〇八	一〇六	一〇七
電線 普通銅々材 鉄銅二次製品	石	一〇四	一〇二	一〇三

資材名 普通銅々材 鉄銅二次製品	単位 石	(倉庫)		
		最高需 0.132	最低需 0.122	平均量 0.126
電線 普通銅々材 鉄銅二次製品	石	一五四	一六六	一五六
電線 普通銅々材 鉄銅二次製品	石	一四四	一三二	一四一
電線 普通銅々材 鉄銅二次製品	石	一九〇	一八〇	一九〇
電線 普通銅々材 鉄銅二次製品	石	一七九	一六九	一七九

資材名 木セメント 木セメント	単位 石	(倉庫)		
		最高需 0.67	最低需 0.134	平均量 0.412
電線 普通銅々材 鉄銅二次製品	石	一六一	一五五	一六二
電線 普通銅々材 鉄銅二次製品	石	一七五	一六七	一七一
電線 普通銅々材 鉄銅二次製品	石	一八一	一七三	一七八

資材名	單位	最高量	最低量	要量
普通鋼之材	吨	一、一三	零、七九	一、四九
鐵鋼二次製品	吨	一、一二	一、一三	零、八五五

(有線電信)

資 本 名	單 位	最 低 需 要	最 高 需 要	平 均
普通銅之材 鐵銅二次製品 鐵線電木	石	0.56 0.76 0.75	0.75 1.32 1.15	0.75
材 木	四 一 五	0.058 0.055 0.055	0.072 0.115 0.07	0.07
電 線	大 九 九	0.092 0.092 0.092	0.110 0.110 0.110	0.110
鐵 品	四 七 〇	0.055 0.055 0.055	0.064 0.064 0.064	0.064
銅 之	四 四 二 五	0.055 0.055 0.055	0.064 0.064 0.064	0.064

一 生 命 舊 當 稿

貨 材 名	單位	最 值	高 值	平 值	均 值
普通鋼之材	毛	0.59	0.74	0.665	0.665
鐵鋼二次製品	毛	0.74	0.93	0.835	0.835
鐵線	毛	0.0四五五	0.0九八	0.0七一七五	0.0七一七五
電木	毛	0.0三	0.0六一	0.0二八	0.0二八
木	毛	0.0七八八	0.0九六	0.0七八七	0.0七八七
鐵	毛	0.0九五	0.0九八	0.0九五	0.0九五
銹	毛	0.0九五	0.0九八	0.0九五	0.0九五
電	毛	0.0九五	0.0九八	0.0九五	0.0九五
木	毛	0.0九五	0.0九八	0.0九五	0.0九五
鐵	毛	0.0九五	0.0九八	0.0九五	0.0九五
銹	毛	0.0九五	0.0九八	0.0九五	0.0九五
電	毛	0.0九五	0.0九八	0.0九五	0.0九五
木	毛	0.0九五	0.0九八	0.0九五	0.0九五

(市外電話)

電線	0.136	0.150	0.143
鐵線	0.053	0.060	0.056
木	0.155	0.125	0.145
石	0.176	0.125	0.155
木	0.136	0.150	0.143
鐵	0.053	0.060	0.056
木	0.155	0.125	0.145
鐵	0.053	0.060	0.056

23

資材名		(全局合營信)	
資材名	軍位	量	量
普通銅々材	平	最	需
普通銅々材	平	低	需
普通銅々材	平	高	需
普通銅々材	均	平	需
普通銅々材	均	均	需

資材名		(無線電信)	
資材名	軍位	量	量
普通銅々材	平	最	需
普通銅々材	平	低	需
普通銅々材	平	高	需
普通銅々材	均	平	需
普通銅々材	均	均	需

資材名		(全局合營信)	
資材名	軍位	量	量
普通銅々材	平	最	需
普通銅々材	平	低	需
普通銅々材	平	高	需
普通銅々材	均	平	需
普通銅々材	均	均	需

資材名		(全局合營信)	
資材名	軍位	量	量
木セメント	平	最	需
木セメント	平	低	需
木セメント	平	高	需
木セメント	均	平	需
木セメント	均	均	需

電線材		木セメントト線鐵	
石	石	石	石
三一四	三九大	一三一〇	一三一〇
四二八	三七一	八五三	八五三

電線材		普通銅々材	
石	石	石	石
一七二八	一七二八	一七二八	一七二八
〇、三八	〇、三八	〇、三八	〇、三八
一八一二	一八一二	一八一二	一八一二
一七七	一七七	一七七	一七七
〇、四〇	〇、四〇	〇、四〇	〇、四〇

(全局合算總)

資材名		軍位	
普通銅々材	〇、三九	〇、〇一	〇、〇一二五
鉄銅二次製品	〇、七二	〇、〇二	〇、〇二二五
銅線	〇、一〇五	〇、〇二五	〇、〇二五
電線	〇、〇五三	〇、〇一五	〇、〇一五
木セメント	五、七三	〇、一一大	〇、〇七九三七
木	三八六	一、三二	〇、〇七九三七

(施設補充)

資材名		軍位	
普通銅々材	〇、五大	〇、〇五	〇、一一二
鉄銅二次製品	〇、九九	〇、九九	〇、〇五一大
木	〇、八二	〇、八二	〇、一五

(建設勘定) 一般管轄

十一 厚生園原（房効会館）		資材名	軍役	需量	需量	需量	需量
材	木	普通銅 鐵鋼二次製品	材	石	石	石	石
材	木	電線	木	石	石	石	石
ト	メ	銅	材	石	石	石	石
ト	ン	鉄	死	死	死	死	死
大	一	普通銅 鐵鋼二次製品	材	石	石	石	石
一一一	八五五一	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025
六	一	普通銅 鐵鋼二次製品	材	石	石	石	石
一一一	八五五一	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033
六	一	普通銅 鐵鋼二次製品	材	石	石	石	石
一一一	八五五一	0.029	0.029	0.029	0.029	0.029	0.029

資材名	單位	最需量	最高量	平均量
普通鋼々材	匹	一、九	一、七	一、九
鐵鋼二次製品	匹	二、零	一、八	一、八
銳球	吨	三、九	二、六	二、五
石	吨	七、一	四、七	四、三
木	尺	一、九	一、八	一、五

木	セ	電	銑	鉄
メ	・	・	・	鋼
・	ン	・	・	ニ 次 製 品
材	ト	球	鉄	電
石	屯	屯	屯	電
三	八	一、〇、	、〇、	一、〇、
〇	〇	二〇	〇	七〇
		四二	二五	九〇
四	五	一、〇、	、〇、	二〇、
〇	〇	二〇	三三	六〇
四	六	一、〇、	、〇、	一八〇
二	五	二〇	〇	八〇
三	四	四九	二九	九〇

資材名	單位	最高量	最低量
普通鋼尺材	尺	0.170	0.166
		0.206	0.188

資材名	單位	最需量	最低量	最高量	平均量
普通鋼々材	也	0.六五三	0.六五三	0.八一六	0.七三四
鐵錫二次製品	也	一、四九一	一、二八三	一、八六三	一、六七大
銑電七木	也	0.二六	0.三〇	0.三二	0.二九
材卜石	也	一、二八三〇	一、二八三〇	一、八六〇	一、八六〇
三八五〇	也	0.0	0.0	0.0	0.0
四八〇〇	也	0.0	0.0	0.0	0.0
四三二五〇〇	也	0.0	0.0	0.0	0.0

(國立勞動會館)

27

(下水道)

資材名		普通鋼々材		鐵鋼二次製品		木	
資材名	単位	普通鋼々材	単位	鐵鋼二次製品	単位	木	単位
普通鋼々材	屯	一、二、六、八	屯	一、二、六、八	屯	一、五、〇、四	屯
鐵鋼二次製品	屯	一、一、四、二	屯	一、一、四、二	屯	一、一、九、八	屯
木	屯	一、三、八、六	屯	一、三、〇、四	屯	一、七、一、五	屯

十二 陸運關係(新線建設)

資材名		普通鋼々材		鐵鋼二次製品		木	
資材名	単位	普通鋼々材	単位	鐵鋼二次製品	単位	木	単位
普通鋼々材	屯	一、八	屯	一、八	屯	一、一	屯
鐵鋼二次製品	屯	四、四	屯	三、一	屯	一、一	屯
木	屯	一、三、一	屯	一、三、一	屯	一、一	屯

(路線増設)		鐵鋼二次製品		木材		電線	
資材名	単位	鐵鋼二次製品	木材	木材	電線	鐵鋼二次製品	電線
普通鋼々材	屯	一、二、五、五	屯	一、二、五、五	屯	一、二、五、五	屯
鐵鋼二次製品	屯	一、一、五、〇	屯	一、一、五、〇	屯	一、一、五、〇	屯
木材	屯	一、一、五、〇	屯	一、一、五、〇	屯	一、一、五、〇	屯
電線	屯	一、一、五、〇	屯	一、一、五、〇	屯	一、一、五、〇	屯

最需量	最高量	最低量
0.0.0.0.0.	1.2.3.0.	0.0.0.0.0.
0.0.0.0.0.	1.2.3.0.	0.0.0.0.0.
0.0.0.0.0.	1.2.3.0.	0.0.0.0.0.

一
附錄

資材名	單位	最高量	最高要	最低要	最低量
普通鋼々材	噸	一、四五	一、四五	二、四	二、四
鐵銹鋼二次製	噸	六、二五	六、二五	七、三	七、三
呂鐵線	噸	二、二五	二、二五	一、八	一、八
木枝卜	噸	五、五	五、五	四、五	四、五
石頭	噸	一、八	一、八	一、八	一、八
枕用	噸	五、五	五、五	四、五	四、五
木材	噸	四、五	四、五	三、二	三、二
木	噸	二、二五	二、二五	一、八	一、八

(建 築)

木	七
材	六
枕用	二
木材	十
魄石	五
四、八	二
五、〇、	五
〇〇	
一	
四、三	二
七、九、	八
〇〇	五
一	
四、六、九、	二
五、五	五

(木屋通語集解)

鐵錫二次製呂

(通信設備)

普	通	鐵	銑	電	七	木
鑄	次	鋼	二	火	火	火
火	製	鑄	一	火	火	火
材	火	鐵	品	火	火	火
屯	屯	屯	屯	屯	屯	屯
九						
一、	八、	〇、	〇、	〇、	一	九
〇	六	〇	三	一	九	
		九			五	
		六				
二						
三	七					
六	四	〇	〇	〇	五	九
〇	〇	一	五	三	三	五
		六		八		
一						
六	四					
三	一、	〇、	〇、	〇、	二、	五
五	三	一	四	一	六	七
		三		三		
		一		一		
		八		八		

卷之三

. 2

31

資材名	單位	最需量
普通鋼々材	屯	低
鐵錠二次製品	屯	高
鐵	屯	中
		量
0.六	0.一七	一、七
0.一〇一	0.四	一、八
0.八〇五	0.一〇五	一、七五

(電氣信号設備)

資材名	單位	最 低	最高	量
普通銅	石	一、四〇〇	一、四、四	五〇〇
銅鑄件	毛	一、七五	一、七四	八三〇
鐵線	厘	〇、三	〇、三五	二、一
電線	厘	一、五	二、三	二、三
木	米	一、五	二、九	三、二

(電燈電力設備)

普通鋼々 材	資 材	" (工 場)
石 材	電 銑 鉄 鋼 材	石 材
屯	材	石
最 低	名	屯
三 六	單 位	電
需 要	量	銑
高 度	量	鐵
五 三	量	鋼

木 セ 材	電 銑 鉄 鋼 材	木 セ 材
石 材	電 銑 鉄 鋼 材	石 材
木	電	木
セ	銑	セ
材	鐵	材
石	鋼	石
電	材	電
銑	材	銑
鐵	材	鐵
鋼	材	鋼
材	材	材
石	電	木
電	銑	セ
銑	鐵	セ
鐵	鋼	材
鋼	材	材
材	材	石
石	電	電
電	銑	銑
銑	鐵	鐵
鐵	鋼	鋼
鋼	材	材
材	材	石

"(自動車工場)

木 セ 材	電 銑 鉄 鋼 材	木 セ 材
石 材	電 銑 鉄 鋼 材	石 材
木	電	木
セ	銑	セ
材	鐵	材
石	鋼	石
電	材	電
銑	材	銑
鐵	材	鐵
鋼	材	鋼
材	材	材
石	電	木
電	銑	セ
銑	鐵	セ
鐵	鋼	材
鋼	材	材
材	材	石
石	電	電
電	銑	銑
銑	鐵	鐵
鐵	鋼	鋼
鋼	材	材
材	材	石

木 セ 材	電 銑 鉄 鋼 材	木 セ 材
石 材	電 銑 鉄 鋼 材	石 材
木	電	木
セ	銑	セ
材	鐵	材
石	鋼	石
電	材	電
銑	材	銑
鐵	材	鐵
鋼	材	鋼
材	材	材
石	電	木
電	銑	セ
銑	鐵	セ
鐵	鋼	材
鋼	材	材
材	材	石
石	電	電
電	銑	銑
銑	鐵	鐵
鐵	鋼	鋼
鋼	材	材
材	材	石

(自動車拡張)

資材名		單位	最需量	最要量	量
普通鋼材	普 通 鋼 材	噸	一 一 七	二 三 〇	七 〇
鐵鋼二次製品	鐵 鋼 二 次 製 品	噸	一 一 七	二 〇	一 〇 〇
銹鐵線	銹 鐵 線	噸	一 一 五	一 九 四	八 五
木電線	木 電 線	噸	一 一 八	二 〇 九	二 〇 六 〇
石材	石 材	噸	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇

電	銃	セ	木	メ	シ	ン	ト	材	電	電	電
三	二	一	〇	〇	〇	〇	〇	三	四	五	六
四	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	六	六	五	四
三	七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五	四	四	四

資材名	單位	需量
普通鋼材	屯	最高
鐵鋼二次製品	屯	最低
		最要
0.27	九一	0.0.2
0.45	一〇二	高
0.36	九六五	量

昭和 8. 12

no. 30

0

一、監査実施状況

昭和二十一年一月より二十三年三月迄に監査を実施した箇所は次の通りである。

昭和二十一年度公共事業監査概要

(一) 経本建設・監査
(二) 建設・監査
(三) 二
(四) 一

主務省名	監査対象名	昭和二十一年度	昭和二十一年度
名	省	都道府縣	都道府縣
農林省	農地事務局	一二	一実施中(三六)
建設院	地方建設局	四	四
文部省	施設局出張所	四	四
運輸省	鐵道信局	三	三
	地方施設部	二	二

最高裁判所	地方電気部	卷	灣建設部	法務廳
	一一	一	一	一
	(実施中六二四)	一		

二、監査による意見

監査官の報告に基づく意見を綜合概括すれば次の如くである。

- (一) 経済安定本部において考慮すべき事項
 1. 経済安定本部の施策を事業実施末端迄徹底する方途を講ずる必要がある。
 2. 事業調整反応資料割当を促進すること。
 3. 事業認證は地方の季節的変化を考慮して行うこと。
 4. 地方延滞に対する適切な措置を講ずること。

23
4/10
9~2

36

5. 郡道府県にかけて公共事業の総合運営を実施させたため適当な方法を講ずること。

6. 各省に財源公共事業の監査を実施させうる、適當な手段を講ずること。

(二) 各省及び実施機関の考慮すべき事項

1. 各省一般実施

1. 災害復旧費は予算化が比較的容易であるため重要度の低い事業復旧も実施する可能性がある。

而も復旧費は主務省から府県へ一括して配分されてしまうので複数を過まる度が多い。

大規模のものは一件毎に予算をつける必要がある。

2. 農林省実施

1. 計画は全國的に適地調査を急速に実施しその結果に基いて再検討を要する。

2.

1. 干拓事業は現段の予算措置よりすると、その完成は長年月を要することになり放つて急速な効果は出来ない。近來着手のものに重点を置き、且つ優秀なものに資金、資材を集中しとの完成を急ぐべきである。従つて新規工事は特別なものを除いては極力避けべきである。

2. 大規模開拓は非常大高額な事業成否事業に過ぎないものが多く、食糧増産など試行するに足りない。

3. 干拓・土地造成事業の方に予算を振り向ける方が凡ゆる意味において效果が大きい。

4. 斤地災害対策は等にかけて頗る零細な補助を多段実施している。これ等は根本的大検討を要する。

5. 両盤と營農が併行して行はれる様、指導する必要がある。

6. 入組者住宅、貯蓄資金の融資の枠が不足であるからこれで打開の手段を講ねべきである。

7. 農業土木開発工事の設計 施行監督の質的低下が各所に見られ大工事は担当せしめろのは寒心に堪へない。これ等を改善する方途を講ずる必要がある。

8. 荒廢林地復旧 森林治水事業において資金、資材面からの制約もあるが工事の質的低下を除して居るから充分なる監督が必要である。

9. 山林開発の中 造林、林道施設に対する補助金令達は才三、四半期以降となつていろが、これは認證制度を破るものである。

〔建設院〕

1. 資金令達が遅く、現地特に直轄機關はこのため屢々困窮する。
2. 事業計画は重点的に行う必要があり、特に直轄河川改修、中小河川改良事業は現任の予算計画では頗る長期同を要し災害を起す可能性があるので事業場を重点的に選定し、且つ豫算と資材を集中し速やかなる完成を計る様計画すべきである。

3. 都市計画は現在の國狀より再検討すべき必要がある。

4. 通路計画は再検討を要し既設道路補修については特別の措置が必要である。

5. 住宅建設の既分が過甚を欠いて居るものがある。例えば戦災を受けていない滋賀県に事業を実施して居る。

〔文部省内保〕

1. 認證制度に対し認識が甚い、即ち認證と異つた事業を実施している。

例えば福岡高校、九大、大分経專等に於て不要不急と思はれる寄宿舎の事務室を新築したり戦災を受けないのに戦災復旧を実施する如く申請して官舎を新築して居る。

〔現地実状の把握と欠けて居る〕

例えば歎吸学校の復旧にかゝりて全焼したものが一部被害を受けた程度のものに沿んど大して差さづけず一律に予算を配分したり極端な場合ほ現状の闇状より施行の必要がないと思はれるものにも予算

を配付して居る。

「通信省内添」

「事業運営は従来通りで、公共事業としての処理に欠けて、いろいろとこう

がある。事業の性質上困難な点もあるが、極力同調すべきである。

「運輸省内添」

「事業運営は従来通りである。事業の特殊性はあるが、極力同調すべきである。

「優秀な現場技術陣、遊休器材は他の重要産業に充分通用すべきである。

建設院二三、四、一ニ

40

13

公共事業費の財源問題に關する意見

(建設院二三、四、一ニ)

昭和二十三年度公共事業費の予算編成に當つて於計しなければならぬ問題は次の通りであると考えろ。

1. 歳出総額に対する公共事業費の比率を如何にするか。
2. 公共事業費中に含まれる各事業部門の重要度從つて其の優先順序、事業量等を如何に分配するか。

3. 公共事業費の性格から見てこれを一般歳入、税収入等の经常收入にて交付すべきものとするか、公債財源をも併せて財源として予定すべきものとするか。

第一の問題について

現在審議中には居する明年度予算編成においては

歳出総額

三千百四十億円

公共事業費登定額

二百七十四億円

歳出総額に対する公共事業費総額の比率八六%という状況にあり

終戦処理費
行政部費
政府出資費

一九%

一三%

一八%

これ比し極めて低率にあることを否めり。

公共事業費中には広い意味において國の生産力、殊に資源の維持開発に寄与すべきものを含むものであるから、公共事業費の総歳出予算に対する比率は更に増大して然るべきものである。

即ち歳入の制約が直ちに公共事業費の総額を制約するとの意見は正しくないのであって歳出総額に対する公共事業費の比率が妥当な満度に達している場合に始めて採り上げられる議論となり得るものと考える。

第二の問題について

公共事業費に対する査定額を各部門別に見ると次の通りである。

公共事業費総額に対する二四

一二

名

河川防護	砂利水道	山林産業	農業	都市計画	刑務所	学校	住居	官廳營繕	厚生	勵行
二四	一六	一三	一四	一八	一五	一六	一七	一八	一九	一四
一一	一六	一三	一四	一八	一五	一六	一七	一八	一九	一四
名	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

商工
諸備費
計
一〇〇 %

0.03 %
7.3 %

石川よつて同額は果して各事業部門の重徴度を石比率が反映してりるかの点であつてこの実検討を要する

治水対策、住宅対策の緊急性を政府が採り上げて、現在、公共事業部門における重徴度、公共事業費に対する比率は更に増大さるべきものと考へる。殊に農業開拓費については各地の実情に照しその効果かく見て、又治水上かく見て再検討すべき多くの疑問がある。

多額の経費と開拓民の犠牲を以てその結果は幾何の食糧増産を負うすべきか、又上流の開墾が下流の畠田を水害の危険をさすす等、利害得失は大いに考慮すべきであろう。

第三の問題について

以上第一及び第二の問題が慎重に検討され石後において考慮なければならぬ

うめのが第三の点である。来年度の予算編成に当つては、國庫收入は税収收入又は専党益金を以て概ね賄うことになつてゐる。即ち非募債主義が採用されている。

然しながら、公共事業の性格から見て、これが財源を全部右の様な税収入等の財源に依存することは妥當でなく、この際、生産公債又は建設公債を採用する途を講ずべきである。

元よりインフレ防止の観点から國債発行の限度及びその消化方法は充分慎重であるを要するが、通貨増發の危険性は國民経済力の増大に相当せざる場合に於て生ずるものであるから、公共事業費にして、生産力の増強、或は國富の増大に寄与する点を考慮するならば大局的に見て今日の如く非募債主義に膠着していることは決して國策として妥当とは云ひ得ない。

以上の問題と併行して考慮すべき新財源の発見については大藏当局に於て租税大系を考慮して工夫考慮すべきであるが建設行政に関連して新財源なり得べきものと考をうるるものと挙げれば概ね次

(甲) の如きものである。

(1) 住宅政策に因連するもの

家賃平衡税

戦前の家賃は地代家賃統制令に依つてストップされているが、現在の貸家不足状態では、多額の権利金等の不正な手段が殆ど公然と行はれ、之を取締られし困難である。又之の旧家賃と戦後建築の家賃の差異と併百倍以上の開きを生じ、賃金の基準となる生計費の算定上に於て新旧何れの家賃を依るかに依つて著しい差を生じる現象を呈している。かかる現状に鑑み、戦前の賃貸価格を戦後の賃貸価格に平衡する程度迄引上げの要領を家賃平衡税として徵收することとする。この課税は家主の負担とせず、当然店子へ転嫁する。即ちそれが家賃の引上げを認める。此の結果旧貸家に住むものと戦後の新貸家に住むものとの均衡が得られるること

となる。然して右の新家賃のベースは賃金の算定基準たる生計費に計上することは勿論である。

(2) 自己住宅税

即の家賃平衡税は貸家を対象とするものであるが自己の家屋に居住するものに対しても同様の趣旨から家賃平衡税に準じて課税する。

(3)

右甲及乙の課税は概算百三四四十億円の收入を得うる。

余裕住宅税

一定坪数以上の所謂余裕住宅に居住する者に課税し、住宅開拓を刺激すると共に住宅政策に用する賦政需要の財源として微収する(約八億円)。

(4) 貸家優先税の発行

住宅税は住宅政策よりすれば必ずしも賛成し兼ねる。何故ならば勤労大衆は貸家を望んでいろから一軒でも多く貸家を供給するこ

とが目下の急務であるからである。そこで貸家優先税を発行して之に依つて得た財源は特別会計又は特殊法人として貸家を建設し抽籤に依つて之を供給せんとする案である。

その試案を示せば次の通りである。

(1) 一口百円乃至二百円

(2) 募集額五千万口

(3) 売上額百円から五十億、二百円から百億

(4) 貸家建設戸数五万户乃至十万戸、初回当選率百円から千本以上
(5) 家賃(一ヶ月五百)收入五万户から二億五千円十万戸から五億円
(6) 每年の家賃收入は更に貸家を建設し抽籤に依り供給する。

(7) 以上の方法に依るとさけ十箇年に總計約百円から八万户、二

百円から十六万户が建設され。

(8) 今後十年間、毎年五千万口募集とすれば二十ヶ年後には百円から八十萬戸、二百円から百六十万戸を建設供給し、而も今後の

経済界の変動、物価の下落等の危機は多數の応募者に分散させ
而も一ヵ百円乃至二百円であるかう何等の苦痛を感じない。

(二)

治水対策に肉連するもの

河水利用税へ大局から見て困難であろう。

河水を利用する木田耕作の農家に対し供出石数を基準として一石
百円程度を課税し、供出価格をそれだけ引上げ、消費者に転嫁す
る。

約三十億円

(2)

木利使用料の引上へ府縣以下の收入へ

水力発電使用料を大幅に引上げる。

道路政策に肉連するもの

(二)

ガソリニ税 大した稅收を期待しない。

(2) (甲) 市町地宅地増価税 ロントンで実施しているもので都市復興の財源
として恰好の稅源と考えられるが、どれ位どれ程か計算上の算出
が困難である。

昭和二十三年度公共事業費級活要未額内訳表

(二三、四、一四 建設局公共事業課) (單位 千円)

所管廳	事業区分	予算額	復活要未額	備考
(水政局)	(一級)			
建設院	直轄河川改良費	一一〇〇〇〇〇千円	五五〇〇〇千円	
	河川調査費	一八〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	
	中小河川改良費補助	三〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	
	河川調査費補助	一〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇	
	災害防除施設費補助	一五〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	
	北海道(國費)河川事業費	二〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇	
	北海道地方費河川事業費補助	一七〇〇〇〇〇	八〇〇〇〇〇〇	
	河水統制事業費補助	四〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	
(總務局)	土木事業用機械整備費	二八〇〇〇〇〇		

(水政局)	北海道拓殖事務費			
一級	計	二二一五〇〇〇		
(災害)	直轄河川災害復旧費	五四〇〇〇〇		
道府縣災害木木費補助	三三二二四六九	三五二六二三		
北海道(國費)土木災害復旧費	二〇〇〇〇〇〇	二六八九八七一		
道府縣災害土木費事業助成費	七〇〇〇〇〇	九三八四七		
鐵害復旧費補助	三五〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇		
其 他	三五〇〇〇〇	三五〇〇〇〇		
南海地方地盤沈下対策土木事業費補助	一〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇		
災害	計	一〇〇〇〇〇〇		
合		一〇〇〇〇〇〇		
直轄砂防事業	大八六六三	三一三三七		

23
4.14
9~2

45

建
說
院

（都 市 局） 設 院

計

其 論 附

卷之三

砂防調査費

道府縣通常砂防補助	一三二六〇〇	大七四〇〇
災害対策砂防々	一三二六〇〇	八九四〇〇
砂防調査補助	五一〇〇	一二〇〇
合計	三四〇六六三	一八九三三七
産業施設周係石炭渣産道府縣助	一〇〇〇〇〇	一九八八五
直轄國道改良	四二三一五一	二七三八四九
府縣道路補助	三〇〇〇〇〇	五九二〇〇〇
道路調査	五〇五五	大九五〇
北海道道政	四〇一八〇九	三五八一九一
生産都市再建整備	九〇五九四	二八八四四五
炭鉱地区整備	一	一
省營バス分担	一	一

公衆浴場設置 墓地移軒	二〇〇	五五〇
公眾便所	一八〇	一七〇
火葬場應急復旧	一五一五	一四八五
戰災死亡者改葬	四〇〇	二〇〇
都市災害復旧	七五〇	二一八八三
都市水利施設整備	九〇〇	一大〇〇〇
特殊地下土木整備	一八〇〇	三二八四七
機械器具整備	二〇〇〇	一〇〇〇〇
南海地方地盤沈下对策	二九〇〇	四〇〇〇
特殊事業	一	一
合計	一〇四〇〇一五	二六七五、二一五
水造	一三七四、一八五	五五〇〇

農林省	厚生省
(法務廳)	(法務廳)
刑務所檢察廳及其他營繕	計
直轄學校戰災復旧	一四七、六〇六
建物緊急整備	三九二、〇
震災復旧	大五一、七八八
計	三八〇、八
五八七、五五五	九一五、七六四
一六七、二一三	二七七、〇二三一
七九、四二二	一四四
二九〇、四〇六	一〇〇、一四四
一〇〇、一四四	一四四
五四五、六八	九一五、七六四

教育廳	文部省
直轄學校戰災復旧	(教育廳)
建物緊急整備	刑務所檢察廳及其他營繕
震災復旧	直轄學校戰災復旧
計	直轄學校戰災復旧
八九、三八六	一四七、六〇六
三二、四八二	三九二、〇
七四、六	大五一、七八八
二五、七五	三八〇、八
二五、九六、五五	九一五、七六四
四、二三、一五四一	二七七、〇二三一
一三、三三、四八四	一四四
大四、一三三	一〇〇、一四四
一九、九三三	一四四
二三、四一〇	一四四
一三、八五二	一四四
四、六、四八六	一四四
東日本水害復旧	一四四
風水害復旧	一四四
震災復旧	一四四
公立學校建物緊急整備	一四四
上地	一四四
全上整	一四四
公立學校建物緊急整備	一四四
東日本水害復旧	一四四
震災復旧	一四四
風水害復旧	一四四
校舍別小學校火災復旧	一四四
計	一四四
大五七、三	一四四

運輸省		最島復旧場	三八〇。
(港・港局)		體育運動場	五一五。
(港・港局)	合計	最島復旧場	五一五。
港湾事業費	人件事務費	三三五・五六	五一五。
直轄港湾工事費	五一九・〇〇	一八〇・〇〇	四・二八
臨港倉庫建設費	五五・〇〇	七四・〇〇	大五二六・二七八
作業船修理費	六〇・〇〇	六〇・〇〇	二九・大四・二八・八
港灣調查研究費	五・〇〇	五〇・〇	
官設上屋維持費	一六・一五六		
港灣事業費補助	三九五・三五〇		

重要港湾補助	二〇〇・〇〇	一二九・五一	
都府縣港湾補助	一七〇・三五〇	七九・六五〇	
作業船修理費補助	二〇・〇〇	三〇・〇〇	
港灣調查費補助	五・〇・〇	一七・五・〇〇	
北海道港湾事業費	一八・五・〇〇	二六・七・〇〇	
人件事務費	一五・四・五〇〇	一九・七・〇〇	
港湾工事費	三・〇・〇	九・〇・〇	
作業船購入修理費	五・〇	二・〇・〇	
港湾調査費	一・〇・〇	一・一・二・〇	
直轄港湾災害	一・〇・四・六・〇	八・四・〇・八・五・七	
二十一一年災害	二・九・五・四	一・九・七・一	
二十ニ年	三・五・一・〇		
計	八・一・三・五		

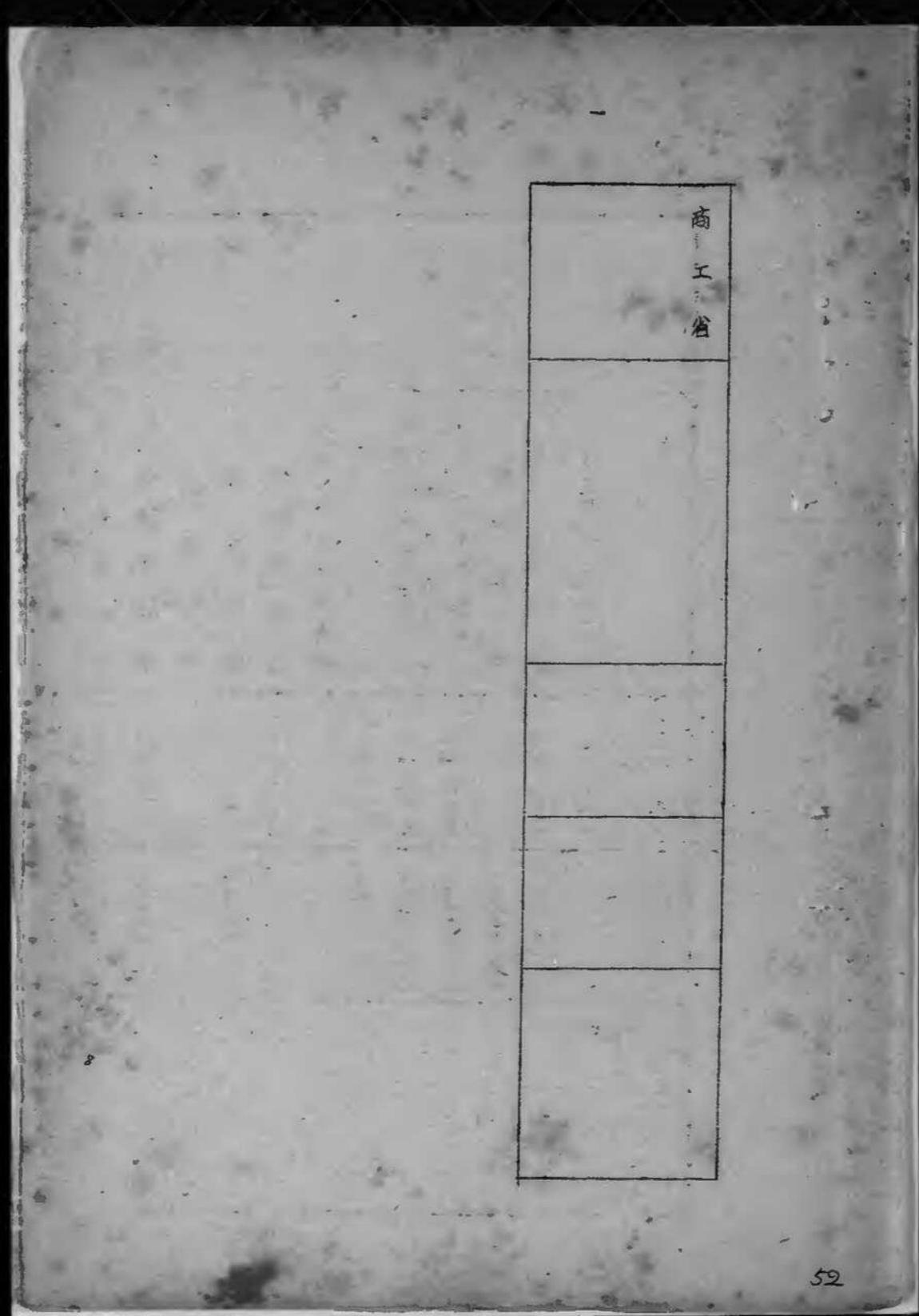
產業施設開発港湾工事費並補助

(陸運管理局)

都府縣港灣災害補助	二〇〇〇〇〇	三二八〇二二
二十一 年 灾 害	一一〇〇〇〇	五〇八〇二二
二十二 年 "	九〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇
北海道港灣災害	一〇〇〇〇〇	四九〇〇〇〇
二十二 年 灾 害	一〇〇〇〇〇	四九〇〇〇〇
合 計	二五〇〇〇〇	二九三〇〇〇
私鐵災害復旧費補助	二五〇〇〇〇	二九三〇〇〇
轉職船員職業補導	二〇六〇三五〇	三五二〇三二
二九四三六	一	一一九七八八六
		一一九三四八九

裏面白

農林省 （水產局）		漁港修繕補助	三八〇〇〇	一八八五三〇〇
船舶設備補助		二二三九四〇〇	六〇九九六四〇	一九八〇〇
人件費		三六〇〇〇	三二八七四七一〇	九八〇〇〇
北海道人件費		零	零	零
北海道人件費		零	零	零
漁港其地災害復旧		一七七〇〇	一七七〇〇	一七七〇〇
(一週年度)		一八九三六	一八九三六	一八九三六
同 (二十二年度災害)		二八六五六	二八六五六	二八六五六
同補助		增計	增計	增計
北海道奧田閻冬補助		小計	小計	小計
合計	三六二一九二	三七六〇〇	三七六〇〇	三七六〇〇
計	三六二一九二	一四七五九二	一四七五九二	一四七五九二
		大九〇一三七三二	七三七四五〇	四三七六一三六七
		一七九七七八五	一七九七七八五	一七九七七八五
		一	一	一



昭和二十三年度公共事業費復活要求額内訳表

(二三、四、一四 建設局公共事業課) (單位千円)

所管廳	事業区分	予算額	復活要求額	備考
建設院 (水政局)	(一般)			
	直轄河川改良費	一一〇〇〇〇〇	五五〇〇〇〇〇	千円
	河川調査費	一八〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	
	中小河川改良費補助	三〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	
	河川調査費補助	一〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇	
	災害防除施設費補助	一五〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	
	北海道(國費)河川事業費	二〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇〇	千円
	北海道地方費河川事業費補助	一七〇〇〇〇〇	八〇〇〇〇〇〇〇	
	河水統制事業費補助	四九〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇〇	
(總務局)	土木事業用機械整備費	二八〇〇〇〇〇	一	

（水政局）直轄砂防事業	北海道拓殖事務費	一般	計
	(災害)		
直轄河川災害復旧費	五四〇〇〇〇	三五二、六二三	
道府縣災害木木費補助	三三二、四六九	二六八九、八七一	
北海道(國費)土木災害復旧費	二〇〇〇〇〇	九三八、四七	
道府縣災害土木費事業助成費	七〇〇〇〇	三〇〇〇〇	
鉛害復旧費補助	三五〇〇〇	三五〇〇〇	
鉛害復旧費補助	三五〇〇〇	三一、一九〇	
其 他 的 南 海 地 方 地 盤 下 沉 災 害 災 害	一〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	
策土木事業費補助	四二六七、四六九	三四三二、五三一	
合 計	六四八二、四六九	四二六七、五三一	
	六八、六六三	三一、三三七	

建設院		砂防調査費
(地政局)		合計
産業施設用保石炭増産道筋補助	一〇〇〇〇〇	一七〇〇〇〇
直轄國道改良	四二三一五一	一三二六〇〇
府縣道路補助	三〇〇〦〇〇	八九四〇〇
北海道道路調査	五九二〇〇〇	五二〇〇〇
生産都市再建整備	四〇一八〇九一	一二〇〇〇
炭鉱地区整備	二八八四六五	一八九三三七
省営八次分組	一九〇八五	三〇〇〇〇

建設院 (都市局)		計
農業土地整理事務局		
河川水路	大四二五〇	一三二〇六〇四
街路	一〇五〇〇	一七一八三五
瓦斯	大五五五	九五七五〇
鐵軌道	八七五〇	一七五〇〇
無線整備	三〇〇〇	大四四五
水道	一八〇〇	大二五〇
下水道	一五〇〇	七〇〇〇
連絡街路	五〇五〇	二二〇〇
水道復旧	二五〇〇	三二〇〇
下水道復旧	一一〇〇	二〇〇〇
公共空地利用整備	一一七〇〇	三六〇〇
	大三三〇〇	三六〇〇

公衆浴場設置	五〇〇
墓地移軒	二〇〇
公衆便所	一八〇
火葬場應急復旧	一七〇
戰災死亡者改葬	一五五
都市災害復旧	一四五
都市水利施設整備	二〇〇
特殊地下土木整備	七五〇
機械器具整備	九〇〇
南洋地方地盤沈下対策	二一八八三
特　殊　事　業	六〇〇
合　計	三二八四七
一、四〇〇、一五	一〇〇〇〇
一、三七四、一八五	二〇〇〇〇
二、〇六五、八一五	四〇〇〇

農林省	厚生省
(法務省)	(教育施設司)
刑務所検察廳及其他營繕	(監獄官房会計課)
直轄學校毀災復旧	直轄學校毀災復旧
建物緊急整備	建物緊急整備
震災復旧	震災復旧
計	計
一四七、六〇六	一四七、六〇六
三九二〇	三八〇八
五一七八八	二七七〇二三一
九一五七六四	九一五七六四

東日本水害復旧	東日本水害復旧
事務費	事務費
小計	小計
公立學校毀災復旧	公立學校毀災復旧
盲聾啞義務制	盲聾啞義務制
公立圖書館	公立圖書館
全上整地	全上整地
公立學校建物緊急整備	公立學校建物緊急整備
震災復旧	震災復旧
風水害復旧	風水害復旧
東日本水害復旧	東日本水害復旧
小計	小計
後春別小學校火災復旧	後春別小學校火災復旧

運輸省 (港港局)		最島復旧	三八〇。
合計		體育運動場	五一五。
港湾事業費	人件事務費	直轄港湾工事費	五一〇〇〇。
臨港倉庫建設費	作業船修理費	臨港倉庫建設費	五五〇〇〇。
港灣調查研究費	官設上屋維持費	港灣調查研究費	六〇〇〇〇。
港灣事業費補助	港灣事業費	港灣事業費	五〇〇〇〇。
			一八〇〇〇。
			七四〇〇〇。
			六〇〇〇〇。
			五〇〇〇〇。
			一大一五〇。
			二三八七〇。
			三三五一大
			四〇二八
			五一五〇〇。
			二九六四三八八
			六五二六二七八
			三九五三五。
			五一五。
			四〇二八
			三八〇。

重要港湾補助	二〇〇〇〇。	一二九〇五一	一一〇。
都府縣港湾補助	一七〇三五。	七九六五〇	一一〇。
作業船修理費補助	二〇〇〇〇。	三〇〇〇〇。	一一〇。
港湾調査費補助	五〇〇。	二六七〇〇。	一一〇。
北海道港湾事業費	一八五〇〇。	一八五〇〇。	一一〇。
人件事務費	二〇〇〇〇。	一七五〇〇。	一一〇。
港湾工事費	一五四五〇。	九〇〇〇〇。	一一〇。
作業船購入修理費	三〇〇〇〇。	二〇〇〇〇。	一一〇。
港湾調査費	五〇〇。	二〇〇〇〇。	一一〇。
直轄港湾災害	八一〇三五。	八四〇八五七	一一〇。
二十一年災害	一〇〇〇〇。	一九七一。	一一〇。
二十二年	一〇四六〇。	一九五四。	一一〇。
	三五一〇		

産業施設開発港湾工事費並補助

(陸運管理局)

都府縣港灣災害補助	二〇〇〇〇	三二八〇二二
二十一年災害	一一〇〇〇	三〇八〇二二
二十二年"	九〇〇〇〇	二〇〇〇〇
北海道港灣災害	一〇〇〇〇	四九〇〇
一二二年災害	一〇〇〇〇	
合計	二五〇〇〇	三五二六三二
計	二〇六〇三五〇	
私鉄災害復旧費補助	二九〇四三六	
輪船員賃業補導	一	
總計	二〇八九七八六	一、一九三四八九

農林省 （水產局）		漢港修築補助費	北海道人件事務費	同種待修理費	北海道人件事務費	北海海直港修築補助費	人件事務費	船澳設備補助費	漢港修築補助費	農林省 （水產局）
小	合	九八〇〇〇	一八八五三〇〇	三二〇〇〇	六〇九九六四〇〇	三二〇〇〇	一三〇〇〇	三三八七四七一〇	三二〇〇〇	二二三九四〇〇
北海道奧田開采補助	小	一四七五九二	一七九七七八六五	二八、大五六	一一八、九三大	一七七〇〇〇	一三五〇八一〇	二三五〇八一〇	一七七〇〇〇	一四七五九二
漁港其他災害復舊	小	三七六〇〇	七三七四五〇〇	四三、七大一三六七	同（一九二九年度災害）	同（一九二九年度災害）	同（一九二九年度災害）	同（一九二九年度災害）	同（一九二九年度災害）	同（一九二九年度災害）
同補助	車	三七六〇〇	一七九七七八六五	二八、大五六	一一八、九三大	一七七〇〇〇	一三五〇八一〇	二三五〇八一〇	一七七〇〇〇	一四七五九二
計	計	三〇四、〇〇一八四二	六九〇一三、七三二	同（一九二九年度災害）						
三大二一九二		三七六〇〇	一七九七七八六五	二八、大五六	一一八、九三大	一七七〇〇〇	一三五〇八一〇	二三五〇八一〇	一七七〇〇〇	一四七五九二

裏面白紙

60

商工省

1818.24.6.24

二十三年四月

財政面より見たる
和歌山縣の公共事業

(二十三年度)

未定稿

今川 部員

23
4.15
9.2

一、すへがき

二、縣勢概要

三、縣財政に於て公共事業費の占める地位

四、縣財政の概要

一、すへがき

昭和二十三年度公共事業は、國費四九、五億円の他に地方費を合して計八三七億円を以て全國に亘つて実施された。之を一縣当たりに換算して見ると平均一八億円とばり地方負担分の半も約八億円とづつで、是の地方財政窮屈の声を聞くと、公共事業費が縣財政に於て如何位置を占め又如何にして事業費が調査されてゐるか、筆者は偶々三月に和歌山縣の公共事業監査に赴きこの間の事情をあらすし又う調べ得たので其の要旨を梗概で見ることにした。今縣は南海大震災の創痍未だ癒えず其の復旧に追われてゐる特殊事情にありの、之を以て地方財政の全貌を推すことには不适当であるが其の一端を覗うには足ると思ふ。

尚本稿第四項第五項の数字は夫々十二月末、九月末現在のものであるから其の間若干の差違のあることを断つて置く。

二、縣勢の概要

本縣は面積西、七千九百六十人を擁し、夫々全國の一・二%に當る。地勢は大部分が山丘地帶で平野は極めて少く、耕地面積は四万町歩（県の全面積の八%）を算するに過ぎない。

而して本縣の產業構成は阪神に近いと云う地の利を持ち下り地下資源に恵まれたためか工業はとりあげるべきもの多く、又前途の事情から農業縣とも言ひ難く、僅かに林業水

度に其の特色が認められる程度である。

然しそうな林業も膨大な山林地帯を持ち下る輸送施設が未整備のため縣下生産總額の5%を生産するに過ぎない。

三、縣財政に於て公共事業費の占める地位

公共事業費が縣平算に於て其の四五%を占めている事実は該事業が縣財政の支配的地位に立つてゐることを示している。

然しそうな窮屈化した縣財政に於て其水が如何なる基盤の上に運営をされてゐるか、左に其の数字を擧げて見よう。

1. 公共事業費は才出總額の四一%である。

才出總額	二〇四四・三五二 萬	一〇〇%
公共事業費	九一一・八一〇 萬	四五
國庫補助額	六〇九四・九三 萬	一六〇%

2. 公共事業費中國庫支出額は總公共事業費の大〇%である。

3. 公共事業費貢賃員相分は總縣費總支出額の三〇%である。

經縣費總支出額
公共事業費貢賃員相分
九二四・四〇二百
二八六・五四一

4. 公共事業國庫補助額は本縣に対する國庫支給金額の大〇%である。

國庫支給額
公共事業國庫補助額
九二二・九一八百
大〇九四九三

5. 公共事業國庫起債額は縣の起債總額の七七%である。

起債總額
公共事業國庫起債額
一六六五・一萬
一四三・六八六

6. 公共事業費貢賃員相分の中起債によると調査額はその五〇%である。

公共事業費貢賃員相分
二八六・五四一
一四三・六八六

四、縣財政の概要　ヘニ三年九月末現在

縣財政は國庫依存度極めて高く縣の自主性を認め難い程貧困である。即ち縣稅收入は僅

かに三億二千五百万円に過ぎず新く公失事業費賃費負担分に該当する程度である。然るに昨今的人件費の増大災害の頻發は愈々課財政を困窮せしめて、其の実態を要約すれば左の如くである。

A. 才入について

各種收入の才入額に對する比率（第一表参照）

(1) 稅收入 三六%

(2) 右の内課税 二〇%

(3) 配付税 一六%

(4) 國庫支出金 四六%

(5) 購買 一一%

B. 成つて本縣財政に於ける中央依存度は(3)(4)(5)の計、七三%に達する。
才出に就て
主する支出の才出額に對する比率

(1) 人件費 四四%（第二、三表参照）

(2) 災害費 二七%（第四表参照）

計 七一%

C. 起債について
(1) 購買中災害開保 大八%（第五表参照）

第一表 才入内容の累年比較

費目	二〇〇八年	二一一年	二二二年	二三年
稅收入	（二一・八四六）	（三九・六七八）	（二七・五八四）	（三五・八八九）
縣稅	一九六六	一七一三	一九四二九	一九一六六
地方配布稅	一九八〇	一五二	一三二五八	一三二五八
稅外收入	（五三・七五七）	（二二・五八八）	（一九・二三五）	（一九・二三五）
國庫支出金	三四・八三七	五三・九	八四・八	八四・八
縣稅	五七五	一六七	一六七三三	一六七三三
其の他	一二・二六九	八九	六四・〇	六四・〇
計	大四・六三	二〇・〇	三四・三五七	三四・三五七
			一三・一	一三・一
			一九・九	一九・九
			一六一・四八八	一六一・四八八
			一〇・〇・〇	一〇・〇・〇
			七六九・〇二八	七六九・〇二八
			一〇・〇・〇	一〇・〇・〇
			一六五三・〇九二	一六五三・〇九二
			一〇・〇・〇	一〇・〇・〇

（単位
千円）

二三年度に於て課稅は縣民稅、事業稅が其の七〇%を占めて、又二三年度稅外收入中央の他の中には一時借入金六五〇〇〇千円を含んで、ある。

第二表 才出内容の累年比較

貴目	二〇〇九年	二一年	二二年	二三年
縣警員費	二七六二	二五三五	二四七九	二五三二
警察費	七九四六	一五四八	一四八九	一五三五
木育費	一四三一	二五四八	二五七五	二五七五
土改費	一五三四七	一五五五	一四七九	一四九五
警衛費	一七二二八	一七二二八	一七二二八	一七二二八
教育費	一七二二九	一七二二九	一七二二九	一七二二九
生費	九七〇	九八三	一〇〇九	一〇〇九
健保費	一七二二九	一七二二九	一七二二九	一七二二九
社金費	一七二二九	一七二二九	一七二二九	一七二二九
扶助費	一七二二九	一七二二九	一七二二九	一七二二九
施設費	一七二二九	一七二二九	一七二二九	一七二二九
農業費	一七二二九	一七二二九	一七二二九	一七二二九
林業費	一七二二九	一七二二九	一七二二九	一七二二九
共産費	一七二二九	一七二二九	一七二二九	一七二二九
其他費	一七二二九	一七二二九	一七二二九	一七二二九
計	一七二二九	一七二二九	一七二二九	一七二二九

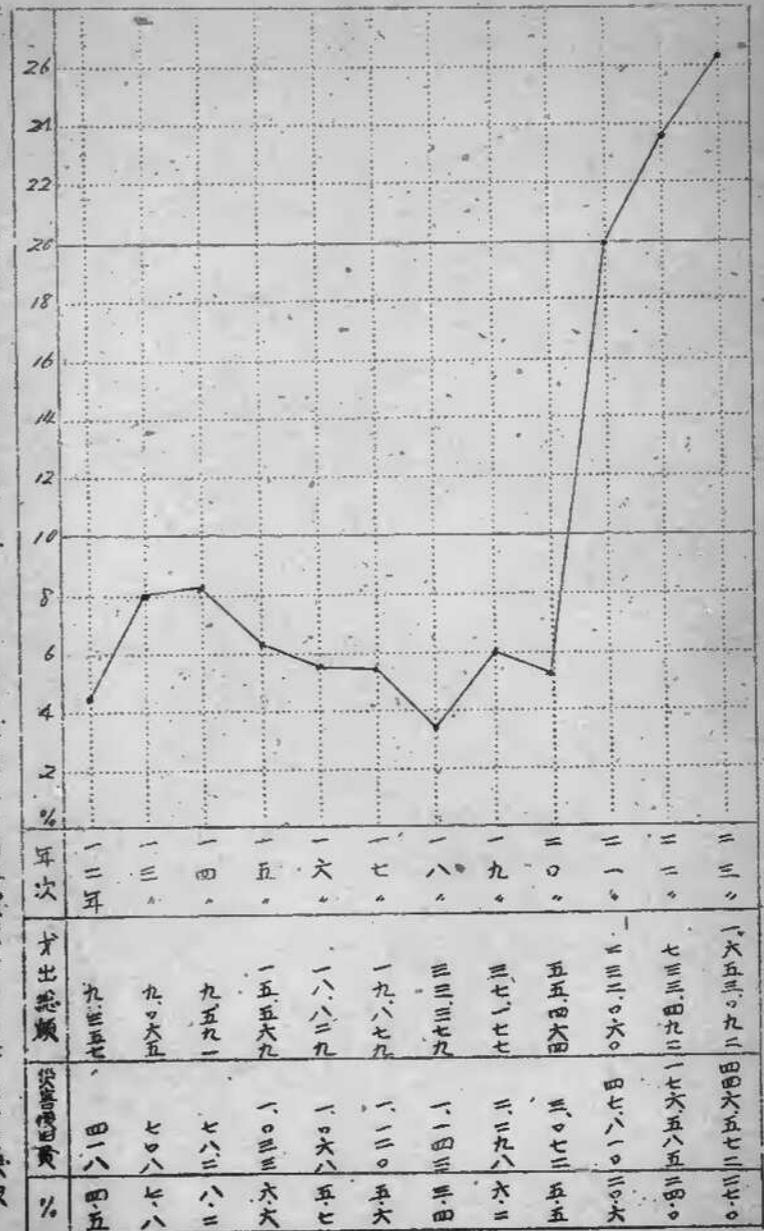
右表中人件費がその大部分を占め、教育費が三〇%に上つてゐることは注意を要する。

第三表 二三年度予算費別額

金額	%	摘要	要
七三二・四四	四三七	行政職員	一七五・三〇九二
一五六・四五五	九・五	警察職員	一七五・三〇九二
四二一・八七三	二一・三	教育職員	一七五・三〇九二
一〇〇・〇	二五・五	計	一七五・三〇九二

第四表 災害復旧費の才出額に對する比率の推移

八單位
千円。)



災害復旧費は終戦前は毎年一〇%未満であつたものが最近は南支那海により二〇%を越えはじめる。

第五表 二十三年度起債內容調

目 的 別	金 額	割 合	要 項
土木費	三四一八一	六六六	(災害復旧關係)
普通土木費	二八〇七一	二二二	(災害土木費)
災害土木費	九六一〇	五五五	產業經濟費
林業、耕地、水產園保 (災害復旧費)	三二六一〇	一七五	縣有建物災害復旧費
縣廣告舍、學校、地方 (縣務所)	一八一三〇	一九七	庶民住宅建設費
警察費	一二〇九〇	五九	一八六四大一
計	一一六三四〇	三六	一一〇六〇
		六四	一〇〇〇
		五九	一六七六

耕地面積中大七%は土不賃が占め、災害後旧貢に大八%が当たら水である。

附表 緯財政の概要と公共事業費

A 平算總額中公共事業費の占める割合

平 算 總 額	
公 共 事 業 費	其 の 他
45%	55%

B. 公共事業費の財源内訳

公 共 事 業 費		
國 庫 補 助	起 価	株 費
60%	18	22

C. 支入の内訳

平 算 總 額	
國 庫 支 給 金	紀 標 費 支 出 分
46%	54%

D. 各種財源の中公共事業費の占める比率

國 庫 支 給 金	
60%	

紀 標 費 支 出 分	
起 価	其 の 他
30%	70%

第三四頁を因示すと左の如くだ。

昭和二十三年度公失事業費各廳復活要求一覽表

44

所管廳	事業名	經本年度額	復活要求額	備考
建設水政局	河川砂防道	六四八二、四六九	四二六七、五三一	
(地政局)	都市許可	三四〇、六六三	一八九、三三七	
(都市局)	西	一三二〇、六〇四	一七一八、三〇五	
(建築局)	官廳官署	一〇四〇、〇一五	一四七五、二一五	
(林建局)	住宅	一七二二、〇二五	二七一三、〇〇五	
小計	一	一一五七、七八八	二七七〇、三三一	
法務廳	刑務所	五八七、五五五	一四二五、〇六八	
運輸省	港	六〇六〇、三五〇	一一九三、四八九	
小計	一	二九八九、七八六	一一九三、四八九	
農林省 (開拓局) (林野局)	農業	六五六七、九五八	一三、三〇四、七六九	
文部省	校	三六二、一九二	一、一〇五、五四九	
商厚勞省	工	八、三三四、九八八	三〇四、〇三一	
工商省	勤	二九六四、二八八	一四、六五六、三四九	
厚生省	工	三七四、一七三	一一九〇、二八三一	
勞動省	勤	二九六四、二八八	二九六四、二八八	
播種費	工	三六、九四七、〇〇	三六、九四四、一五六	
合計	一	一一六四七、〇〇	一一九〇、二八三一	

4.16
9~2

京都農地事務局公共事業監査報告書

23. 4. 16
1042

一 監査官

比田詔員 家沼詔員 S. Y.

二 監査日程

一月二十七日 名古屋事業部於て管内公共事業全般の説明聽取

二十八日 (1) 衣ヶ浦國營干拓事業 受知縣半田市地先

(2) 碧南國營干拓事業

受知縣碧海郡朝日村

二十九日 鍋田國營干拓事業

愛知縣碧海郡鍋田村蓬島村

三十日 斑洲川農業水利改良

國營事業 滋賀縣甲賀郡鮎川村

三十一日 菖蒲湖國營干拓事業

滋賀縣琵琶湖

三 監査結果總括

可動者數	詮人 口	区分	区 分	評	備	考
女 男	女 男	府県別	愛知 縣			
五〇〇 一九五	八五〇 四八〇	一五二 七四二	一六〇 二四四三	田一一〇四〇	田田六三二四	滋賀 縣
一七七 六六五	二三七 一三七	一七七 一三七	一七七 六六五	田一	田一	

四 勞務狀況

可動者數	詮人 口	区分	区 分	評	備	考
女 男	女 男	府県別	愛知 縣			
五〇〇 一九五	八五〇 四八〇	一五二 七四二	一六〇 二四四三	田一一〇四〇	田田六三二四	滋賀 縣
一七七 六六五	二三七 一三七	一七七 一三七	一七七 六六五	田一	田一	

実施機関の事業運営	可	可	六 實施狀況參照
事業の進捗状況	可	可	七 監査員の意見(4)参照
資金状況	可	可	四 勞務狀況參照
労務狀況	可	可	五 實施狀況參照
資本狀況	不良	不良	

失業者	有業人口	
	農業	其の他
失業者	九六〇・九〇〇	二七四〇・一九
失業者	一八四・一九	四三六四、

労務者の賃金状況は左の通りである。

事業所別	賃金	
	直営の場合	労務者の手取賃金
農業衣ヶ浦千拓	四七二・二六	四〇〇・〇〇
碧南千拓	五八・〇・〇	七〇・〇・〇
鍋田千拓	七〇・〇・〇	六六・〇・〇
新浦川農事水利改良	四八・八	七〇・〇・〇
琵琶湖千拓	五二・〇・〇	七〇・〇・〇

労務者に対する労務加配米は左の通り配給されである。

事業所別	品名	
	受配人員	一人当量
衣ヶ浦千拓	小麦粉	五九二
碧南千拓	小麦粉	五四二五
鍋田千拓	パン	一四六
水野湖南農事改良社	パン	二二〇八三
琵琶湖千拓	小麦粉	五一七二
		一三〇
		六七二三六
		二七六一五〇

尚加配米の他に特配物資の配給はしてゐない。
労務者吸集の対策としては各事業所とも所管の職業安定所の毎月行は
此の打合會、懇談會に出席し緊密なる連絡をとつてゐる。

五 経済効果

事業分類	年間事業費	経済効果
農業 衣・油干拓 國營事業	三八四三・三五六 円	堤壩による効果は未だ発生しないが米穀増産の為の工事の基礎を確定し倉庫自動車等を吸収しきる。
碧南干拓	七二〇〇・五六 円	本年度は工事により効果は発生しないが設営工事其の他の工事により増産の為の基礎を確立し失業者を吸収してゐる。
野洲川干拓 國營事業	一九七八六・三七〇 円	本年度工事により明年度二六〇〇立方メートル水可能となり下流耕地の用水二〇万立方メートルを確保する。又九〇名の失業者を救済している。
鍋田干拓	五二〇・二〇〇 円	本年度は堤塘工の一都に着手したのみで直接生産増加減産防止等の効果は現は見えないが米穀増産の為の基礎を確立し失業救済の効あり。

琵琶湖干拓 國營事業	四五・三七一・八九〇 円	本年度は直接増産の効果は現は出ないが増産の為の工事の基礎を確立し失業者を救済してゐる。
分 事 畜	2	
農業	3	
衣・油千拓	4	
碧南干拓	5	
野洲川農水	6	
琵琶湖干拓	7	
鍋田干拓	8	
野洲川農水	9	
琵琶湖干拓	10	
計	11	

六 事業実態状況

琵琶湖干拓 國營事業	四五・三七一・八九〇 円	本年度は直接増産の効果は現は出ないが増産の為の工事の基礎を確立し失業者を救済してゐる。
分 事 畜	2	
農業	3	
衣・油千拓	4	
碧南干拓	5	
野洲川農水	6	
琵琶湖干拓	7	
鍋田干拓	8	
野洲川農水	9	
琵琶湖干拓	10	
計	11	

本年度は直接増産の効果は現は出ないが増産の為の工事の基礎を確立し失業者を救済してゐる。

七

監査員の意見

一 評本で考慮すべき事項

(1) 認証の促進

資金と資材とを総合した認証制度は勤もすれば環境の必要時期より相当遅れる傾きがあるので、認証する四半期の事業はその期の最初の日には出来る様に假認証等の方法をとることが必要であると考へる。もしこれが出来ぬときは繰り資金の融資方法を考慮する必要がある。

(2) 豊算の重実的使用

現在認証してゐる事業は、いずれも重要であり有効なものであるが豊算の弊は物価の高騰に追隨し得ない為各事業地区ともその事業の正常反進捗には不充分な経費しか與へられないので事情にあると見受けらるるので、これはなるべく重実的に特定地区に経費を注ぎ込んでその地区として事業の完成を促進し、なる後他の地区に及んで行くよう勧奨すべきものと考へる。

二 農林省において考慮すべき事項

(1) 豊算の重実的使用

前項(2)の理由により農林省において、出来る限り事業の重実的推進の為に資金資材を注ぎ込むやうにする必要があると考へる。

(2) 豊算令達について

豊算の令達は次の如く相当遅延してゐる

事業所別				第一四半期	第二四半期	第三四半期
衣ヶ浦	碧南	鍋田	千拓			
五	五	五	五	五月一日		
一五	一五	二八	一五			
八	八	八	八	八月一日		
二六	二六	一五	二六			
一一	一一	一一	一一	一一月一日		
二一	二一	二五	二一			

農林省に於ては現地事業実施機関の事業運営に支障を来たさぬよう大
藏省と連絡の上可及的速かに豫算令達を実施されたい
昭和二十二年四月には職員の俸給も豫算令達が無いため支給出来ない
で事業部長が個人名義で銀行から借入札半額を支給したような例
もある。

昭和23年4月期公共事業用主要機械当表(一般金物)

分類別	機材別	鋼	鉄	化	セメント(-鉛)	セメント(鉛)	電線	繩	木	竹
海	運	598	95		920	9420			30	32
農	業	810	300	150	300	3000	100		170	
林	業	52	-	2,0185	1045		1		11	
水	産	30	-	2,100	300		1		10	
土	河川	262	61	11750	-	60		69510		
土	砂	14	-	4,320						
道	路	570	5	5,200		5				
上	下水道	63	12	800						
木	樹木	118	5	1,038					30	30
工	木機械	152	520	-						
參	舊機	386	50	-	8,000	10		16625		
小	外	900	160	17438	2,000	30	33710			
施	厚生省	30	2	800	-	7		20		
施	北	220	-	8,920	600	100	60			
設	施	-	-	1,200	-	-				
小	内	252	2	8,060	600	100	420			
施	厚生省	5	-	10	-	06	05			
施	公務機械	125	10	1,305	-	22	11325			
施	公務機	30	10	900	-	12	48			
施	軍需官	-	-	85	-	-	5			
小	料	170	20	2,215	-	356	135			
施	料	2,060	638	7,1822.5	17365	380.6	2,022.5			

(特別会計)

分類別	機材別	化	セメント(-鉛)	セメント(鉛)	電線	繩	木	竹
通	運	1,152	155	6,100	200	1210	180	
通	業(機械部)	25	-	1,263	535	-	20	
通	業	415	485	150	-	24	46	
印	刷	40	30	150	-	-	-	
施	施	40	10	100	-	6	42	
施	料	1,620	682	8,163	235	1,243	275,000	
施	料	4,730	1,318	22,285.5	18,100	1,623.6	2,398,275	

備考 (註)会計(政運)は不詳未記載のための公共事業と其の他の機械分からなから本表より除へた。尚然然火災に加がある。

11)

昭和23年農業1.4耕期公共事業用主導資材割当額
一 般 金

九月公私耗業用主要漁村割當機
船金計

專業別		鋼 材	木 材	鐵 鏈	鐵 鏈	鐵 鏈	鐵 鏈	電 線	電 線	木 材
河	川	157	6	5.900	—	—	20	100	100	100
砂	防	14	—	4.500	—	—	—	10	10	10
道	路	50	5	5.200	—	8	23250	23250	23250	23250
上	下水道	63	14	800	—	—	7400	7400	7400	7400
都	市計画	18	5	1038	—	—	30000	30000	30000	30000
土木機械	機械	150	50	—	—	—	—	—	—	—
災害	機械	346	50	—	8.000	10	16625	16625	16625	16625
(小計)	小計	900	160	12450	8.000	38	33725	33725	33725	33725
住	宅	252	81	12750	—	48	87320	87320	87320	87320
港	埠	598	95	9280	4.420	30	32	32	32	32
學	校	220	—	5.880	600	100	400	400	400	400
病	院	135	19	3005	—	22	11125	11125	11125	11125
疗	病院	30	2	480	—	7	28	28	28	28
開	拓	810	300	19500	3000	120	170	170	170	170
林	林	150	—	2.4145	—	—	—	—	—	—
水	產	30	—	2.100	300	1	10	10	10	10
建	設施	30	10	900	—	13	44	44	44	44
厚	生省	5	—	10	—	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
農	林省	—	—	65	—	—	5	5	5	5
小	計	65	10	975	—	13.5	49.5	49.5	49.5	49.5
計	計	3060	638	718225	17365	380.4	2022.42	2022.42	2022.42	2022.42

計会別特

樹種別	楓	桐	柏	鐵	鐵	也木卜(根)	也木卜(枝)	重	櫟	木	樹	石
通	スノ50	スノ55	スノ55	スノ55	スノ55	スノ55	スノ55	200	200	180	180	180
通	車	415	485	485	485	485	485	—	—	24	24	24
官	印刷本	40	30	30	30	30	30	—	—	1	1	1
官	最高裁判所	40	10	10	10	10	10	—	—	8	8	8
官	厚木野	25	—	—	—	1.263	1.263	535	535	—	—	22
官	厚	670	680°	680°	680°	680°	680°	735	735	1.243	1.243	225.22
官	計	4.238	3.818	3.818	3.818	3.818	3.818	28.985.5	28.985.5	14.100	14.100	2.298.225

備考　特別会計中（陸運）は予算未決定のため公共事業と他の間に根分する

昭和二十三年度石炭開採港湾施設整備計画（公共事業）

4.20
9.2

75

施 設 名	港 名	地 点	工 種	形 状 寸 法	數 量	單 位 費	總 費	出 資
福 岡 國	若松	國	港 - 埠	水深 - 9.0m " - 4.0m	450,000	49,874,000	49,874,000	2割分担
	"	岸	壁	" - 9.0m		160	21,000,000	21,000,000
	計						70,874,000	70,874,000
小 倉 國	北	漢	港 - 水深 - 3.0m		288,000	3,200,000	3,200,000	2割分担
姫 路	"	"	" - 4.0m		20,000	1,772,000	1,772,000	"
刈 田	"	"	" - 6.5m		24,000	2,133,000	2,133,000	"
	計						27,936,000	
佐 賀 國	唐	波	港 - 水深 - 4.5m " - 5.5m		95,000	9,703,000	9,703,000	2割分担
	"	岸	壁	" - 4.5m	100	12,000,000	12,000,000	全額回資
	"	高	波	港	100	18,000,000	18,000,000	2割分担
	"	財	牧	港 - 2.90m	6,000	400,000	400,000	全額回資
	計					40,103,000	40,103,000	
伊 万里 國	岸	壁	水深 - 4.5m		100	7,804,000	7,804,000	全額回資
	"	鐵	岸		300	8,400,000	8,400,000	"
	"	財	牧		300	8,400,000	8,400,000	"
	"	高	波		1,700,000	1,700,000	1,700,000	"
	計						18,400,000	
長 崎 國	高 島	港	水深 - 4.5m		10,900	16,000,000	128,000,000	8割補助
	"	岸	壁		24	600,000	480,000	"
	"	財	牧		1,700	200,000	160,000	"
	計					34,700,000	31,340,000	
	計					74,803,000	71,442,000	
長 崎 國	高 島	港	防波堤		30	12,000,000	9,600,000	8割補助
	"	岸	壁		100	2,000,000	2,000,000	全額回資
	計					14,000,000	14,000,000	
長 崎 國	岸	壁	水深 - 4.5m		130	8,102,000	8,102,000	全額回資
	"	財	牧		10,000	4,200,000	4,200,000	"
	計					12,302,000	12,302,000	
浦 泊 國	漁	岸	壁		30	3,906,000	3,906,000	全額回資

(1)

地名		地名	工種	形状、寸法	数量	事業費	固體補助費	摘要
長崎	大島	鐵	淺	深 - 水深 - 4.5m	10,000 m ³	4,500,000	3,600,000	8割補助
	(最上)	鐵	淺	片	40 m ³	16,000,000	16,000,000	全額固費
	"	鐵	帶	水深 - 4.5m	20 m ³	2,000,000	2,000,000	"
	計					22,500,000	21,600,000	
臼浦	四	岸壁	水深 - 7.3m	100 m ³	15,000,000	15,000,000	全額固費	
	"	磯	岸	30 m ³	1,500,000	1,500,000	"	
	"	野川場		800 m ³	8,000,000	8,000,000	"	
	計				24,500,000	24,500,000		
山口	宇都	圓	礁	水深 - 5.5m	70,000 m ³	6,227,000	6,227,000	2割分担
	"	所	砂	礁	1,000 m ³	21,000,000	21,000,000	全額固費
	計				27,227,000	27,227,000		
北海道	釧路	砂	礁	水深 - 9.0m	100,000 m ³	10,000,000	10,000,000	全額固費
神奈川	川崎	圓	礁	水深 - 9.0m	80,000 m ³	10,000,000	10,000,000	2割分担
	"	"	"	6.0m				
	合計					292,218,000	295,558,000	

文21
9~2

建築関係東北ブロック公共事業監査報告書

No.115

四

監査官氏名

主 員 水子清忠
事 山村富士夫
閲 政権

(二) 監査日程

昭和二十三年十月二日 文部省教育施設局仙台出張所にて新管公共事業実施全般的説明聽

取午後より左記現地監査を爲す。

二十二年度

五〇〇千円

1. 東北大学戦災応急補修

六二六

2. 東北大学建物緊急整備

七一六〇

3. 東北大学戦災応急補備

七一六〇

4. 東北大学附属病院建物緊急整備

七一六〇

仙台市北平町

七一六〇

5. 仙台地方安全部新築

七一六〇

仙台市銀治町

七一六〇

6. 仙台商工局新築

七一六〇

仙台市東三番町

七一六〇

7. 東北大学附属病院水害復旧

七一六〇

宮城県玉造郡鳴子町

七一六〇

8. 國立花巻養老整備

七一六〇

岩手縣花巻町

七一六〇

9. 盛岡工業専門学校緊急整備

七一六〇

盛岡市

七一六〇

10. 青森医学専門学校戦災復旧

七一六〇

青森医大戦災復旧

七一六〇

弘前市在府町

七一六〇

11. 青森師範戦災復旧

七一六〇

弘前市白銀下町

七一六〇

二十三年度

七一六〇

二十二年度

七一六〇

四五五

二十三年度

七一六〇

六〇四

二十三年度

七一六〇

六〇三五

29

14 13

國立弘前病院施設整備

二十二年度

五〇〇

弘前市大字富田

二十三年度

五六五

16 15

秋田刑務所災害復旧

二十二年度

一七八三

17 16

山形刑務所災害復旧

二十三年度

一三九六八

18 17

山形刑務所災害復旧

二十三年度

一七八三

19 18

山形地方検察庁戦災復旧

二十三年度

一一一五

20 19

山形地方裁判所災害復旧

二十三年度

七〇二一

21 20

山形師範緊急建物整備

二十三年度

一〇八五九

22 21

山形市新築東通

二十三年度

五六〇三

23 22

福島師範緊急整備

二十三年度

四一四〇、千円

福島市

(四) 監査結果統括

頂	目	批	評
実施機関の事業運営	文部省	建設省	
資本状況	可	良	
労務状況	可	可	
事業の進捗状況	可	可	
資材状況	良	良	
	良	良	
	良	良	
	良	良	
	良	良	

(四) 実施機関の事業運営状況

- 文部省教育施設局仙台出張所は本省にて直轄学校との工事契約後現地の工事施行の監督を擔当するのみで支外出官もなく従つて工事の進捗は他省にして甚だしく遅れてゐる点が目立つて見受けられた。
- 粗し工事の執行は忠実で且監督も行届いてゐる。

- 建設省は本省にて入札後担当技官が現地に出現して公天事業の実施を監督してゐる
ので進捗率及び工事の出来栄も良好である。
3. 法務省及裁判所は計画は本省で行い契約及支拂事務は現地で取扱つてゐる為
現場に適した方法を取つてゐるゝで事業もうよく進捗してゐる。
4. 厚生省は殆んど全ての工事は本省で計画され、係官の出張監督に依り施行され
るが現地の実情に即して設計及び施工が行はれり矣が見受けられた。

(四) 事業の実施状況

昭和二十二年度分及昭和二十三年度第二四半期迄の実施状況は左の通りである。

1. 事業進捗状況

- (1) 学校開保は認証を四半期毎に分割されて金額が少ないので全事業の請負入札が出来
ないとの理由で昭和二十三年度分の工事の着手が非常に遅れてゐる現状である。
進捗率 一〇%
- (2) 建設省、裁判所は計画準備良好の為、進捗も計画通り進んでゐる。
昭和二十三年度分進捗率 六〇%
- (3) 医療施設は主に補修工事の為進捗率もやゝ良好である。
- (4) 行刑施設は昨年度よりの経緯事業と見做し得る工事多く計画及準備も頭初より完
備してゐるので工事は相当進んでゐる。

2. 資金状況

進捗率 六〇%

年 度 分	管 理 部 門	認 証 事 業 費	年 末 支 拂 義 務 額	支 拂 義 務 額	
				文 部 省	文 部 省
22年度分	厚 生 省	五 六 三 五 四 〇 〇	五 六 一 六 七 六 四		
	法 務 廳	四 八 五 四 三 八	四 八 五 四 三 八		
	建 設 省	一 九 九 八 一 一 八	一 九 九 八 一 一 八		
23年度分	法 務 廳	一 大 九 七 五 六 〇 〇	一 九 八 九 一 六 九	二 〇 〇 〇 七 一 八	二 〇 〇 七 一 八
	厚 生 省	一 二 四 三 九 〇 〇 〇	一 〇	五 八 九 七 一 〇 〇	五 八 九 七 一 〇 〇
	裁 判 所	八 五 〇 四 〇 〇	五 五 五 三 六 〇	〇	〇
	裁 判 所	七 九 六 九 二 一 四	一 九 〇 五 〇 〇 〇	一 三 五 八 〇 〇 〇	一 三 五 八 〇 〇 〇
	裁 判 所	七 九 〇 九 〇 〇 〇	六 三 六 〇 〇 〇	大 四 〇 〇 〇 〇	大 四 〇 〇 〇 〇

3. 勤務状況

- (1) 官府營繕事業は他の事業と異り過半数は専門的事業の為、失業者中には技能者は
少く又折衷勤務も殆んど請負工事の為直轄労務者で充足できりて失業者使用率は
殆んどない状態である。

資本狀況 (昭和二十一年度)

裁	法	軍	支
判	務	生	部
折	序	省	案
三五口	三五口	二五口	三口
一二口	一三口	一二口	一口
三三五	三四口	一八五	二口

卷之三

文 部 省	浙 省	事 業 分 類 別	によ る労 務 有 平 均 賃 金	建 設 省	草 生 省	裁 判 所	二四 七 七 人
最高	最高	直 營	四五 〇〇	七、四 七〇	二、〇七 五	一、一九四	一四 六 五 人
最低	最低	公 司	五、四 六五	六、四〇 〇	一、一七五	一、一八二	
平均	平均	請 員	三、九八 二	七、九〇	一、一九四	一、一九四	
最高	最高	員 工	八	一、一九四	一、一九四	一、一九四	一、一九四
最低	最低	員 工	〇	一、一九四	一、一九四	一、一九四	一、一九四
平均	平均	員 工	一、一九四	一、一九四	一、一九四	一、一九四	一、一九四
二〇〇	七〇	員 工	一、一九四	一、一九四	一、一九四	一、一九四	一、一九四

二十三年庚

所管別	所要人員	使用人員	失業者
新竹省	一九、四八六人	一七、〇二五人	〇人
苗栗縣	二〇二〇人	一六五五	〇人
彰化縣	五、二〇〇人	四六七六	〇人
南投縣	一〇〇〇人	一〇〇〇人	〇人

二十一
年度

(昭和十三年度)

木 材 石	割 当 量	七·五三二	三五〇	七五七
總 入 平 量	八·六四七	三五〇	一〇〇	一〇〇
	四〇〇	七五七		
	二·〇二四			

六

監查意見

總入手量	二・五六四	三・六〇〇	四	三・七九四	六・一七
------	-------	-------	---	-------	------

(2) 文部省教育施設局仙台出張所の本年度公共事業は認承済にも拘らず未着工が多々之は四半期に分割認証する際に各工事別に少額の資金を分散し、従つて年間の事業量の見通しが不確定のため工事入札が出来ず一回及び二回過ぎても工事に着手してゐない。状態である。経本としては当初予算配分計画及認証方法を考慮すると共に英に文部本省として出張所との事務連絡を更に緊密にする必要がある。

山形裁判所 山形検察庁共工事進捗率は非常に良いが簡易防火壁の施工は一歩を要する防火壁にて完全に建物の部材を絶縁する様手並工事の施行順序を考慮すべきで、建物主体がほぼ完成の時期に防火壁となるべき小間隔に「セルタル」を塗付する様では、防火の目的は達しない。尚防火壁の詳細な設計図が契約書中に見当うなづかは不当である。

(2) 山形裁判所 山形検察官共工事道場平山非常は良いが簡易防火壁の施工由一孝五郎
する防火壁にて完全に建物の部材を絶縁する様手り工事の施行順序を考慮すべきで、
建物主体がほゞ完成の時期に防火壁上などべき小間隔に「セルタル」を塗付する様
では、防火の目的は達しない。尚防火壁の詳細な設計図や契約書中に見当うなづかば
不當である。

(3) 山形刑務所新舍修繕工事は大部屋の事務室に向仕切を取設け却つて事務室の使用面積
を狭めてゐる。十月一日以降支所の昇格も内定し、人員も増加するのに事務面積も狭
められ處置は現状の改善である。

(4) 花菓療養所、弘前國立病院等學生會所管の公共事業は、予算の配分が無花的である爲完全に事業効果互擧が得厚い。
今後は重視する工事種目を選定するすべきである。

- (1) 建設省所管公天事業について設計施工天良好であるが、現場の監査資料等の準備不十分で満足すべき監査の執行が出来ず難澁を極めた事は受検者側として反省すべきである。
- (2) 全般的に監査資料等の記載については担当官として不熟練にて且監査の際殆んど完全のものなく各省共一致の研究を要する

昭和二十三年度公天事業費四・五月暫定予算割当額

23.4.22

事業名	四月暫定予算 (確定額)	五月暫定予算 (確定額)	計
防 動			
1. 災害応急事業	11.856.000	14.173.000	26.029.000
(1) 都市大災応急事業	9.020.000	9.020.000	14.040.000
(2) 災害履歴業	4.836.000	7.153.000	11.459.000
2. 損害共同取扱施設及 特別施設	3.600.000	3.600.000	7.200.000
計	15.456.000	17.973.000	33.222.000
厚 生			
1. 上下水道増補改良	1.116.000	1.282.100	2.398.000
(1) 上水道	670.000	917.000	1.587.000
(2) 下水道	446.000	365.000	811.000
2. 上水道災害復旧事業	379.000	379.000	758.000
計	1.495.000	1.661.000	3.156.000

裏面白紙

X.26
9n2

83

昭和二十二年度公共事業費証記額一覧

期別 区分	第一、四半期 割当額	第二、四半期 割当額	第三、四半期 割当額	額計	
				第四半期 割当額	第三、四半期 割当額
勞 勤					
1. 失業対策施設事業	37,413,250	37,100,550	38,100,366	43,371,149	153,122,000
(1) 智識階級施設事業	21,355,650	20,232,300	20,313,561	23,584,344	85,485,860
(2) 一般失業者応急事業	16,023,100	18,930,250	17,852,925	17,756,300	72,605,925
2. 職業補導事業	55,253,505	52,162,505	38,662,405	33,362,405	204,641,300
(1) 一般職業補導事業	28,394,525	28,384,525	37,956,136	29,862,634	124,612,830
(2) 損産共同収容施設	2,375,000	2,375,000	—	15,750,000	34,500,000
(3) 損産共同収容特別施設	17,500,000	14,000,000	—	—	31,500,000
(2) 働失業者職業補導事業	484,000	393,000	70,6369	76,9369	2,352,938
合 计	53,167,255	51,333,055	56,828,871	101,433,634	362,763,000
生 態					
上下水道施設改良事業	1,136,500	1,605,500	1,118,820	2,875,771	11,848,411
災復旧事業	362,600	467,400	674,000	340,520	21,400,000
上下水道害撲滅事業	—	—	—	333,4000	3,334,000
計	1,504,100	2,072,900	1,973,020	1,878,391	10,632,411
自衛事業小要行政経費	393,000	—	—	—	393,000
合 计	1,897,100	2,072,900	1,973,020	1,878,391	11,022,411
被服員職業補導	5,100,000	3,300,000	—	2,210,000	10,690,000
				資材費乙セ	認能丁。

第一表

(1) 工事分類 河川

実施状況内訳表

昭和 壱月 日曜迄

解説文

事業名	件名	地點別	起工日 年月 (西暦)	竣工日 年月 (西暦)	実施事業量 総額	施工日 年月 (西暦)	車		船		實		前			
							監督	施工員	使用人員 (人)	乗組員 (人)	平均搭載量 (t)	総計 (t)	セキト (t)	セキト (t)		
中小河川改良	千曲川改良工事	1	(700,000) 500,000	(300,000) 250,000	大防 100t 堤岸 50t	62	(2,000) 1,800	100			0.5	0.3	15	12	20	15
	櫻川改良工事	1	(750,000) 600,000	(375,000) 300,000	大防 50t 水削 140t 堤岸 40t	80	(3,000) 3,200	100			1.0	0.8	40	35	100	85
	栗田川本三ヶ所	3	(1,000,000) 900,000	(500,000) 450,000	大防 210t 水削 270t 堤岸 80t	70	(5,000) 5,000	300			1.5	1.1	45	42	180	170
	計	4	2 (2,000,000) 2,000,000	1,225,000 1,000,000	大防 400t 水削 340t 堤岸 150t	66	(10,000) 10,000	600	735	742	(1.2) 3.2	(1.2) 2.2	(80) 100	(80) 90	(250) 300	(200) 270
砂防	山内川砂防工事	1	(750,000) 620,000	(500,000) 346,666	堤防 340t 施工工 300t	80	(4,000) 4,000	250			0.3	0.2	30	26	20	18
	山田川外工事	1	1,000,000 750,000	(666,666) 500,000	堤防 400t 施工工 50t 水削 200t	75	(6,000) 5,000	300			0.7	0.6	50	45	30	25
	計	2	2 (1,750,000) 1,270,000	(1,666,666) 846,666	堤防 750t 施工工 50t 水削 200t	77	(4,000) 2,000	550	750	762	(0.8) 1.2	(0.5) 0.8	(70) 80	(60) 80	(25) 50	(20) 43
(1)	合計		73 103 16847000	21,062,000 9269700		68	(140,000) 103480	9500	292	282	(2.3) 4.16	(0.2) 0.3	(282) 520	(262) 330	(3825) 5200	(3860) 3260

23年

4-26
9~9

第一表 誰　查　實　業　說　明

(1) 本表は事業実施状況を具体的に把握することを目的とする。
事業分類は次の如く十種に分類し各該事業を記すものとする。

事業分類	理	經	事	業
一、河川	中小河川改良、災害防除施設、河水統制、砂防、河川 災害復旧等			
二、農業	開墾、入植者住宅建設、耕種用排水、土地改良、農 害耕作緩和等			
三、林業	森林治水、災害防止林業、造林、林道整備、林道災害 復旧等			
四、水路	港湾、船溜設置、災害復旧等			
五、道路	生産道路改良、石炭亞炭搬出道路改良、道路災害復旧 等			
六、都市計画	公園整備、新路、上下水道、排水地下化、生産都市 再建整備等			
七、住宅	港湾、巷弄災害復旧等			
八、教育	小学校、中学校共の被災及風水害復旧、大工鋪設 及び件々小学校整備等			
九、文化	住宅整備、一般失業應急、留職賄給失業應急等			
十、職業訓練	一般失業應急、留職賄給失業應急等			

- (2) 事業名は前表の認定事業名とする。
- (3) 事業中、一件、年間計画事業費五十万円以上のは半数毎に掲記
し其の他は一括収入の上事業名毎に掲記すること。
- (4) 建物の数へ事業費に対する対応する対応個所数へと施行方法である。
- (5) 直営、請負の二つに区分記入すること。
- 直営は直接施行、請負は業者に請負せらるものとす。
- 直営と請負が両者あるものは(4)として記入すること。

地方團体等に委託した場合は受託者の施行方法によつて区分する」と。

地方部落、團体等に請負せた所謂地元請負は、最もその施行方法によつて区分すること。

(16)

年度当初より当該四半期末に認証された車業費は、最もその施行方法によつて区分すること。

(17)

年間計画車業費は、(16)として併記すること。

(18)

前(16)項に基く補助額とすること。

(19)

年間に対するものは、(18)として併記すること。

年度当初より当該四半期末に認証された車業費に対する車業量を車業内容毎に数量を記入すること。

例：堤防○米、道路○米、土工○立米、建物○坪

進歩率は年度当初より当該四半期末迄の実際の工事出資額を認証車業量と比較して記入すること。並に車業費の支出済額率により算出するものでは、多く次のやうな方法で算出すること。

$$\text{進歩率} (P_r) = \frac{A_r + B_b + C_c}{T} \quad (\%)$$

T : 年度計画額 (円)

A, B, C : 年度内計画額のH補助額 (円)

a, b, c : 年度内補助額の実際の出資額 (円)

例を挙げれば

中小河川改良の中千田川改良に対する

$$T = 500,000 \text{ 円}$$

$$A = 300,000 \text{ 円 (堤防 100m の工事費)}$$

$$B = 200,000 \text{ 円 (道路 30m の工事費)}$$

$$C = \text{堤防の出資額 } (100m \text{ の 70m 完了}) \frac{70}{100} \times 100 = 70\%$$

$$\text{進歩率} P_r = \frac{300,000 \times 70 + 200,000 \times 50}{500,000} - 62\%$$

各事業の額及各事業分類の合計額の進歩率は次のやうに算出する。

$$\text{進歩率} (P_r) = \frac{T_1 \times r_1 + T_2 \times r_2 + T_3 \times r_3 + T_4 \times r_4 + \dots}{T_1 + T_2 + T_3 + T_4 + \dots} \quad (\%)$$

$$T_1, T_2, T_3, T_4 : 各事業額の認証車業費額 (円)$$

$$r_1, r_2, r_3, r_4 : 各事業額の進歩率 (\%)$$

(3)

支拂額の算出

支拂額の算出

T₁ = 500,000 円

P₁ = 62%

T₂ =

P₂ = 80%

T₃ =

P₃ = 70%

$$\begin{aligned} & \text{支拂額} \\ & = \frac{500,000 \times 62 + 600,000 \times 80 + 500,000 \times 70}{500,000 + 600,000 + 500,000} \\ & = \frac{1,320,000}{1,600,000} = 82.5\% \end{aligned}$$

(10) 年度当初より当該四半期未~~迄~~に実際使用し及勞者の中勞者の延人員を記入すること。

年度当初より第Ⅰ四半期迄の計画所要人員を()として記入すること。

(11) 年度内業務に従事する職員は除くこと。

前(10)項の中失業者の延人員を記入すること。

失業者として計上するものは

(一) 職業安定所より紹介されて就労した者

(二) この事業に就労する前、失業者と判定される者

とする。

「失業者と判定すべき基準」

働く能力を喪失がある十五歳以上の者で、前方七日間以上働く機会のなかつた者

べ入社者の場合は入社した年度の間は前の基準により失業者と判定される者と計上し次年度よりは失業者として計上しなさい。

(12) 年度当初より当該四半期未~~迄~~に支拂は貰取直營工事の勞賃金の合

計(10)項の人員中直營工事に対する合計を以て既したものと記入す

るべし。

(13) 注意(1)各件名毎に算出する必要はない、事業名、事業分類合計のみ算出記入すること。

賃員工事に対するは前(12)項に準じ算出記入すること。

(5)

(4) 年度当初より当該四半期迄の所要量を記入すること。
同期間の割当量を()にて事業名毎及ぶ事業分類合計のみ記入すること。

(5) 注意△割当量は件名毎に記入する必要はない。
右期間の入手量を記入すること。入手量には在庫量も含むものとす

ること。
同期間中割当に依る入手量を()にて事業名毎、事業分類合計のみ記入すること。

△注意△割当に依る入手量は各件名毎に記入する必要はない。鋼材中には二次製品を含むものとする。

(6) 鋼材に準じて記入すること。

第一表の外に總括表を作ること。
總括表には(2)事業名欄と事業分類に書き換々事業分類毎の合計を記入のこと。

(3) 件名 (8) 認証事業量欄は記入を要せず。

20. 8. 23. 5. 10.

(自 昭和二十三年三月十七日
至 昭和二十三年三月二十四日)

香川縣内公共事業監査報告書

經濟安定本部
建設局監督課
部員 武田
主事 関 真因
政務一課
利 堀 一雄

23
5.10
9~2
90

香川縣監查報告索引

公失事業

監查官氏名

二

頁

監查官氏名

二

頁

監查結果總括

二

頁

(1) 香川縣知事關係事業

二

頁

(2) 直轄官府關係事業

二

頁

四、勞務狀況

一

頁

香川縣人口

一

頁

可動者數

一

頁

有業者數

一

頁

失業者數

一

頁

失業者賃金

一

頁

(A) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)

加配米其の他給付物資狀況

一

頁

失業者と公共事業に吸収することにつき採用した件數

一

頁

五、經濟動向

一

頁

(1) 香川縣知事關係事業

一

頁

(2) 直轄官府關係事業

一

頁

六、事業實施狀況

一

頁

(1) 香川縣知事關係事業

一

頁

(2) 直轄官府關係事業

一

頁

七、監督意見

一

頁

(1) 香川縣知事關係事業

一

頁

(2) 直轄官府關係事業

一

頁

恭何善類

一

頁

(1) 現時監督長

一

頁

四、參考書類 一、監督日程表、執行機關別事業總括表、主要事業場所一覽、視察

(箇所調)

二十二頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

二

頁

香川縣内公共事業監查報告

監查官氏名

部員

武真肉

三月十七日（大）

八

十八日
十九日
（水）

二十日
金

三月三十日(金)

高
松
島

五
官
腸

高
市

新麥

小豆粥
刻

大前郎松屋
土庄

三月二十三日

卷之三

卷之三

卷之三

18 19

仲尼

2

200

事
名
高松地方裁判所裁決後旧事業及賑災復旧事業
高松刑務所賑災復旧事業及賑災復旧事業
高松地方經濟局官房復興事業
高松工藝学校賑災復旧事業
高松市震災區割監理事業
高松市街路事業
鉄道水陸運輸總辦事處
鉱產物搬出直營事業
唐古川災害防除施設事業
森林治水荒廢林地復旧事業
林道施設事業

第五次土地改良事業
昭和災害復旧事業
坂出港築渠事業
坂出港農災復旧事業
住宅復興助成事業
香川國道改良事業
香川郡震災復旧事業
四國少年院廳舍新築

100

直 賴 官 庁 名		資 金 狀 況	易 賈 狀 況	資 本 狀 況
		支 振 款	支 振 款	支 振 款
高	山	農 地 事 務 局	良	良
大	島	育 松 園 療 養 所	良	良
高	松	地 方 檢 查 廉 腹 所	良	良
四	國	少 年 跑 路 所	良	良
高	松	刑 事 諮 問 所	良	良
文	部	教 育 旅 駕 局 高 松 出 入 所	良	良
高	松	經 清 專 問 所	良	良
四	國	鐵 道 局	良	良
建	設	院 特 列 建 築 局 营 策 部 大 反 支 部	良	良
高	松	地 方 試 办	良	良

正德官序
御保事案

香川縣志稿序

27.26
高松市内通
信局
有
限
公
司
香川縣知事關原事業
監查結果總括

項 目

資 本	實 施 節	開 動	事 業	運 营	狀 況
股 金	業	業	業	業	狀 況
資 本	事 業	運 营	狀 況	狀 況	狀 況

松田川改良事業
賊田川改良事業
緊急開墾事業
生産道路改良事業
高松港信電施設事業
高松恭太郎共同事業

土器川沿岸（高麗地）用以改良事業
通常防事業

四、勞務狀況

香川縣人口と可動者數、有業者數、失業者數は國する調査は次の通りである。縣内總人口は十二月英の地は二月十五日現在に於ける推定数である。而して失業者數は安定所の登録数である。

香川縣人口		有業者數		失業者數		農夫地主		天粟者	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
四五〇・五四七人	二二四・六九七人	八八九・一六人	二九三・六一二人	三〇・八一七人	一〇・三七〇人	一六・五二〇人	九・二二三人	九・二二三人	九・二二三人
四五〇・五四七人	二二四・六九七人	八八九・一六人	二九三・六一二人	三〇・八一七人	一〇・三七〇人	一六・五二〇人	九・二二三人	九・二二三人	九・二二三人
西八六・大三二人	一五七・一四二人	一〇六・七八四人	四三・れ八八人	一四大・七七七人	一〇・三七〇人	一六・五二〇人	九・二二三人	九・二二三人	九・二二三人
西八六・大三二人	一五七・一四二人	一〇六・七八四人	四三・れ八八人	一四大・七七七人	一〇・三七〇人	一六・五二〇人	九・二二三人	九・二二三人	九・二二三人
計	九三七・一七九人	三八一・八三九人	一九一・七〇〇人	一六三・二四九人	一四五・九四九人	一二六・八九〇人	一三・二五五人	一一・一五五人	一一・一五五人

(1) 労務者賃金

香川縣用事園原事業

事業分類	平均実際賃金	雇員		請員		請員		請員	
		直営	請業	直営	請業	直営	請業	直営	請業
河川	四二一九	五四〇〇	八〇・二五	大〇・一八	一八・九五	八〇・二五	一八・九五	八〇・二五	一八・九五
道路	四五〇〇	五八〇〇	八二・三〇	四八九五	一〇・二五	八二・三〇	一〇・二五	八二・三〇	一〇・二五
巷	四五〇〇	五八〇〇	八二・三〇	四八九五	一〇・二五	八二・三〇	一〇・二五	八二・三〇	一〇・二五

事業分類	平均実際賃金	直営		請業		請業		請業	
		直営	請業	直営	請業	直営	請業	直営	請業
林業	三四〇・〇〇	五一・三〇	八三・一五	八二・一〇	一〇・二五	八二・一〇	一〇・二五	八二・一〇	一〇・二五
都市計画	五二・六八	五二・四九	八二・一〇	八二・一〇	一〇・二五	八二・一〇	一〇・二五	八二・一〇	一〇・二五
住居	大二・四九	四五・〇〇	一〇・三〇	一〇・三〇	一〇・二五	一〇・三〇	一〇・二五	一〇・三〇	一〇・二五
学校	四五・〇〇	四五・〇〇	一〇・三〇	一〇・三〇	一〇・二五	一〇・三〇	一〇・二五	一〇・三〇	一〇・二五
職業訓練等	四五・〇〇	四五・〇〇	一〇・三〇	一〇・三〇	一〇・二五	一〇・三〇	一〇・二五	一〇・三〇	一〇・二五

(2) 直営官廳

直営官廳名	事業分類	平均実績賃金		直営		請業		請業	
		直営	請業	直営	請業	直営	請業	直営	請業
高知県林局	林業	三〇・七三	一一						
岡山農地事務局	林業	八四・三九〇・〇〇	一一						
大島育苗園藝農所	農業	四七・五〇	四七・五〇	四七・五〇	四七・五〇	四七・五〇	四七・五〇	四七・五〇	四七・五〇
高松検査所	農業	四〇・〇〇	四〇・〇〇	四〇・〇〇	四〇・〇〇	四〇・〇〇	四〇・〇〇	四〇・〇〇	四〇・〇〇
四國少年院	農業	三八・二四	三八・二四	三八・二四	三八・二四	三八・二四	三八・二四	三八・二四	三八・二四
高松刑務所	農業	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
文部省教育委員會	農業	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
高知土木研究所	農業	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一

受取者使用為資銀付支払下

高松經濟專門學校	建 築	農 業	工 業	通 信	航 空
松 山 運 輸 局	電 氣 通 信 及 導 航	四 五 〇 〇	六 一 九 〇 〇	一 一 七 〇 〇	六 七 〇 〇
國 鐵 道 局	火 車 通 信 及 導 航	九 五 〇 〇	九 三 〇 〇	七 〇 〇	六 八 〇 〇
中國田園地方建設局	電 氣 通 信 及 導 航	九 五 〇 〇	九 三 〇 〇	七 〇 〇	六 八 〇 〇
建設監督訓練局 官僚部 大政友部	火 車 通 信 及 導 航	七 〇 一 七	七 〇 一 七	七 〇 一 七	六 九 五 〇 三
高松地方裁判所					

(八) 加肥米使他配給物資狀況

の事に對するは香川縣

一 飯給バツヒテは香川縣守病在軍居と相成長月一五日也
一 寶慶明間百治和二十二年四月一日
一 壬午未日

品	加	配	8
品	加	配	量給
品	加	配	単位
ブランデー	一 ル	酒 米	然配 量給
六六三二	一七二	三六三一 三七	班
"	本	石	一四口
"	一	一	瓦
"	本	合	一五九三八〇人
			一七七四八五人
			二三三七〇
			一八七四八五七
			二七二一七六四八五七
			二六三二一七六四八五七

丙子

卷之三

庚

卷之三

三

三

卷一
始人

单位

量船

卷五

1

品

1

1

(2) 直隸官序事業

直轄官府一三機關中現地監查之場合，情況尤甚。而此種情形，實在湖南、廣西、廣東、江西、福建、浙江、上海、江蘇、安徽、山東、河南、陝西、山西、甘肅、寧夏、新疆、西藏等處，皆有發生。

庚戌朔丙子
正月未日

官	斤	名	品	名
高盛地	言或判所		酒	
四	國	政	加	配
國	政	道	配	米
四	國	局		
六九	九二	九三	九三	九五
九三	九二	九一	九一	九一
一四	口	夏	夏	夏
三九	四九	二九	三〇	三〇人
二九	口二	二〇	一五八	一五八
				實酒期同中
				管勞定人員
				病
				零

(4) 失業者を公共事業に吸收するなどして、失業問題の対策

本部より勅令第二四号により廢止し、之に代り機関として既存
は失業の失業対策委員会を設置し、会長には知事、委員は臨時奉公の課内閣課
二十一平二月七日失業対策委員会を設置し、会長には知事、委員は臨時奉公の課内閣課
各課職員其の他半職經驗あるものを以つて組織し失業対策に関する重要事項を審議し或は
閣府行政序々建議して失業者を公失事業を吸收する所につき凡て次の如キ、計策及宣傳
尚課努力部職業安定課が失業者を公失事業を吸收する所につき凡て次の如キ、計策及宣傳

四月 七月 公共事業実施各關係官府間に於て失業者吸收対策打合会開催
四月 十三日 管下各守定所と失業者吸收に付し打合会開催
五月 二日 失業者の吸收方法六付を各主管課並関係各所と懇談会開催
六月 五日 失業者の吸收宣傳方法六種を管下守定所と協議
六月 八日 事業実施主管課と守定所と失業者吸收等に關し連絡協議会開催
六月 十二日 公共事業との競争を勵奨する爲様下邊田舎の失業者發生状況を調査
六月 二七日 各守定所並関係機関の公共事業との競争勵奨宣傳オスター配布
六月 二八日 自六月二十八日至六月三十日三日間、四國大網、大毎各紙に宣傳広告掲載
七月 一〇日 特理飲食店営業禁止に伴う失業救済に付し各業者と守定所間に打合会開催
七月 一五日 勸奨宣傳の効果調査
失業片策委員会開催

年間補助費	経済効果	増産座	減産防止	輸送量増加	
二一三六・五七五	九五七一・六六〇	荷役増加 五七七・五〇石 埋立工事費及防止 大三〇・四〇・四	豆芽 五六〇石 水産物 二〇〇石 薪炭 二九一	米麦 二四一〇石 木炭 一二三八〇石	米 一〇・七七三石 麦 二七九〇 薪炭 二九三七
二〇四三・〇七〇	大〇八九・〇〇〇	大〇八九・〇〇〇	豆芽 五六〇石 水産物 二〇〇石 薪炭 二九一	米麦 二七九〇 木炭 二六四九	米 一〇・五九九石 麦 二四〇五
一一六〇・三六〇					
河川道路	卷				

五
◎ 經濟効果

火燭萬葉

八月二日 貿易再開並獎勵通商實業の爲用深各所並各安定期と打合会開催

八月一〇日 (1) 貿易再開並獎勵通商実業の爲用深各所並各安定期と打合会開催

(2) 八月十一日至八月十三日 三日間右宣傳広告 四國大明 大阪各紙に
掲載

(3) 自八月十日至八月十五日 五日間料理飲食店営業空手不作の失業者の救
済に關し公共事業之の就労を宣傳奨奵

八月十五日 貿易再開並獎勵通商實業の爲用深各所並各安定期と打合会開催

九月八日 右強調追回効果検討の爲主管課及各安定期と打合会開催

十月一日 貿易再開並獎勵通商實業の爲用深各所並各安定期と打合会開催

十月八日 右調查実施

十月十六日至十月十九日 四日間右廣告 大明 大阪に専載

十月二十一日 右調查実施

十月二日 義職希望調查に基く失業者の吸收に付失業者委員会開催

十月十三日 義職希望調查実施に伴う公共事業之の就労状況に付各営業各所と打合会開催

十月二十日 第四回半期公失事業失業者の吸收の爲各主管課因深各安定期と打合会開催

(2) 直轄官庁事業

始んどはその直轄官庁は毎月採用公共職業安定所と失業者の動態及事業内容につき、失業者の就労上遺憾な点を期して居ることを認めた

協議をすし失業者の就労上遺憾な点を期して居ることを認めた

職業開示		計		飲食物衛生監視級清潔人員九〇人		起二七二五人	
直轄官廳事務		一五之五九六〇〇		五七二八三、四、五		職業捕華校舍「五四六」	
(2) 直轄官廳事務		事業分類		年間事業費		接產事業校舍「一二二三〇」	
直轄官廳事務	年間事業費	經 濟	初 果	年間事業費	經 濟	初 果	年間事業費
高知營林局	三七九二〇四二	林苗施設及廢棄地復旧造林震災復旧工事等六千九百四十大口相当の効果有	六千九百四十大口相当の効果有	三七九二〇四二	林苗施設及廢棄地復旧造林震災復旧工事等六千九百四十大口相当の効果有	六千九百四十大口相当の効果有	三七九二〇四二
岡山震地事務局	七二三六四六	開墾面積二千町 林木五〇貢 馬铃薯二〇〇〇貫	馬铃薯二〇〇〇貫	七二三六四六	開墾面積二千町 林木五〇貢 馬铃薯二〇〇〇貫	馬铃薯二〇〇〇貫	七二三六四六
大島青松園營養所	五八八三四	患者收容三〇名增加同收容回復二十名	患者收容三〇名增加同收容回復二十名	五八八三四	患者收容三〇名增加同收容回復二十名	患者收容三〇名增加同收容回復二十名	五八八三四
高松地方檢察所	五〇三・八七九	市外電話三、四次通話可能 市外電話三、四次通話可能	市外電話三、四次通話可能 市外電話三、四次通話可能	五〇三・八七九	市外電話三、四次通話可能 市外電話三、四次通話可能	市外電話三、四次通話可能 市外電話三、四次通話可能	五〇三・八七九
足利新營傳染所	一一一・五八〇	建平二年六坪新營傳染係員人員一四〇名	建平二年六坪新營傳染係員人員一四〇名	一一一・五八〇	建平二年六坪新營傳染係員人員一四〇名	建平二年六坪新營傳染係員人員一四〇名	一一一・五八〇
西國少子政策							

水經注

(2) 直轄官斤事業

196 12

七、監査意見

香川県関係

一、経本で考慮すべき事項

第一

各署で考慮すべき事項

第二

農林省関係

第三

府県管林監新宮事業補助金の年固分と第三四半期に支拂すものと事業主体消費

金の支出に支障を来たしていき、本件は地事業同様三四半期に分割して毎期返還

に交付すべきである。

(二) 用括入預資金は府県予算を経ず直接事業主体に交付するも本件のみ断る手續を

採ることと府県の事務統一を欠き却て当局看守不可解消していき、資金の返還

交付を猶ぶ趣旨ならば地事業も同様である。考慮を望む。

(三) 農業部門中第五次土地改良、災害耕地復旧に際す零細な金額数百円、数千円玉

補助していき例が非常に多い。斯る事業はむろん自ら運営に着手せねばなりません。

實は集中して多數住民の福利増進となるべき事業に振向けるべきである。

(四) 森林治水事業中第一胡第二期の資金が十二月にまとめて繫に到達していきの主

務者回取扱が遅滞していきを認められ。

(五) 用括水幹線改良事業中森宮荷農地堤防工事は香川県の知事、爾童高き乾燥地帯に

而つては灌漑水補給あ爲め必要と認めるが然らば全力を擧げて短期間に竣工し

て貿易農業に貢効あらしむべきである。

四、建設院関係

(一) 一は宅地災成事業においては香川県に割当三十三万中既災を受けて高松市に新

く三分の一の一大戸地の市町村に三分の二を割当て其の配分戸数は坂出市と陳

さ十戸、十四戸等分散配置している。理由は高松市土地が得られないので分散し

ていこうじであるが、実際の立地状態は高松が完成して他の地区が殆んど未完

成であつた。実際必要な戰災地に大部分を割当すべきである。

三、縣で考慮すべき事項

(一) 公共事業の運営については單に各担当部課が公共事業となる以前から施行し方

法によつて施工し別に統合的運営機関を持たない。又、より機関を新設じよ

とする意も余り見られなかつて、此の事業を積極的に施工するには勢くも油事及

副出事の統括する癡院内閣保部課の責任者を以つて組織する公共事業運営委員会へ

假定へと設け此の内に事務局を配し資金、資材、勞務等の各方面より公共事業全般の

企画運営監査等を総合的に行へ時に公共事業の二大目的たる事業の生産の重視と天

業者の吸收に努力するよう希望する。

(二) 林道事業の運営率三五%のものがあり、場所的或は時期的關係によると二三ある

も今後大抵量に努力すべきである。

(三) 農業部門中縣へ下級事業主体に交付すべき補助金並びに月を要しているものがあ
る。主務課及会計課の處理手續を要する爲ならんも之等は迅速に取扱うべきである。
(四) 農業部門中第5次土地改良、災害耕地復旧に際しては零細な金額数百円、数千円と補
助していゝ例が非常に多く、断る事業はなるべく自己進行と懇意して國費の破費は
県中にて多款住民の福利増進となるべき事業に振向けるべきである。
(五) 用排水幹線改良事業中縣苦病農池堤防工事は香川縣立施設雨量計測乾燥地帯に開
つては灌溉水補給の爲必要と認かるべからず全労士を擧げて透明簡便無事として食糧增
産に即効ありしをべきである。

(六) 住宅復興助成事業に於ては香川縣に割当三三三戸中戰災を受けて高松市に新しく三
分の一カ一二戸他の市町村に三分の二を振当て其の配分戸数は取出市を除き十戸
十四戸等分散配布してある。理由す高松市は土地が得ら水道いから分散したと云う
ことであるが實際の運営状態は高松が完成して他の地区が殆んど未完成である。

實際必要な戰災地に大部分を割当てるべきである。

直轄官庁事業

一、経本で考慮すべき事項

付し

二、各官で考慮すべき事項

(1) 農林省関係

岡山農地事務局施行の三ヶ所の開墾事業は其成績優良と認め難いのみならず入植者が生活費を得る爲に他を働きに出る事業にあつては年々陸上ばかりの進行に付んじ
てナシナシではあるが星堺入植と開墾の計画が已に失当なりと認める。一
本事業は昨年九月立農地開発經營團の經營であつたのであるが農地事務局が引継ぎ
を受けた以上事業施工上再検討して更に其の効果を挙げることに努力すべしである。

四、司志省関係

(1) 高松刑務所

高松刑務所施工震災復旧工事は四十%直接率は低調である。因人收容の新宮戰災
復旧事業がある一方囚人のみを使用して刑務所の復旧事業を固りつ、ある事情は
これを認めるも修繕工事の如きは速かに完成して其の効果を挙げるべきである。

(2) 岡山少年院

香川縣善通寺町四國少年院は職員三十人、少年收容數四三、床舎九九坪一人当
一坪半として六六人收容の寮舍一〇四坪、八〇人分を作つた。一般は所要面積に
も竟たない状況である。際地に少し余りに余裕がありすぎる。今後注意を要する。

(3) 文部省関係

(4) 文部省教育施設局高松出張所

文部省教育施設局高松出張所で施行したのであるが、

(5) 香川縣立農師範学校公共事業は文部省教育施設局高松出張所で施行したのであるが、

戰災後旧費三十万円は校舎を擴張するものと愈軍を官舎に模擬替(十三万八千円)と木柵(四万八千円)と施行して。震災後旧費三十万円を以つて校舎の擴張をしたが震災後は極く少部分で一部程度の平舎を使用しているにすぎない。極めて震災を受けたのに之に便乗して他人手尊を適用してはる。

三 直轄官庁で考慮すべき事項

(1) 岡山農地事務局

岡山農地事務局施行の三ヶ所の開墾事業は其の成績優良と認め難いのみならず入道者が生活費を得るために他を勧めに出す事情に因つて平年僅か許りの進行にせんじなり。すなはちは畢竟入植と開墾の計画が已に失当なりと認める。本事業は昨年九月迄に農地開発官団の經營であつたのであるが農地事務局が引継を受けた以上事業施行上再検討して更に其の効果を挙げることに努力すべしである。

(2) 高松刑務所

高松刑務所施行震災後旧工事の四十%運搬率は低調である。囚人収容の新宮戰災後旧事業があつたが因人りを採用して刑務所の復旧事業を固りつゝある事情すこゝを認めても修繕工事の始きは遅かに完成して其の効果を挙げるべしである。

(3) 四國少年院

香川縣善通寺町四國少年院は職員三十、少年收容數四三で床舎九社坪(一人一坪半)として大人收容、寮舎一〇四坪八〇人分を有つた。一般は所要面積に考慮欠け、受けたものにて便乗して他に平舎を採用してはる。

ハ状況でみると際他に改し余りに余裕があるすぎる。今後注意を要する。

(4) 文部省教育施設局高松出張所

香川県丸亀市鷲尾公共事業は震災後旧費三十万円は校舎を擴張するものと官舎三官舎に模擬替(十三万八千円)と木柵(四万八千円)と施行して。震災後旧費は極く少部分で一定程度の平舎を使用してはるにすぎない。極めて輕微な震災を受けていたのに便乗して他に平舎を採用してはる。

三

253
79
78.2

No		監査対象	監査	日付	監査書提出日	摘要
柄木農		昭和三十三年五月六日 久 久月十二日 監査中村正徳	監査 審査 此回正徳	昭和三十三年五月十九日	報告書提出日	摘要
						摘要

七 莊子題記

(一) 災害廃田土木事業費は全國的に予算不足であるが、本県についても同様で二十二年度公共事業の認定申請費一・五、五〇〇、〇〇円に對し年度未出来高ニ二九、〇〇、〇〇円で一九八名に相當してゐる。而も二十三年度以降の復旧費は二十一年災害廃田一・九五、〇〇〇円、二十二年災害廃田七六、六六、〇〇〇円であるから今後公共事業費の配分についてせずに暫意する點要があつる。

- 11 -

(二)
中小河川改良工事は奈川、巴根川の二河川で前者は昭和十五年後者昭和十六年より着手していふる毎年の予算が少いをあたへ川改良全体計画から見ると一郎を終つては過ぎず。今は事業費四、〇〇〇万円及び三、〇〇〇万円を減し、このまゝでは今度数年以上を要する。この二年の年々予算を増すことが出来ないならば、金固的見えて管所費を減らしても事業費に早晩完成をはかるべきである。
二
一
六

(三) 生産量第一五種の内半分は至る初段の處で農産物又は林産物出たりも一概に直に便宜をあらへるもので特に生産量として取上げるより一概に生産量として取上げるべきである。

(五) 守都玄市の震災復旧区画整理事業は換地米穀のものか大部介であるが、一方玄
屋の機械は極めて早い現況にかんがみ全体計画の再検討を必要とする。
(建設局)

(五) 土地改良事業の内で一整地につき町内会員のものか林業者の中から構成して男いか、その程度のものは營農資金の面で解決すべきである。又大規模のものについては國の補助金の外に渠費の補助をしてあるが、小規模のものは大規模のものと同率の補助を受け乍ら渠の補助はない。前者はむしろ國の補助単位下で渠費補助を出すべきである。

(六) 開墾は二十二年度までに終らしむる今は世界面も之に併せて効果を發揮してゐるが、那須地区の如く地質が適当でなく、水利も悪い所については今後の方針を斟酌してなくてはならぬ。

卷一

國立公文書館
National Archives of Japan

(七) 農地災害賠償は二十二年度認証申葉費六四、七八〇、〇〇〇円に付し年度未定
一社商は、一三四、一一〇、〇〇〇円で二〇七名に存る。二十三年度公只草葉費配
分について考慮すべきである。
（経本）

(八) 市村幹線道路及び林道で自動車交通を目的とするものは道路の計画の一環として
計画と施工とを並路としてやる方が交通施設としての実効性を有するし、施
工技術的に見ても効果的である。

全国的な問題ではあるが、本県の実施措所を見て特その趣が無い。（経本）

(九) 民有林園原では全国的な問題ではあるが、森林の過伐は本県でも著しくて、五
〇〇町歩（三年分の砍採量に相当）は砍採区域に造林未育である。
更に二ヵ外毎年の充足分として二、五〇〇町歩の造林を行はなくてはならない
のは二十二年度実績としては、一、〇四五町歩を公只草葉費により行つたはずで
ない。圖として今後の対策を講じて方針を定めよう。

（ヘヘ経本）

(十) 県当局として公只草葉を統括する事務組織なく、各事業相互の連絡が悪いし、
至本よりの公只草葉の指導もやりにくいで、果として何等かの具体的措置を取
る必要がある。近く開設される楊木県総合的計画委員会等の一部にも併せて考へ方

のも業である。

（ヘヘ経本）

裏面白紙



106

昭和二十三年度四・五・六月計画実績対照表

	四月			五月			六月			第一四半期計			
	計画	実績	達行率	計画	実績	達行率	計画	実績	達行率	計画	実績	達行率	
北海道	785,000	596,567	76.0	800,000	609,678	76.2	805,000	759,900	91.4	2390,000	1966,145	82.2	
東	東北	209,000	190,195	91.5	215,000	199,870	93.0	213,000	182,570	88.0	637,000	577,565	91.6
東部	東部	82,000	71,209	86.8	86,000	72,617	84.4	83,500	68,890	81.8	242,000	212,626	87.3
東	部計	291,000	261,424	89.8	299,000	272,487	91.1	296,000	256,300	83.1	886,000	790,191	89.1
西	西部	8,000	7,579	93.5	9,000	9,270	103.0	9,000	9,700	107.9	26,000	26,849	103.2
山	山口	243,000	237,521	97.7	249,000	231,007	92.8	248,000	244,200	98.4	740,000	712,728	96.3
西	部計	251,000	245,400	97.8	258,000	240,277	93.1	257,000	253,900	98.7	766,000	739,577	96.5
九	州	1,500,000	1,471,581	98.1	1,540,000	1,512,472	98.2	1,520,000	1,518,400	99.8	4,560,000	4,502,753	98.7
總	計	2,827,000	2,574,952	91.1	2,892,000	2,634,914	91.0	2,878,000	2,788,500	96.8	8,102,000	7,998,366	92.9



253
54 ③ 1948 原2

No.	監査対象		監査官	報告書
	埼玉県	監査日		
	主事・農業課 農業課長 農業課副課長 農業課員	昭和三十一年七月十四日	農業課長 農業課員	要

農業局監査委員会監査意見書

七、監査意見

(一) 運輸省に肉するもの

川口市の駅東口に二十二年度に於いて生産都市再建整備事業として國庫補助を得て一〇三五坪の用地買収をなし道路及駅前広場を整備したがこれに省及び東京鐵道局とも緊密な連絡の上計画実施したものであり。同駅最近の乗降客二八、七三二名の中乗口によろものは一五八〇名でその五割以上に達し定期券通勤者は今年三月現在で二八、七三二名中、一五八〇名であり、同駅踏切開閉回数は五月現在、晝夜三五二回、出勤及還家時は毎時平均二十二回即ち三分毎に開閉するため矢張上非常手不變と支障があるから早急に東口乗降口を整備する必要がある。

(二) 建設省に肉するもの

二十二年度末に及んで熊谷市復興土地凹割整理事業費の収算流用につき通牒を一発し申請書を提出せしめていたがこれに対する認可の措置をとつていい旨いため

申請書を提出せしめていたがこれに対する認可の措置をとつていい旨いため
申請書を提出せしめていたがこれに対する認可の措置をとつていい旨いため
申請書を提出せしめていたがこれに対する認可の措置をとつていい旨いため
申請書を提出せしめていたがこれに対する認可の措置をとつていい旨いため

農林省に肉するもの

(三) 用卷地は入植三ヶ年位は農作物の收穫のみによつて生計を維持する二ことが困難である。実情にあらからその期間は実情に応じ生食類の供給を免除すべきである。

埼玉縣七木木炭畠開拓團の美、馬終署の生産状態は限る食料で所によつては種子ニキモ取れぬ状態であるのに供給割当を(三〇%)行うのは予盾であつて開拓政策推進上直ちに考慮を拂う必要がある。

(四) 本年四月十七日二二開拓局第セ一八号附拓局長より埼玉縣知事宛「災害復旧事業豫算に附す件」通牒に於て耕地火害復旧事業費の補助率を六割に引き上げられ且既成しているが右に關しては事前に均等正式協議に預つていい。たゞ内省的ものにせよ也斯把策の重要な問題について何必ず本議の上政府方針の確定を俟つて実現するよう留意されたい。

裏面白紙

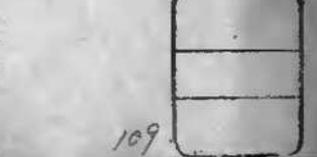
(四) 糜谷用排水幹線改良事業、災害耕地復旧事業及び土地改良事業の進捗状況、実施状況は良好であり、縣並に地元民の事業遂行の熱意が頗る旺盛であるから、補助金の配分に特別の考慮を拂われたい。

縣に因するもの

農務省等や学校復旧工事（義火復旧）は二十二年度認定三田七坪工事費七五八三九八円であるに付、わらず六三二坪を請負に附し着工しているのは不适当である。超過三八五坪分の建築資材は他の学校割当資材より流用しているが、二十二年度においては、全体計画と睨み合せた計に基て認証建築の完成に努力すべきであるのに当初から全工事、量の建築を意图し不足資材の入手の奔命に被れ着工が著しく遅延し、漸く本年四月に起工の状態であり、既施工五五%に過ぎないのは甚だ遺憾である。爾今十分注意されたい。

建設課公表事業監査意見書

No.	監査対象	監査月日		摘要	要
		監査官	監査官		
至 四月廿五日	愛媛県 主事小倉博	白川四月九日 木子廣志	辰巳五月三日 田和三三郎		



109

七、監査員の意見

(一) 評本で考慮すべき事項

(1) 災害復旧については單に原形復旧に拘られるこなく現地の事情に応じ本金額的考案から復旧さるべきものと思われる。

勿論、評本のみでなく、各省、縣に於ても当然この底毛今に、慮の上工事を実施すべきである。例えは肱川支流久米川の災害復旧について

久米川は渓谷を流れ的小川であるが、出水時に上流域の土砂崩壊のため下流に大きな被害を與えるために之が貢察施設として約ニ計画的に三段の堰堤を設けるが、この箇所附近は河川敷に渓谷市民の約半数を取られ、残余の僅かな面積(約三町歩)を保護する提防工事が考慮に挙げられている。

この僅少なる面積を維持するためには資材、資金を投げるには当然なり。一方に於いて直轄河川重信川の荒瀬のために三〇〇町歩にのぼる耕地災害復旧の必

要あるに拘らず河川堤防復旧も資材資金不足のため再度の災害の懸れを十分に考慮していき現況にある。

(2) 公立小中学校の賃貸及災害復旧についての豫算算定額(二〇〇〇円)のため工事実施について地元負担过大となり本一方に於いて建設用資材の割当が豫算に比して過少のため工事に困難を來している。

今後は実績に則した豫算の計上と豫算に応じた資材の調整を計らべきである。

(二) 各省で考慮すべき事項

(1) 農林省開採の資金余連延く二十三年四月現在尚第四・四半期の令連なく工事の進捗に大いに障害を與えている。

御審議と住宅について

(1) 在宅建築について一某園地に一〇戸以上で更にその建坪が宅地の三〇%でなければならぬ、という制限を実務院で設けているがこれは本縣の某市街地の狭小な場合には住宅建築不能の状態を來すことに守り当然緩和されなければならない」と思われる。

例えは松山市に於いては現在でまだ農地取得のに困難して石手川の河川敷を利用して建築した程に無理をしている。

(2) 中和島市に於いては区劃整理が立ち遅れ街路予定地に住宅・店舗が建築さ

れており状態である。因割整理実施方法を再計すうと共に更に基本計画内容も現地に應じた内容に変更するよう考慮を要する。

(ii) 住宅建築用の資材については木材を除く主要資材は建設院にて調達し、業主体に支配しているが、割当切符にて容易に入手可能な物資にまで斯る措置を取ることは事務の煩雜を來すのみでなく現物化遅延し現状に即しない。

即ち住宅建築用資材の中央調達は入手困難な物資(例えは疊表)に限定すべきである。

(三) 斧で考慮すべき事項

(1) 総合運営機関について

本廳に労務対策として、矢張対策本部を設置しているが、余り活用せられていない。技術的と公失事業の総合運営のための機能の必要を感じられる。

本廳においては官房企画課と設けて、総合計画を構立する意図を持つていてが積極的成果を挙げることが望ましい。

(2) 西條干拓に就いて

技術的と現場監督の陣容を強化すべきである。現在はすべて請負まかせてあるために、工事施行がいたずらに遅延すると共に工事費が不当に増大する恐れがある。

(3) 鋼山川疏水工事について

隧道施行完了後も取水については徳島廳側と別途協議することに成っているが本工事は全長二十六〇中、一、一〇〇メートルを残す現況にあり、この進歩状態から見て、取水について速かに協約を整そろべきである。

(4) 経済効果について

事業の経済効果に対する認識が不充分である。従つて経済効果算定の基準が不合理なものがある。特に部分的経済効果を発生するものとせざるものとの区分を明確にする必要がある。

例えば深浦源水河現まで基底のみ施行して、實際は部分的経済効果がない

(2) 第二回

No.	監査件號		監査月日	監査官	提出日	要
	要	類				
	昭和二十一年五月二日 月二六日	農業 主事 本局 秘書	武田利雄 三河西天 聖三甲 育云合			

(3) 調査局監査公文等叢書監査意見書

七、監査意見

(一) 各点として考慮すべき事項

1. 建設費

經者効果は可成近い将来に発生するよう実施計畫をすること。

例えば庵川下流改良工事で航延長五、四〇〇米の導流堤（甚大な断面の）を計画し、昨二十二年度に於ては基礎端石を施行して居る。

現下の状勢では全延長の護岸工事の短期施行は困難であるから、浚渫のみを実施して、一歩の目的を達し、然后、完備せる工事を極め、実施すべきではないか。

2. 通路

生産並駆、豆炭搬出並河畔荷物の運送の通路は、補助対策を明確にして、貯留の利用を行う時は、該証度を求めるなど。

東春日井郡外野村に於ける守山、東農業は、生産道路六八〇米、豆炭搬出道路一、二九八米、合計、一、九七八米にして、亞炭山元連、單年度の工事施行し、經濟効果の上から理想的ではあるが、生費の支出に於て、同一道路を一部生産道路、一部豆炭搬出道路に同一年に於て区分して補助してあるのは、該証度の意義を理解しない处置である。

此の場合該証度により豆炭搬出並河として補助すべき生産荷物のものである。行方についての把握が欠けてゐる。

3. 労働省

公共事業の種目、及び施工主体等在地方の職業公保部員に教示せしめ、地域内施行各事業主体との連絡は脱離をさよう指導すること。

昭和廿三年度施行の工事並移狀記は監査当日末迄各市町村から報告されてゐる。

六、三制実施は伴ふ学校建築工事は、すべて公共事業費より支弁されてゐる。ことは、承知している筈であるから、公共事業月報、四季期報告書月報等の所要調査報告を窓口に存して置かれていたりと見て、地方市に対する監督を厳しくし、窓口を把握するよう指導する所必要がある。

(4) 農林省

緊急報告

県令記緊急開拓事業の各費用の適用につき瞭解のみにて実施しないこと。举母町の開拓事業に於ては、極力扶助による換地の開拓費を解説を以て、実施しているかであるが、電気機械開拓費より、農林省の承認を得て、実施してはならない。

又特殊事情により特別經費を必要とするせば、認証変更を求めるのが適当である。

二、農に対する意見

1. 基礎開拓施設を新設し、之を活用すべきである。農の農事業務の中、公私事業は相当の比率占めるに至るに如何は農耕の發展及財政上に大きな影響を持つもの。

2. 補助金の收入分及び市町村への補助金の支出、直轄の手配をする必要がある。土木開拓補助金は、第一、第二、四半期と一度に受領している。又碧海郡矢作町の農業災害復旧費の七三、四半期以降の補助は、現場監査の五月下旬未だ受領してゐない。因縁より認証は、種々ある事情で遅れるが、農に於ては、この遅れを更に遅らすことないよう注意すべきである。

3. 岩崎地帶の開拓と災害予防とを計画的は調整を進められたい。また、舉母、額戸地区の岳陵地帶の開拓が進められ一方、蓋伏、乱伏と併せ対立競争地への土砂の流出甚しい。

又現に災害に見舞はれてゐる防工事は起々行はれてゐるが、岳陵地帯の傾斜開拓地の一定地域を保安林とする等、各事業の調整をしなければ、甚しい災害を被るであろう。

4. 大、三制学校建築の整修状況は、公共事業の諸規定に従い、整かに至るところがある。大、三制学校建築の整修状況は、大体順調に達成されているが、資金の状況は現実の調査不充分である。

支拂 24-5

10



昭和二十三年度一般會計公共事業費 (単位 千円)

23. 5. 13 建設局公共事業課

種目	安本方一次査定案			追加査定案			合計		
	般	失 命	害 計	般	失 命	害 計	般	失 命	害 計
河川防護農開拓水利土地改良災害	2,215,000 340,663 4,746,906 (2,812,450) (510,550) (524,220) (899,686)	4,267,469 340,663 6,567,956	6,482,469 340,663 950,000 (300,000) (100,000) (300,000) (250,000)	100,000 100,000 950,000 (300,000) (100,000) (300,000) (250,000)	100,000 100,000 1,250,000 300,000	100,000 100,000 1,250,000 300,000	2,415,000 440,663 5,696,906 (3,112,450) (610,550) (824,220) (1,149,686)	4,867,469 440,663 7,817,956	7,082,469 440,663 7,817,956
山林漁港船溜港私道鐵路市計官務刑學位宅務商予業	939,247 2,146,000 1,810,350 1,320,604 1,040,015 651,788 587,555 2,890,777 1,722,025 374,173 24,895 9,397 1,902,831 452,301	255,593 147,592 250,000 29,436 1,320,604 1,040,015 651,788 587,555 2,964,288 1,722,025 374,173 36,418 9,397 1,902,831 452,301	1,194,840 362,192 2,060,350 29,436 1,320,604 1,040,015 651,788 587,555 73,511 1,722,025 374,173 36,418 9,397 1,902,831 452,301	100,000 100,000 100,000 10,858 200,000 500,000 450,000 200,000 200,000 200,000 20,000 20,000	100,000 100,000 100,000 10,858 200,000 500,000 450,000 200,000 200,000 200,000 20,000 20,000	939,247 314,600 1,810,350 10,858 1,520,604 1,540,015 1,101,788 587,555 2,890,777 1,922,025 374,173 44,895 29,397 1,902,831 452,301	255,593 147,592 350,000 40,294 1,520,604 1,540,015 1,101,788 587,555 2,964,288 1,922,025 374,173 56,418 29,397 1,902,831 452,301	1,194,840 462,192 2,660,350 40,294 1,520,604 1,540,015 1,101,788 587,555 2,964,288 1,922,025 374,173 56,418 29,397 1,902,831 452,301	
計	21,243,127	6,856,174	28,099,301	2,840,000	10,858	3,550,858	23,983,127	7,067,032	31,650,159

裏面白紙

追加私案内容説明

一 河川改修費を二億円追加する。

二 土木災害復旧追加四億円は概ね内訳左の通りとする。

二十二年度災害 二億円

過年度災害 二億円

二 破防追加 一億円

河川工事との均衡を図るため

三 農業追加 十二億五千萬円の内訳

(1) 開拓の新規入植は第一次直定案に於て五、三〇〇人／内地四、三〇〇

人 北海道六、〇〇〇人／であつたが之を一、〇〇〇人／内地九、

〇〇人 北海道二、三〇〇人／とすら為三億円を追加する。

(2) 干拓追加 一億円

農業水利

三億円

(3) 土地改良

二億五千万円

も五次の残量中半分を認める所。

(4) 耕地災害復旧 三億円追加

農港船溜追加 一億円

港湾災害復旧追加一億円

私鉄災害復旧追加 一〇、八五八千円

道路追加 二億円

都市計画追加 五億円

(5) 総事業計画至九千才坪程度に圧縮
すると共に今後三年乃至六年以内に完了するものは要追加額

九億円となるが之の中四億五千万円を計上する。尚都市計画区域

外の清掃のため五千万円を計上する。計 五億円

官庁官舎追加 四億五千万円(内訳左の通り)(単位 千円)

法務省 二赤坂高等検察院

横浜地方検察院

總理府々舎追加

東京地方經濟安定局

警察官訓練所(大阪、広島)

警察官學校(京都、香川、山梨)

總理府々舎追加

郵政貿易及港務署

五〇〇〇〇

二〇〇〇〇

六〇〇〇〇

一、一一二六

二八〇〇〇

八〇〇〇〇

六二二〇〇

七〇〇〇〇

一、一一二六

商工省	東京工業試驗所名古屋支所追加	一〇〇〇	
東京商工局	東京商工局長野事務所追加	一四〇〇〇	
地方石炭局追加	五〇〇〇	七〇〇〇	
運輸省	海員審判所	六五〇〇	三五〇〇
労働省	労働基準局追加	四六〇〇〇	二五〇〇
厚生省	児童福祉施設	三六七四	一五〇〇〇
農林省	動植物檢疫所追加	四五〇〇〇	四五〇〇〇
予備	予備	四五〇〇〇	四五〇〇〇
計	(17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9)		

○ 住 宅

第一次査定案は木造三三・五〇〇戸 鉄筋二・五〇〇戸 其の他五・〇〇戸

であつたが之に木造五・〇〇戸を追加するため、二億円を追加する。

一 厚生追加二十萬円内訳

横浜水道

一五〇〇〇千円

南海震災陥没対策水道

五〇〇〇

二 商工追加

常盤炭抗水道工事進捗に伴ひ二千萬円追加

資材として追加を要するのと、左の官廳營繕用資材である。

木 枝 枝

二五〇、〇〇〇石

木 鋼 鋼

三〇〇磚

鋳 鋼 吊

二〇〇 "

セメント

五〇〇 "

銑 鋼

六〇〇 "

追加額不による追加額三五億五千万円を新物價に直せば五五億三千
一百万円となる。

昭和 23 年度 公共事業費明細表

内閣府

23
5.15
9.2

116

事業名	事業費額	国庫補助額	%	地方費額	組合費額	支給額	公債額
(河)							
直轄河川改良費	1,822,500	1,248,334	75	624,166	18		
河川調査費	31,000	31,000	100				
中小河川改良	900,000	480,000	53	480,000	12		
河川整備費	33,000	18,500	56	18,500	12		
農業改良施設費	490,000	230,294	47	410,588	93		
（國營）河川事業	300,000	300,000	100				
地方愛河川事業	51,000	25,500	50	25,500	12		
河水統制事業	240,000	80,000	34	180,000	34		
河川保全事業	11,000	8,500	77	3,300			
河川保全事業用 工具等修理費	491,000	400,000	81				
一級小計	4,590,182	2,800,128	61	1,090,054			
直轄河川及 港湾改良費	1,010,000	623,334	62	350,000	18		
直轄河川及 港湾改良費補助	2,802,192	5,204,785	73	2,602,392	15		
工木費的成	200,000	100,000	50	100,000	12		
被服費的成	114,000	90,000	78	38,000	18		
港道	300,000	200,000	67				
港道	1,431,177	6354,119	24	3,091,258			
合計	5,144,021,359	3,154,4247	65	4,807,112	35		
(砂)							
直轄砂防事業	100,000	66,667	67	23,333	15		
砂防調查費	2,200	2,200	100				
道府県砂防 通報費	314,000	244,000	78	120,000	15		
道府県砂防 通報費	294,099	182,733	63	91,368	15		
砂防直轄費	11,600	5,600	49	5,500	12		
合計	947,899	492,419	52	259,419	34		
(農 業)							
緊急開拓	3,426,625	2,929,558	85	1,024,9036			
内 地 理 測 量 大 地 理 測 量 工 業	3115,344	2,079,034	66	1,086,360			
測量工事	2,345,537	2,055,505	87	3,1012			
測量工事	158,028	158,028	100				

37

事 業 名	事業費額	國庫補助額	%	地 方 費 用 担 保	支 の 使 用	相 互 承 承	公 備 者
開墾放棄	22,222	46,517	60	相 互 承 承	少 量 施 工	少 量 施 工	31,012 40
國營開墾	528,209	405,744					1,229,65
建設工事	146,247	146,247	100				
開墾放棄	432,442	259,447	60				1,224,65 40
營林開墾	1,409,338	1,024,055					3,85,583
建設工事	337,467	337,467	100				
代 行 費	1,97,86	19,786	100				
開墾代行	1,152,885	666,822					
薪木種分	834,628	500,983	60				313,655 40
薪木分	1,222,426	121,698	100				
運移費	45,321	45,321	100				51,928 30
營圃運移費	15,000	15,000	100				
開拓開墾	211,481	211,481	100				
輔助開墾	633,420	136,620					
開 塵 費	421,000	124,200	20				
電 灯 費	12,420	12,420	100				
引締事務費	15,000	15,000	100				
營業港費	12,589	10,589	100				
北 海 道	843,211	200,534					
國營開墾	271,483	804,982					
建設工事	211,441	211,441	100				
伙費補助	534,042	447,541					
膳 班	4,844,356	3,871,485	80				
薪 班	642,56	54,590	85				
薪 料	54,85	5,485	100				
薪 料 監 督	54,85	5,485	100				
補助開墾	841,352	24,891					
開墾辦所	802,52	24,095	30				
設計監督費	802	8,82	100				
特別開墾費	2,515	2,515	100				
營 業 費	1,082	1,082	100				
手 工 費	851,617	949,252					
建設工事	742,507	732,507	100				
整 地 工 事	80,81	36,244	45				543,67 40
造橋代行費	8123	8123	100				
地 方 施 工 費	4,078	14,078	100				
干 營 駐 駐 費	4,510	4,510	100				
營 庫 費	1,800	1,800	100				

事 業 名	馬車費旅費	銀 國庫解物販	物 方 貨 品 通 貨	支 分 金	外 痘 痘	支
			前 通 貨	後 通 貨	市 町 有	支
入船荷物取扱	1,451,741	951,576			512,165	
内 地	985,230		611,550		393,940	
住 宅	834,250		564,550	60	323,240	40 入船荷物取扱
小 教場	51,000		51,000	100		
北 海 道	4,644,91	340,620			1,264,65	
住 宅	3,652,00	268,135	68		1,264,65	32 入船荷物取扱
小 教場	23,520	25,520	120			
用水施設	27,721	27,721	103			
簡易配道	18,000	18,000	100			
農用機器	96,994	90,994	100			
内 地	662,00	662,00	100			
北 海 道	30,794	30,794				
南 托計画	133,500	133,500				
内 地	86,509	86,509				
北 海 道	48,947	48,947				
農業水利改良	1,201,725	(692,642)	(93,934)		(193,834)	
内 地	629,671	(580,531)	(174,076)		21,6517	
地政課人材費	469,671	(281,862)	62	(73,934)	20	(50,534)
新規開拓	273,228	286,638	50	100,710	22	20,877
新 重 収	25,528	21,022	4,056			
新 营 費	3,200	3,200				
土 地 改 良	33,794,47	1,648,195	12,6220	252,441	1,352,621	
内 地	26,775,31	1,212,302	12,6220	252,441	1,016,227	
・灌渠排水	444,916	15,920	35	2,245	4,491	10 224,58
・蓄水池	194,443	63,125	35	9,792	19,404	10 92,321
・田 排 水	1,449,542	692,836	45	94,929	149,519	10 59,8076
・機械馬力	601,580	300,780	50	30,078	50,156	10 212,546
・耕地整理	41,100	30,370	60	3,455	6,910	10 23,365
・ 畜 莖	119,000	91,450	35	3,650	11,900	10 59,500
・地權移轉費	17,380	17,380				
・開墾費	4,537	4,537				
・薪 制 片 費	383	383				
・鐵 色 料	8/3	9/5				
・北 海 道	271,447	495,593			33,6254	
・醫 藥 費	150,252	150,252			33,6354	54
・補 助 事 業	621,674	285,370	46			
・明 現 銀 行	20,886	8,355	40		12,533	40
・ 諸 費	296,950	133,627	45		163,322	55

事業名	事業費額	国庫補助額	地方實質額	利道府縣公	市町村	その他	負担額	備考
治土	243,956	114,914	447				128,977	53
航立	105,772	52,887	50				52,887	50
普通	192,980	62,091	45				25,884	55
漁港溝	49,419	23,929	44				25,682	51
齊藤新設	105,949	4760	45				5,818	53
改良	38,840	18,967	48				12,901	52
普通	23,930	10,968	45				13,161	55
特殊	14,010	8,200	55				6,709	45
水道上昇	2,528	3,387	45				4,140	55
田区改良	3,151	1,210	40				1,890	60
一般合計	11,163,870	22,576,241	300,997				3,372,707	
災害復旧	4,624,132	2,906,945	51312	240,973	14,12,972			
災害耕地復旧	4,194,459	2,588,046	41,843	230,487	13,16781			
十八年水害	221,583	132,125	60	2,259	13,080	6	74,120	33
二十一年雪害	44,946	29,024	65	456	2,280	5	12,420	29
水害	11,861,112	715,994	60	12,011	1	88,435	8	34,9835
二十二年水害	126,847	87,310	61	14,94	1	8376	6	4,774,65
水害	169,605	140,410	83	287	0,5	4,267	25	241,83
地盤沈下	57,522	37,389	65	586	1	2,931	5	16,614
二十三年雪害	130,377	82,898	64	1,329	1	6425	5	39,245
水害	201,8302	1294,979	62	20,574	1	112,942	6	44,005
風害底急	84,615	55,000	65	862	1	4312	5	29,432
旱害耕地	112,423	58,703	50	1,146	1	7,008	6	1,475,63
電火災害	2423	43,60	61	36	1	425	6	2,609
乾燥被害	85,539	63,962	89	9,116	11			
算粧煙火	233,00	119,518	50	2,525	1	16,466	7	26,140
火害防止	43,384	43,534	100					
園芸直轄	43,147	43,147	40					
森林試驗場	6,232	3,116	50	3,116	50			
特別耕作費	35,168	35,168	100					
合計	15,937,803	10,144,559	64	3,573,09	28	500,394	32	4,085,530
(山)			林)					
公用事業行会連合会	102,199	102,199	100					

南 菜 名	苗類總額	國庫補助額	%	地 方 費 用	租 額	%	貯 額	%	貯 程	%	備 考
道耕區の奥地	1535.824	452.832	28	311.183	20	208.310	14	583.508	38		
森林防火防護施設	292.110	119.844	40	39.849	44	242.94	0	108.140	39		
治山事業	734.537	391.970	53	342.757	47						
山地治山	489.139	232.970	48	256.369	52						
海岸防護林	52.839	30.000	57	22.859	43						
災害防止林	88.529	30.000	56	38.529	44						
國營事業	104000.000	99.000	96	25.000	24						
民有林用施設	632.568	186.895	30	194.818	28	52.905	8	212.948	34		
奥地用施設	410.098	233.010	57	161.779	25	14.522	4	59.986	14		
開墾業者施設	33.513	13.031	39	13.924	42	4.67	1	6.107	18		
- 枝計	3925.834	1490.519	40	482.313	26	254.461	8	473.450	26		
二十二年新規植樹日	444.652	212.220	48	50.528	11	40.422	9	101.410.358	32		
二十二年新規植樹日	420.816	200.844	48	219.972	52						
林地 保 旧	16.113	—	2.839	40	8.421	52					
地盤沉下木	—										
災害計	88.528	420.953	48	218.921	32	40.422	4	14.481	16		
合 计	4602.412	1991.322	41	1261.235	27	359.884	8	111.491	24		
(木 產)											
邊境修繕補助	325.915	150.326	40	112.925	30	112.905	30				
船員教育補助	132.423	52.959	40	132.427	10	66.239	50				
北疆道防護林	49.028	49.028	100	0	0	0	0				
"維持補助	18.850	18.850	100	0	0	0	0				
小 計	326.216	291.233	126.022	119.901	1						
漢語文"杞 旧	328.449	138.993	40.825	40.820	1	52.631	1				
二十年後 慮	30.380	18.890	50	5.667	15	5.283	14	9.850	21		
二十一年 "	432.944	21.972	50	6.542	15	11.52	14	9.228	21		
南疆 農業	483.933	149.203	30	19.893	10	15.94	8	19.920	0		
二十三年改善	93.222	42.111	50	14.539	15	12.151	14	21.621	21		
北疆道農田開闢	81.987	55.365	48	13.221	14	—	—	12.241	16		
合 计	1034.532	565.551	54	166.068	18	29.061	21	65.852	7		
(曾 識)											
蘇聯扶助(火道)	6063	6063	100								
* 萬產課 (11)	332.01	241.25	72.7	80.0	22.3						
"蘇共扶助(10)	28.67	28.67	100								

第一業名	事業費試算	開港税額	%	地方費	貢租額	%	税額	%	備考
水道供給場化粧	4522	4522	100						
" (内丸)	34444	15472	409	21472	52				
雜物納化場	4946	4546	100						
合計	88148	59450	654	30548	34				
(通)									
直轄國道	631944	421269	210435						
府県道補助	921090	453443	50	412432	50				
石炭埠頭運送	201186	125078	42	54438	38	22072			
郵船調查費	12492	7431	40	5011					
北洋道道路	502217	402817	100						
北洋道鋪設整備	236019	134325	50	132394	30				
合計	2621209	12244423	61	854915	32	22072	2		
(港)									
泥濘等築費	920032	649503	299535						
直轄港工事費	9344038	4233503	42	270535	58				
燈塔航標費	99604	99604	100						
保養船修理費	108446	108446	100						
港務局監視費	2352	2350	100						
港務局監視補助	2013396	912104	1305272						
直轄港港務	1194440	398829	31	855581	69				
船舶監視補助	318442	283012	39	435428	61				
機械修理費	84536	422468	50	422468	50				
港務局監視費	154990	25945	50	2495	50				
北洋道港務費	285711	292829		12521					
通港工事費	214633	201819	96	12821	6				
代業關稅收入	29143	143100							
港務調查費	930	934400							
差額運輸保險費	935516	851625	39	103399					
一般財	4154641	24484123		1638518					
直轄港貨物費	59517	35913	30	23807	40				
二十一年收穫	46090	26942	60	12628	40				
三十二年 "	15442	8262	60	6179	40				

事業名	事業費額	國庫補助額	%	地方費額	支那額	%	その他額	%	備考
農林省合	8,571	2,571	30	100					
商工省									
商工省合	10,920	10,920	100						
石炭販賣廳	1,232	1,232	100						
東京商工局	12,650	12,650	100						
四國商工局	3,680	3,680	100						
福岡商工局	11,730	11,730	100						
山口商工局	10,280	10,280	100						
名古屋商工局	1740	1740	100						
東京商工局 長野支那所	1,540	1,540	100						
商工部新潟	1,810	1,810	100						
小計	52,582	59,582	100						
運輸省									
海運局合	8,237	8,237	100						
港湾建設	2,088	2,088	100						
小計	11,025	11,025	100						
金融省									
四万甚革 骨髓甚革	24,570	24,570	100						
地方分金 舊溝監督	11,580	11,580	100						
公共財產交換	11,707	11,707	100						
公共勞働交換	5,037	5,037	100						
小計	53,164	53,164	100						
厚生省									
厚生省合	15,450	15,450	100						
三重 知事合	3,660	3,660	100						
其一合計	50,110	50,110	100						
其他									
生産及販賣行 總理所									
建設院 技術研究所	1,465	1,465	100						
農業研究 院農業研究所	8,570	8,570	100						
小計	10,035	10,035	100						
大藏省									
鑄造局	2,279	2,279	100						
農林省									
農業試驗 場試驗所	4,051	4,051	100						
小計	6,070	6,070	100						

事 業 名	事業費總額	國庫補助額	%	地 方 費 用	負担額	%	其 他	%	補 助 考
農業試驗場	3,645	3,645	100						
個 人 場	1,672	1,672	100						
農業試驗場合計	5,317	5,317	100						
農業試驗場所	2,935	2,935	100						
開拓	4,410	4,410	100						
農業試驗場	14,200	14,200	100						
水產	2,775	2,775	100						
動植物檢驗所	10,530	10,530	100						
驗音器檢驗場	19,518	19,518	100						
小 计	92,849	72,849	100						
商 工 省									
、農工業試驗所 繩工場	2,096	2,096	100						
名古屋支所	3,556	3,556	100						
機械試驗所	6,955	6,955	100						
大工藝試驗所	2,771	2,771	100						
石炭局貿易局	36,478	36,478	100						
工業標準測量所	4,460	4,460	100						
小 计	56,616	56,616	100						
電 力									
、電氣試驗所	1,374	1,374	100						
木頭試驗所	2,576	2,576	100						
瓦斯試驗所	2,092	2,092	100						
小 计	11,062	11,062	100						
共 三	19,276	19,276	100						
(火 煤 氣)									
火 制 葵									
廢 休 菓									
、廢水處理場	5,278	5,278	100						
運輸、通									
海陸空運輸院	2,102	2,102	100						
高 實 騰 運 輸	2,215	2,215	100						
唐津運輸所	2,878	2,878	100						
小 计	12,125	12,125	100						
共 三 合	26,415	21,413	100						
總	14								

事・業・行・為	事業費總額	補助額	國庫補助額	%	地 方 費	負担額	%	他	%	補助額	%	備考
(括弧内施設)					都道府県	%	市町村	%				
總 球 場												
總理 厅	33,800	33,800	100	100								
國家地方營業	13,930	13,930	100	100								
消防研究所	22,335	22,335	100	100								
東京電力營業所	12,145	12,145	100	100								
小 計	77,065	77,065	100	100								
近畿 市												
大阪府各 市	82,210	82,210	100	100								
共 四 合 計												
總 付	772,423	772,423	100	100								
(新規計画)												
機械製造業	966,102	742,880	80	76.10	10	96,610	10					
汽 車 事 業	286,227	156,400	50	52.72	22	66,936	28					
河川水陸事業	133,333	100,100	25	10.616	8	22,567	17					
瓦斯 葉 燃	39,840	13,280	33.8	32.71	5.9	9,366	21	15,923	40	金紅賃租		
燃氣製造業	13,350	4,650	32.8	7.61	5.9	2,804	21	5,335	40	"		
電能營利事業	8,100	5,400	53.3	48.6	6	1,701	21	3,213	37.7	"		
造船新船惡業	42,440	23,920	50	8.065	17	15,655	33					
水 產 事 業	40,500	23,500	32.3	42.30	6.6	42,470	66.1					
下水道事業	115,410	76,940	67.7	6.17	5.3	32,353	28					
水道供給事業	96,320	38,160	50	8.166	10.7	22,994	59.3					
下水道復旧事業	24,460	16,440	66.7	5.129	20.8	3,091	12.5					
公共空地附設	63,378	21,126	32.3	5.625	8.8	36,626	52.9					
公務便利施設費	5,400	2,700	50	14.8	5.5	2,551	40.5					
火葬場施設費	44,400	2,200	50			2,200	50					
鐵道運輸費	12,400	6,200	50	2.331	1.9	3,868	31					
國營公團事業	4,200	4,200	100									
鐵道新築計劃	12,347	11,200	60	3.523	2.0	3,513	2.0					
郵政和地役金	28,000	14,000	50			14,000	50					
海軍軍艦建造費	27,250	31,600	66.7	5.245	44.1	10,515	32.2					
鐵道局建物費	30,000	30,000	100									
合 計	2,021,757	1,378,596	68.1	22.417	11.0	376,173	19.6					

事 業 内	事業費總額	總 費用額	%	地 方 費 用額	%	市町村 費用額	%	其の他 費用額	%	備考
(原)		生)								
上下水道施設										
上 水 道	82,092	14	20,023			60,069				
下 水 道	42,912	13	14,304			28,608				
水道木造便 旧	20,212	4	5,053			12,188				
水道鉄筋便 旧										
上 水 道	48,136	14	12,034			36,102				
下 水 道	2,394	13	798			1,596				
上下水道便 旧										
上 水 道	24,288	14	6,197			18,591				
下 水 道	5,268	13	1,756			3,572				
横濱市水道新設	160,000	18	20,000			140,000				
大蔵行營水道新設	55,592	18	6,949			48,643				
同・印串/紫	2,000		2,000							
計	444,394		82,114			292,447		66		
（管）										
保健所施設	200,000		100,000			85,916	43	14,034	7	
衛生研究	700		700			100		—		
衛生分科会	2,400		1,200			500		—		
公衆衛生院	44,635		46,35			—		—		
國立病院附設	59,110		19,210			100		—		
小倉病院	44,210		2,310			50		—		
精神病院	21,58		1,319			2,310		50		
性病院	16,532		8,286			7,379	50	—		
海灘檢疫所	45,122		45,122			42,286	60	—		
細菌檢驗所	—25,220		12,360			12,360	100	—		
防衛衛生所	3,132		3,132			—		—		
國立救護院	1,850		1,850			—		—		
衛生檢査所	30,000		10,000	23	10,000	33	10,000	34		
兒童福利施設	80,000		40,000	50	40,000	50	—			
社会保険施設	2225		225	100	—	—				
計	328,784		343,247			161,451		24,084		

事業名	事業費總額	國庫補助額	%	地方費	國庫	租額	%	その他	%	補助
(勞)										
天紫花泡茶	109,986	42,532	40	156,442	30	78,320	10			
機器天同	234,280	112,140	50	56,590	25	58,590	25			
計	944,266	592,464	63	215,012	22	136,090	15			
(商)										
常盤茶葉	22,348	13,674	50							
合計	22,348	13,674	50					13,674	50	
平均費										
平均費	1,000,000	455,579								
平均費										

(2)

進捗状況
誤証事業の進捗状況は次の通りである。誤証事業量は二十二年十月物価並びに労賃高騰により年度当初予定した事業量の約七〇・七パーセント程度人压缩更に行はれた。

事業分類	最高	最低	平均	%
河川改修	六五	一〇三	八七	
河川災害復旧	七五	一二四	一〇二	
砂防	八六	一〇八	一〇〇	
国道改良	八五	九八	八五・四	
總平均	九三・五			

(3)

資金状況
誤証事業費総額一四三、三八七、二六一円で二十三年三月末事業費支出済額はこれと同額の一四三、三八七、二六一円であるが尚支拂義務額一九六四、四〇円を有している。

事業分類	誤証事業費	支出済額	支拂義務額
河川改修	四〇、五六四、九二五円	四〇、五六四、九二五円	〇円
河川災害復旧	六九三、七八三九六・一	六九三、七八三九六・一	〇円
砂防	二二〇、八二〇・〇	二二〇、八二〇・〇	〇円
国道改良	三〇、二三五、九六・〇	三〇、二三五、九六・〇	一九六四、四〇
合計	一四三、三八七、二六一	一四三、三八七、二六一	一九六四、四〇

(4)

労務状況

事業分類	新規計画人員	雇用人員	失業者	失業者の割合
河川改修	三三二、〇五〇人	三六九、〇九二人	二七、五六二人	七・五%
河川災害復旧	五七九、一〇〇人	六一六、九三九	三六、一九九	五・九
砂防	四五五九・〇	五四三二八	四、一二〇	七・六
国道改良	二一四、三四〇・一	二四〇、四八	一六、一三一	六・七
合計	一一七、一八〇・三	一三八、八三九	八四、二二	六・六

労務所要計画数延一、一七一、〇八〇人に対する使用人員延一、一八〇、八三九人内失業者は延八四、二二人で約六六・七パーセントである。

労務者の平均賃金は次の通りである。

事業分類	直営	請負
河川改修	六七円	
河川災害復旧	六八円	
砂防	四七	五八円
国道改良	六三	
綫平均	六五三	五八

(5) 資材状況
資材状況は次の通りであるが、年度中途において事業量を圧縮更したにもかゝらず、十資材は当初計画によつて割当しにため所要量より上回つたものがある。従つて割当の現物化石予算的に割合を計算するに異様でないものがあつた。
建設院資材担当官の注意を促したい。

事業分類	鋼材(トン)		セメント(トン)		不材(石)	
	消費	需要	消費	需要	消費	需要
河川改修	一五九三	六八五	四二八	二〇六	一〇四七	八〇九一
河川災害復旧	一四二五	一六七	三二〇	一八九	一六五一四	六六五二
砂防	一四二五	一六七	二五八	一七五	一四五	二三〇二
国道改良	一三二	一三	一七三	一三七	一六一四	六三〇八
合計	一四七九	二九九	一七八	一〇八	一九七	四四九
	一四七九	二九九	一七八	一〇三	一九七	五八七三
	一四七九	二九九	一七八	一〇三	一九七	五八三五
	一四七九	二九九	一七八	一〇三	一九七	五七一五
	一四七九	二九九	一七八	一〇三	一九七	五七五九

備考

所要補の()は割当量を示す

入手補の()は割当による入手量を示す

実施状況の総括は次表の通りである

実施状況一覧表

昭和23年 3月31日現在

事業分類	施行個所数		認証事業費	進捗率	使用人員	失業者	務		資		材	
	直営	請負					直営	請負	所要	入手	所要	入手
河川改修	15	0	(40,564,905)	87%	(32,050)	27,562	67.2	—	円(47.2)(26.4)(32.0)(18.9)(16.1)(6.152)	円(47.2)(26.4)(32.0)(18.9)(16.1)(6.152)	—	—
			40,564,905		369,092				159.3 69.5 428 206 10,470 8,091			
河川災害復旧	9	1	(69,378,396)	102	(579,100)	36,199	68.2	58.2	(43.5)(22.3)(17.5)(14.7)(12.445)(6.308)	—	—	—
			69,378,396		616,939				141.5 167.6 258 155 11,904 11,302			
砂防	4	0	(3,208,000)	100	(45,570)	4,130	47.2	—	(46.3)(29.2)(10.32)(10.32)(11.924)(4.350)	—	—	—
			3,208,000		54,328				62.3 61.2 178.2 103.2 4,714 1,873			
國道改良	7	0	(30,235,960)	81.4	(214,340)	16,131	63.2	—	(56.3)(29.2)(10.32)(10.32)(11.924)(4.350)	—	—	—
			30,235,960		240,480				67.3 61.2 178.2 103.2 4,714 1,873			
合計	25	1	(143,387,261)	93.5	(171,080)	84,022	65.2	58.0	(147.2)(79.1)(16.3)(16.5)(12.924)(12.719)	—	—	—
			143,387,261		1,280,839				371.0 299.1 2,638 1,530 22,742 25,715			

備考

認証事業費の()は年間計画事業費を示す

使用人員 —— 計画事業人員 ——

資材所要 —— 初当量 ——

資材入手 —— 初当による入手量 ——

裏面白紙

五

經濟効果

年間実施事業の遂行によつて予想される経済効果は次の通りである。

事業分類		年間認証事業費		経済効果	
		累計を期待し得る基礎的数字	予想効果	経済効果	年間認証事業費
河川改修		記灌防止 畑 一、二二一。田	米、四一四。石	米、四一四。石	四〇、五五四。九〇 円
		記灌防止 畑 七、六一。宅地	米、四一四。石	米、四一四。石	七、二二一。円
		灌水防失道筋 九、五。料	甘藷三〇。〇〇。黄	甘藷三〇。〇〇。黄	九、五。料
		耕地改良 鉄道 八、五。町歩	蕪菜九八三。〇〇。石	蕪菜九八三。〇〇。石	八、五。町歩
		灌水防失道筋 五、三〇。户	米、三九〇。石	米、三九〇。石	五、三〇。户
		灌水防失道筋 二、九五。町歩	米、二八七。〇〇。石	米、二八七。〇〇。石	二、九五。町歩
		灌水防失道筋 一、九五。町歩	米、二八七。〇〇。石	米、二八七。〇〇。石	一、九五。町歩
		灌水防失道筋 一、九五。町歩	米、二八七。〇〇。石	米、二八七。〇〇。石	一、九五。町歩
河川災害復旧		灌水防失道筋 二、三一五。町歩	米、一、四六三。五石	米、一、四六三。五石	二、三一五。町歩
		灌水防失道筋 一、七七。〇〇。石	甘藷一〇一。〇〇。石	甘藷一〇一。〇〇。石	一、七七。〇〇。石
		灌水防失道筋 三、三九〇。石	蕪菜三五九。〇〇。石	蕪菜三五九。〇〇。石	三、三九〇。石
		灌水防失道筋 一、七七。〇〇。石	米、一、四六三。五石	米、一、四六三。五石	一、七七。〇〇。石
砂防		灌水防失道筋 九、五。〇〇。トン	米、一、四六三。五石	米、一、四六三。五石	九、五。〇〇。トン
		灌水防失道筋 五、六。〇〇。トン	米、一、四六三。五石	米、一、四六三。五石	五、六。〇〇。トン
國道改良		灌水防失道筋 一〇、七四。米	米、一、四六三。五石	米、一、四六三。五石	一〇、七四。米
		道路改良 二、一九。料	米、一、四六三。五石	米、一、四六三。五石	一、四六三。五石
		道路改良 一、九五。町歩	米、一、四六三。五石	米、一、四六三。五石	一、九五。町歩
國道改良		二、三五。九六。円	米、一、四六三。五石	米、一、四六三。五石	一、四六三。五石

六 監査意見

(1) 実施計画の変更は早くて早く早期に実施すべきである。

昭和二十二年十月物価並びに労價の高騰による予算措置に伴つて実施工事の压缩變更がなされ。

その結果工事が中途半端で中止され相当額の事業費は消費し大失効果の伴はき個所が出来た。又このため地元の迷惑も頗る大きい例があつた。

実施計画の中間変更は当然であるがもし力をを得ず變更する場合にならべく早期に実施し事業費を有効に配分する様にせねば各事業は各自の目的を失う結果となるので注意を要する。

(2) 予算令達を促進すること。

地方建設局は職員給料も大部分事業費より支出されているので令達がおそいため度々困窮している。工事実施面にも当然影響を及ぼしていき。

事業費の決定は種々な手續等によつて遅延されるほどは已むを得ないことではあるが、

大いに令達を促進して現地の事業実施の円滑を期すべきである。

（経本 建設院）

(3) 工事用機械類の保守に熱意を傾注していく。

一概に工事用機械は使用して後破損したものはその優先置して緊急の使用に向く。

（経本 建設局）

はないのが通弊とされている。

当建設局は機械車以下相当数の機械を保有しているが之等の機械に失敗則を設けてその保有量によって保修費を各工事事務所に割り切てる方法を採出し常に修繕を完了した完全な機械の保管を期しているのは業情らしい着想でありその熱意は推奨に値する。

各機械の失敗のつけ方は各々の機械の「イニシアル、コスト」に併記しておるが之は補修に要する費用の統計まとめてこれで補分する方が一層よいと思考される。

（地方建設局）

昭和二十三年度公共事業費算案

(単位千円) 経本建設局 23.5.30

区分	年		
	一般区分	災害区分	計
河川	3,424,294	6,990,785	10,415,079
防火	5,329,783	—	5,329,783
農業	7,210,7,624	2,713,888	9,924,512
開拓	4,708,897	—	4,708,897
土地改良	1,648,196	—	1,648,196
水利	880,531	—	880,531
災害	—	2,713,888	2,713,888
山林	1,429,556,91	390,642	1,469,192
水道	326,578	223,333	549,911
道路	1,255,058	—	1,255,058
港湾	2,390,574	—	2,390,574
私鉄	—	40,294	40,294
治安刑罰費	866,483	—	866,483
文教施設	5,262,566	105,488	5,367,465
生徒	2,955,850	—	2,955,850
營繕	1,158,192	—	1,158,192
都市計画	1,349,296	31,560	1,380,856
厚生	6,023,76	1,246,845	7,269,611
勞動	5,924,844	—	5,924,844
商工	1,5,674	—	1,5,674
予備費	1,224,953	—	1,224,953
事務費	2,580,11	—	2,580,11
計	31,601,274	10,898,726	42,500,000

6.2
922
✓
127

公 共 事 業 費 算 定 方 式

五月二七日 公共事業課

(一) 基礎となる数字は又次の如く百万円の開発費を原案に対し、下記項目を手直しして加減し、それ大体概算をうごかすことにする。(之をAと称する。)

(1) 河 川 特定区域調査 (+) 2,000,000円

(2) 郡市計画 (a) 亜魚整理 (-) 1,000,000円

(b) 國立公園 (+) 3,000,000円

(3) 官府官署 (a) 百万円以下の新設及び縮小より移管のもの (+) 29,253,000円

(d) 國庫貸出分の項目で金額追加の分 (+) 19,500,000円

(4) 農 生 (a) 橫浜水道 (+) 15,000,000円

(b) 南海沿岸対策水道 (+) 5,000,000円

(二) 物価改訂の影響を受けないと認められる金額日々上記Aの金額より控除し之に対し賃金 物価等の倍率を乗じて物価改訂を加味した金額を算出する。(之をBといふ。)此の間に暫定予算の実績を加へたる後開係各事業費自から年務費(然特徴づく2,200千円)を引きき算別割合を計算する。此の年務費と年務費と予算を加へたものきのんの總額とする。尙各事業別然額を更に直轄河川中小河川等の項目に分ける併せて算出し記入に準じて行ふ。

(三) 程度生産Bの内容

四五六年の暫定予算を昨年十二月ベースに直した金額がBである。その算出の仕方は下記の通り。

暫足予算額

a

aに当該事業の勞務費の占める比率(後記四参照)を乘じた額

C + 1.55 = a (1.55, 割るのは四月十日に標準賃金が55%値上がりした

a - 労務費 + a = B

尚四月暫定予算中の六三割644百万円大は上記の修正をしないで、原額の儘で控除金額とする。

各事業の暫足予算額は下記の通り。(単位千円)

河 川	2,072,747	道 路	2,200,080	官府官署	25,588
防 災	52,591	港 湾	256,183	都市計画	162,863
農 葉	1,774,038	刑務所	53,332	農 生	4,583
林	3,00,313	学 校	698,613	勞 動	42,948
水 産	25,577	住 宅	110,970	商 工	2,631

(暫定予算額 6,026,670には、此の外勞務費10,613を含む)

(四) 物価改訂の影響を受けると認められる金額(A-B)に累積率を乗じてじき算出する方法如下記の通。各事業別に労務費、資材費、その他比率を求める。比率は便宜昭和22年度の実績を用ひる。

事業種目	労務費	資材費	其の他
川砂利	58.661	29.328	12.011
川防護林	58.382	28.750	12.868
山木道	60.672	24.998	14.910
港湾施設	79.108	9.232	11.660
道路	80.833	37.335	13.832
橋梁	54.849	19.466	25.745
架空電線	50.775	39.283	9.992
電気	49.200	9.898	49.902
水道	24.756	7.579	1.665
下水道	21.559	4.981	28.624
雨水管	25.068	5.939	1.5.538
排水管	25.563	5.3.596	29.841
電線	43.964	4.8.766	11.230
電柱	65.851	18.803	15.346
計(年量平均)	30.999	51.997	17.004

(1) 賃金の倍率は、1.686.764とする。

$$1.55 \times \frac{3700}{3400} = 1.686.764$$

本年四月標準賃金は昨年十二月の55%増となりた。一般賃金が四月3,400円だったものか七月より3,500円になるものとして倍率を算出す。

(2) 賃料の倍率は、1.533.333.3とする。

(3) 其の他の費目は人件費關係、1.3 人件費關係以外は消耗品の例をとり、1.533.333.3とする。

(4) 人件費は2,850円ベースが3,780円となるとする
 $\frac{1}{16} + \frac{8}{9} \times 1.5 = 1.533.333.3$

(5) 人件費と夫以外の占める比率は下記の左の二欄の通りで之れ(1)(2)の比率を掛けて右で割り総合倍率(左より三欄)を出した。

金額	人件費關係	夫以外	総合倍率
65	35	1350	
65	35	1350	
217	783	1413	
65	35	1350	
8	72	1432	
21	79	1414	
41	59	1385	
25	75	1408	
48	52	1355	
25	75	1408	
25	75	1408	
0	100	1444	

(五) 〇に暫定予算額を加へた額から控除した事務費は下記の通り

名目	金額
川河	1,213,656,000
林業	51,866,000
農業	2,848,000
漁業	3,221,000
森林	5,376,4000
港湾運送所	70,818,000
電気	9,122,000
病院	24,504,000
学校	7,747,000
計	452,256,000

(六) 以上の計算により事業別金額は下記の通りとなる。

名目	金額
川河	1,213,656,000
防護	530,733,000
林業	9,951,512,000
農業	1,889,213,000
港湾	549,911,000
運送	3,208,765,000
電気	1,955,058,000
病院	1,328,696,000
学校	1,035,172,000
計	866,483,000
其	4,152,218,000
他	2,618,850,000
林業	87,961,000
農業	592,464,000
港湾	13,674,000
運送	452,256,000
電気	2,001,955,000
病院	410,000,000,000

金匱要略

昭和二十一・二十二年度

公其寧集

經本·建設·監督

公共事業に昭和二十九年十月より發足対象は主として公事事務官の職員、監査官等である。監査の目的として行はれる監査は昭和二十二年一月より当初実態調査として数個所実施、其の後監査として実施現在に至つている。

其事業課と守りつゝして監査の重要性及び關係方面の要望によつて一層強化するため同年十月建設局内に新に監督課を設け、この部門を担当していふのである。

監查は
公

セイ所と並び監査官には建設局内公共事業に経験ある者一ヶ所ニ名乃至三名を任命し現場に派遣の上六日乃至八日間に涉り当該年度の事業認証條件、事業実績等を監査資料として当該実施機關から事業運営の方針、施行状況或は意見等事業全般につひての説明を聽き更に現場と対照してその適否を判定するの外監査官は隨時意見を開陳して事業の適切なる運営を図ることにつき努力するのである。

提出するのである。

監査官の監査意見は重要事項と認めたものでこれを局内の補員会議に附し計議推進の上実施機関並びに関係主務省宛通牒し、必要あるものは回答を求めたりである。地方事業認定の除ふべき等の意見が反状する様関係各課においてこの意見を重視するのである。尚通牒の時期に總司令部に対し監査官が監査報告の範用を行ひ時に司令部の意見があつた場合はそれを根拠方面と連絡處理するのである。

監査に關する一概的監査結果を擧げれば次の通りである。

公事業施行について	都道府縣別事 業各項次官
公共事業監査要領	都道府縣別事 業各項次官
公共事業監査について	都道府縣別事 業各項次官
公共事業の執行について	都道府縣別事 業各項次官
監督課新設に伴う職員の増加について	都道府縣別事 業各項次官
公共事業關係手帳支給制の実施要領について	都道府縣別事 業各項次官
重要公共事業の調査について	都道府縣別事 業各項次官

三
監查對象

出登对象は次々と多くなる。

主務省名	名	省	都道府	課	四六
農林省	農	省	農地事務局	課	六
是教院	是	教院	營林局	局	一四
遞信省	遞	信	地方法政局	局	六
文部省	文	部	特別建設局營造部	一	
教育施設局出張所	教育	施設局出張所	教育施設局營造部	一	
鐵道局	鐵	道	鐵道局	局	一〇八
地方政府部	地	方	地方政府部	局	九
港務部	港	務	港務部	局	八
高等法院所	高	等	高等法院所	局	一
檢察廳	檢	察	檢察廳	局	八
法務廳	法	務	法務廳	局	八
最高裁判所	最	高	最高裁判所	局	一
合計	合	計			

四、寢施状况

昭和二十一年一月より二十三年三月迄に監査を実施した村家数は、昭和二十一年度
二個所、昭和二十ニ年度六四個所で内訳は次の通りである。

主 務 名	省 名	區 域	對 象	名	四 年 度	四 年 度
農 業 部	農 林 省	農 地	地 事	務 局	都 道 府	都 道 府
通 信 部	電 信 省	電 信	電 信	局	局	局
運 輸 部	鐵 路 部	鐵 路	鐵 路	局	局	局
財 政 部	國 庫 部	國 庫	國 庫	局	局	局
工 業 部	工 業 部	工 業	工 業	局	局	局
軍 事 部	軍 事 部	軍 事	軍 事	局	局	局
外 交 部	外 交 部	外 交	外 交	局	局	局
郵 政 部	郵 政 部	郵 政	郵 政	局	局	局
計 劃 委 員 會	計 劃 委 員 會	計 劃	計 劃	委 員 會	委 員 會	委 員 會
一 二						
六 四						

現地監査個所は昭和二十一年度一五八個所、昭和二十二年度七八九個所で、これを各事務分類につけて区分すれば次の通りである。

(一) 都道府縣

道 路		林 業		農 業		河 川		事 業 分 類
災 害	直 路	其 他	林 造	土 地	災 害	開 拓	砂 河	河 川
復 舊	改 良			改 良	地 害		害 害	改 良
旧 良		他	林	道	良 旧	防 治	旧 良	別 別
一 五	三						一 九	
			六 一 四		一 二 一	八	一 九	昭和三十一年度
								昭和三十五年度
六 四	四 四		一 二 一		三 六	一 四	一 二	三 三

合	職業關係	學	住	都市計畫	水產	港
計	業	校	宅	區別整理其餘他	熟船	改良其他
	商補	學	底	生產都市再是整備	熟船	改良其他
	易	校	民	區別整理其餘他	熟船	改良其他
	等	授	住	生產都市再是整備	熟船	改良其他
	公	授	宅	生產都市再是整備	熟船	改良其他
	共產	業	他	生產都市再是整備	熟船	改良其他
一五八	一	一	一	二二二二	二二二二	二二二二
	二九	口	一	二二二二	三五	一七
				一五	一九	一四
右三九	一六八	口	四一	八四一	一九	一七

卷之二

官 府 各 命 事 業 種 別	農 林 省 農 地 事 務 局	全 土 林 局	農 菜 水 盆 穩 利	干 旱 畜 牧	開 闢 漢 河	一 九 三 一
通 信 局	文 部 省 教 育 厅 出 版 所	建 設 研 地 方 耕 作 局	河 川 改 修 其 他 地 產	防 治 疾 病 其 他	防 治 灾 害 乾 旱	昭 和 二 十 二 年 度
電 信 通 話 緊 急 整 備	學 政 父 子 獨 用 菜 菓	鐵 路 改 修 良 他	川 改 修 九 五	病 治 七 八	水 旱 一 一 一	
總 統 信 局	文 部 省 教 育 厅 出 版 所	建 設 研 地 方 耕 作 局	河 川 改 修 其 他 地 產	防 治 疾 病 其 他	防 治 灾 害 乾 旱	昭 和 二 十 二 年 度

（一）經濟安定本部に下へて考慮すべき事項
（二）經濟安定本部の施策と事業実績と総括して徹底する方針を講ずる事がある。

經濟安定本邦の施策を事業改良極不端

七

10

24

卷之三

10

庚

八

+

100

三

三

20

二

11

五

• 15

15

٦

2. 事業認証及び資本割当を促進すること。
 3. 農業認定す。地方の季節的気候を考慮して行うこと。
 4. 地方起債に対する適切な措置を講ずること。
 5. 都道府県において公共事業の統合運営が実施せられたため適當な方法を講ずること。
 6. 各省に關係公務事業の監査を実施させる様適當な手段を講ずること。
 7. 労務用加配率は二十二年度より本格的に実施され難局有り大なる懸念と守つて、之が各地方によつて配給量が異り基準量に達していふ地方は僅かに数える程度であつた。
- 一般主食配給にも問題してゐるが少く失基準量程度では確實に配給する様措置すべきである。
- 又其他物資は各事業部門別に中止より配給されるものが多く、不公平な状況にありのでこれを一括して公平に配分され様考慮すべきである。
- 二、各省及地方施設開拓考観十ヶ所
- 三、各省一般關係
1. 災害復旧費は平算化が比較的容易であるため重要度の低い事業復旧も便宜する可能性能がある。しかも復旧費は主務省から府県を一括して配分されてもうべく便宜を圖す可貴性が多い。
 2. 大規模のものは一件毎に平算をつける必要がある。
- 四、事業認証
1. 認証は原則的な評価のちとに行はれるのであるが、事業実施未端に行くと認識が稀若にたり易い。即ち認証目的と異なる事業に費用一括り勝手に事業を変更し欠陥がある。
 2. 各省は認証制度を嚴守し、現地の実状把握に努め的確な事業効果を期すべきである。
 3. 失業救済に關し徹底を欠いてゐる。
- 五、事業に対する直接天業者を収容し得ないものもあるが、水が吸收にかかるべきは当然のことであるが職業安定所との連絡を不完全な事業場が各所にあつた。
- 六、安定所及び事業場は互に手續を簡易化したり便宜を圖ると共に確實に直繋をとり目的達成に努力すべきである。
- 七、事業回転の選擇を誤つているものがある。
1. これは経本としてまへ一半の責任はあるが事業認証は一括認証を排し個々の事業場について詳々と実状を認識して明らかに資金調査を有効に配分し事業を進行すべきである。
 2. 闇雲計画は全國的に適地調查を急遽に実施した結果に基いて再検討を要する。
 3. 予約事業可成仕立平算措置よりすると、その完成は五年月を要することになり、

従つて急遽な効果は期待出来ない。

住民着手のものに重点をおき、且つ優秀なものに資金・賞賛と集中してその完成を急ぐべきである。従つて新規工事は特別なものと除いては極力避くべきである。

3. 耕地災害復旧事業において頗る零細な補助を多數個所実施してある。こ水草は根本的に検討を要する。

4. 開墾と営農が併行して行はれる様、指導する必要がある。

5. 入植者住宅、営農資金の融資の枠が不足であるからこ水が打附の手段を講すべきである。

6. 農業土木開発工事の設計、施行に技術者の質低下が各所に見らるる。こ水等を改善する方途を講ずる必要がある。

7. 荒廢林地復旧、森林治水事業において資金、資材面からの制約を有するが工事の質的低下を示していざるものがあるから充分な監督が必要である。

8. 林業開発中、造林、林道施設に対する補助金令量は第三、四半期以降に亘り二水が、二水付認証別に反する。

「建設院関係」

1. 資金令量が遅延し、時期があり、現地時に直轄機關はこの為の困窮した。

2. 事業計画は東京的に行なう必要がある。

3. 時計直轄河川改修、中小河川改良事業は現在の予算計画では頗る長期間を要し災害を

起す可能性があるるので事業場を重点的に選定し、且つ資金・賞賛を集中し速やかな完成を計る様計画すべきである。

3. 都市計画は現在の國状より再検討する必要がある。

4. 道路改良計画は再検討を要し且つ既設道路補修について特別の措置が必要である。

5. 住宅建設の配分が適性を失っているものがある。

「文部省関係」

1. 認証制度に付し認識が薄い。

2. 不急と思はれる事業を実施したが、戦災も更に多いのに戦災復旧と申請して認証と異つた事業を実施している。

3. 現地実状の把握に欠けている。

4. 例をば戦災学校復旧において全焼したものと一部被災を受け程度のものに殆んど大した差とせず一律に平算を配分したり、極端な場合は現在の國状より施行の必要がある、と思はれるものにも平算を配付している。

「運輸省関係」

1. 高速道路は從来通りで公共事業としての処理に欠けているところがある。事業の性質上困難があるが極力同調すべきである。

「運輸省関係」

2. 高速道路は從来通りで公共事業としての処理に欠けているところがある。事業の性質上困難があるが極力同調すべきである。

「運輸省関係」

3. 高速道路は從来通りで公共事業としての処理に欠けているところがある。事業の性質上困難があるが極力同調すべきである。

「運輸省関係」

4. 高速道路は從来通りで公共事業としての処理に欠けているところがある。事業の性質上困難があるが極力同調すべきである。

「運輸省関係」

5. 高速道路は從来通りで公共事業としての処理に欠けているところがある。事業の性質上困難があるが極力同調すべきである。

「運輸省関係」

2. 建築工事は工事の質は高級と認められますが、單價が比較的高い様に思はれるから再検討を要する。

監査意見の概要

昭和二十一年度

東京都へ昭和二十一年度一月、石田、深谷、景山、渕谷部員)

1. 都庁内の局課運営が不備である。
2. 事業主管課が公失事業に對して非積極的である。
3. 主管省が下級事業主体に対し、その示達が不徹底である。
4. 謝員工事には正当必要経費を計上すべきである。
5. 資料と謝員人待ちはすることは間の助長となり、良くない。
6. 道路特別整備工事をENIGより都庁を通さず、直接謝員人々命令するには良くない。

7. 事業主体と労働者の連絡は良好である。

8. 事業周知方法と謝員現場へ事務整備は不充分である。
9. 主食及特配物資を急速に配給実現する様要望があつた。

10. 智識階級失業者の救濟事業と速やかに実施する様希望があつた。

11. 起訴目的の費用と異なる現地事業は變更すること。

(主査へ昭和二十一年一月、石田、山岡、吉原、片平部員)

1. 我は下級事業主体に付し認証の権限を徹底させよ。
2. 勤工事業許可を變更する場合は関係者と連絡すること。
時員工事は正当必要経費を計上すべきである。
3. 関連性のあり工事は敢行せざる様に心掛けること。
4. 管轄隔級の救濟事業を急速に実現する様に切望があつた。
5. 主食及び特配物資の配給を急速に実現すること。

神奈川縣へ昭和二十一年一月、加藤、前田、奥田、部員)

1. 県勢効率は事業に対する熟意あるし木端市町村は二重に對して認識が足りない。
2. 事業計画が杜撰である。
3. 農林省関係事業の資金運営が停滞している。
4. 湘南道路の海岸砂防工事の効果は無肉心である。

静岡縣へ昭和二十一年二月、日下部、小池、遊谷、村井部員)

1. 経本と各省の施策が末端現場に不徹底である。
2. 種の公失事業実証本部の運営は良好である。
3. 請員立事業場の書類整理は不備である。
4. 公立学校の復旧は文部省の計画と一致しない。
5. 静岡市の都市計画整理は再研究を要する。

災害復旧工事業の認証目的が良く徹底して居ない。又河川維持費が寡少と認める。

某地（昭和二十二年二月 伊藤 石田部員）

1. 将来の大量失業者のためか対策と考究せねばならぬ。
2. 公共事業の内容を全國勤労署に通知せねばならぬ。
3. 厚生省の調査・報告等の注文が多くて現場では困つ。
4. 閨參音住宅と共同施設は積極的に実施しなくてはならぬ。
5. 閨舉入植者に渡す資金、補助金は部分供を急ぐこと
6. 記証事業費を他の工事に投する場合は変更を要する。

君馬県（昭和二十二年二月前田農山部員）
1. 公共事業の賃金が安いので失業者が集ま

3. 公共事業の趣旨が徹底して居ない。
勞務加配物資の範一及び増加を要する。

27

失業救済と経済效果の面が相背反して居る。

卷之三

集解 昭和二十二年二月 木村 小林 田中 部員
公失事葉の認識が不充分である。

2. 労政復旧補助費の配分につけて今後注意を要する点
区割整理事業は復興力の早い方からの着手によること

4. 公民住宅建設の設計は用意周到なるを要する。
利根川用水の書類整備はよろしいが農業会委託

卷之三

東京都（昭和二十二年二月 湯川、加藤部員）

2. 府自身が現場における資金、資材、労務等の実情

4. 務務費及賃銀の報告は正確を要する。

農業林により事業を施行する二つとは支障を生ずる。
用排水改良工事の地元負担金制度は不合理である。

久長野 審田開墾事業の勞務加配は不適正である

卷之三

京都府（昭和二十二年二月 湯川、加藤部員）

2. 府自身が現場における資金、資材、労務等の実情

3. 4. 岩村事務員金令連は迅速であるを要す。
各務音数及貨銀の報告は正確を要する。

賃資材により事業を施行する二点は支障を生ずる。用排水改良工事の地元負担金制度は不合理である。

久長野 審田開墾事業の勞務加配は不適正である

卷之三

卷之三

8. 時計補算所は消極的失業救済に過ぎない。
7. 補算所の補助金は補算の目的と達する額を増額を要する。
10. 大共同作業場の設備資金は現金形と認めて迅速に完成を計らへなくてある。

広島縣（昭和二十二年二月 深谷 大衆部員）

1. 公共事業実施統合運営機関設置の必要を認めろ。
2. 請負事業の諸報告は正確でない。
3. 労務配給の差配で事業は不振である。
4. 勤務地事業の技術的指導が乏しい。
5. 農耕地事業の認証意識が乏しい。
6. 開墾地入植に総合的計画と実施の要がある。

栃木縣（昭和二十二年二月 奥田 真田部員）

1. 公立中学校復旧費と國民学校復旧既使用してから休不適當である。
2. 大共同作業場設置の願意が不足である。
3. 公共事業と以外の事業と混同して居るのは主務省の指導が不充分であるためと思ふ。
4. 農業実施には願意あるも勤労署と事業主体との連絡が不充分である。

宇都宮市國民學校建築費は認証額と無關係であるが教科課の指導が不充分である。

6. 失業者中、公共事業希望者は多い。

7. 就労者の賃銀は妥当と認める。

8. 公共事業執行成績は良好である。

岡山縣（昭和二十二年三月 前田 井上部員）

1. 事業主管者と勤労課との連絡が不充分である。
2. 勤務及加配米の配給が不円滑である。
3. 各省は農業費補助費の交付を急速になさねばならぬ。
4. 農業事業の入植者選定と指導者選定は注意せねばならぬ。
5. 森林害虫防除事業は積極的に執行しなければならない。
6. 大正川の灾害防除工事の実施を完全にせねばならぬ。

大阪府（昭和二十二年三月 高橋 加藤 小林部員）

1. 勤務費旧資金令度の運営は府と文部省の手続の緩慢によつて思料される。
2. 区割整理事業は復興力の旺盛の所から施行すべきである。

奈良縣（昭和二十二年三月　湯川　吉原部員）

1. 公共事業の総合的実施機関設置の必要がある。
2. 公共事業の認識が不充分である。
3. 学校の戦災復旧工事を、その主管課が知らぬ。
4. 布留川北流改良工事の帳面整理は良いが其の他は悪い。
5. 勤労課は失業者の動態不明で公共事業実施に積極的意欲がない。
6. 公共事業主務者間の連絡は不充分である。
7. 分務賃銀を低下して歩掛を増して居るには不適正である。
8. 文部省、農林省因体資金の令達と迅速にしなければならぬ。

昭和二十二年度

長崎縣（第一回）（昭和二十二年四月　塩谷　村井　木村部員）

1. 総合運営機関が必要である。
2. 資金の令達が遅い。
3. 請員工事の賃金は実際と合つて居ない。
4. 勤務者の賃金支拂は親方を通じて支拂つて居る。
5. 補導役産事業の選定は充分検討の要がある。
6. 開拓の適地調査を充分行う必要がある。

7. 開墾の技術指導が不充分である。

愛知縣（昭和二十二年四月　興田　田中部員）

1. 公共事業の開拓方針通格が不充分である。
2. 事業周知は徹底せしめなければならぬ。
3. 事業実施に主管課の指導が充分でない。
4. 名古屋地区の標準賃銀は北陸地方と同一で妥当でない。
5. 簡易公共事業は熱心で良いが労務者が固定して機動性を失つて居る。
6. 神野新田排水設備事業地の書類整理が悪い。
7. 犀川原漢港災害復旧事業は進捗緩慢で計画が悪い。

石川縣（昭和二十二年五月　石田　岡村　真田部員）

1. 公共事業の眞の目的を理解しない者がある。特別機関設置の必要を認める。
2. 公共事業執行後のにおける経済效果は黒肉心であつてはならぬ。
3. 小松洋裁機業は最もその目的を重して居る。
4. 福田新田排水設備事業は事業主体が熱心で良い。
5. 羽根並水門は復旧に止めべきである。
6. 学校復旧工事は学務当局が不熱心である。

8. 資材購入代金は全額現金解を必要と認める。

9. 直営施行を運行するには、事務費の増額を要する。

10. 降雪地方に対する事業認証費は年度当初多額に、これを配賦する必要がある。

長野縣（昭和二十二年五月 加藤 前田 部員）

1. 公共事業事務連絡協議会の活動を推進する。
2. 過去の過伐山林に対する植林計画は適切である。
3. 公共事業の現場標識は不充分である。
4. 小布施村開墾適地計画は選定を誤つて居る。
5. 郷代田村の開墾は成功と思ふが防風林、保守林を伐採する事は慎重を要する。
6. 片丘村の砂防工事中空積工事は優秀である。
7. 林道新設工事は良好であるも維持管理に注意せねばならぬ。
8. 小布施村開墾適地計画は選定を誤つて居る。

福井縣（昭和二十二年五月 石田、西村、真田 部員）

1. 失業者の使用に懸念がある。
2. 敦賀市都市計画事業につき縣市当局の打合せが不足である。
3. 開墾事業の不振につき農林省当局の再考を望む。

12

岐阜縣（昭和二十二年五月 景山、吉原 部員）

1. 賃金と資材の節約によつて工作物が脆弱となつてはならぬ。
2. 請負工事の帳簿整理が不充分である。

三重縣（昭和二十二年五月 景山、吉原 部員）

1. 公共事業を取扱ふ事務課又は係が必要である。
2. 公共事業の趣旨を徹底せしむるにはパンフレットが良い。
3. 認証順位、番号、年月日を事業主体に通知すること。
4. 賃材の入手を早く確保にあらん措置する必要がある。

大分縣（昭和二十二年五月 吉原、真田 部員）

1. 大野川河水統制は多量の資材を要するから再検討すべきである。
2. 公共事業運営の不振は経費を配賦せざるに至る。
3. 石打川砂防工事は技術的検討を要する。
4. 公共事業の本質を現場末端で徹底せしめねばならぬ。

内務省農林水出張所（昭和二十二年五月 景山、吉原 部員）

1. 内務省は認証順位番号を実施主体に通知すべきである。

東京通信局へ昭和二十二年五月 湯川、小林、若谷部員
1. 事業に対する総合把握が充分でない。
2. 出張所の事務方面が弱体であるかう強化すべきである。
3. 認証賃金送付が遅れて居るのは安定本部の責任である。
4. セメント其他資材の入手を早く確実にするよう安定本部で措置すべきである。

東京通信局へ昭和二十二年五月 湯川、小林、若谷部員
1. 事業に対する総合把握が充分でない。
2. 事業に対する計画工程の完遂意が不足して居る。
3. 認証制度の認識が不足で、現場も報告、書類が未備である。
4. 長距離ケーブル工事に比し中継所工事が遅れて居る。
5. 市内線路及加入者設備の復旧工事は努力して良好である。

運輸省東京地方施設部へ昭和二十二年五月 深谷、村井部員

1. 本省から認証事項の明細が遅延されて居ない。
2. 官舎新築の軍価が非常に高い。再検討をする。

3. 工事請負の特名入札は改めて競争入れとすべきである。

運輸省第一港湾建設部へ昭和二十二年五月 熊食、田中部員

1. 資材は本省より各港に割当られ鋼材のみ建設部に割当て受け取る。凡て建設部

で取扱われるべきである。

2. 労務に関する実情把握が不充分で賃銀はまちまちである。

運輸省東京地方電気部へ昭和二十二年五月 山岡、若谷 本間部員

1. 本省は事業主体の工事の種類数量、予算等詳細に指示すべきである。
2. 電気信号工事も地区別に分割して一見容易にすべきである。
3. 認証の内容を末端到底底すべきである。
4. 航羽線電化工事労務賃銀倍位必要である。

滋賀県（昭和二十二年六月 宮沢部員）

1. 戦時中の國土荒廃は現在の失業者のみで救済出来ない。積極的に國土を救うべきである。
2. 県は独特の地域性に基づき人員の調査と制度の運営を全からしめて、自主的
施策すべきである。
3. 松原湖干拓工事は他事業に率先完成すべきである。
4. 琵琶湖干拓工事は有利であるかう資金配賦すべきである。
5. 事業の補助率を増さなければ地方財政は破綻する。
6. 戰災を受けない本縣は庶民住宅の建設は中止すべきである。

7. 諸報告には、賃銀軍価及人員數等眞実を記すべきである。
8. 共同作業所を組合組織として居り中間機取を排して居るのは良い。

山梨縣（昭和二十二年六月、海谷、小笠原部員）

1. 資材入手難のため代用工法を採用して居り工事の質的低下を未して居る。
2. 営農關係の指導が不充分である。

兵庫縣（昭和二十二年六月、比田部員）

1. 集团開墾の成績不良は適地調査が不完全であるからである。
2. 都市計劃の調査が不充分で縮少改訂を要する。
3. 二十一年度実施の災害復旧工事費の欠陥は措置を要する。

岩手縣（昭和二十二年七月、石田、田中、岩崎部員）

1. 南盤七ヶ年計画の五ヶ年遂行には改善策が考えられねばならぬ。
2. 開拓入植者の選定が誤まって居る点やかれ整理、再選すべきし。
3. 梓和西部用水改良工事において技術の向上を図るべきである。

新潟縣（昭和二十二年七月、景山、吉原、田崎部員）

1. 公共事業監督状態は不充分である。
2. 投産共同作業所の加工材料は入手困難である。
3. 次の事業は再検討すべきである。

新保川砂防、相川船泊、新津郷排水

秋田縣（昭和二十二年七月、前田、石河、真田部員）

1. 県庁に公共事業と担当する総合調整機関設置の必要がある。
2. 緊急集團開墾の成績が良くない。主本及農林省の指導の完璧を望む。
3. 河川改修工事と投産事業に機械力を取入れることに注意すべきである。

富山縣（昭和二十二年七月、小笠原、奥田部員）

1. 公共事業の総合調整機関の設置を必要とする。
2. 都市計画、住宅、漁港等の事業は再検討を要する。

仙台電信局（昭和二十二年七月、石田、田中、岩崎部員）

1. 局舎がないのに附屬設備を実施せんとして居る。中央とよく連絡を取ること。
2. 電気通信設事業費の四〇%が残る。設備機械類の入手不良で本省計画の不備

である。

秋田管林局（昭和二十二年七月、前田、石河、長田部員）

1. 事業の運営進捗等良好である。失業者の吸收は難い。
2. 能代市海岸砂防は其育成完璧で事業效果を擧げて居る。
3. 事業計画は中央として居るか地方局の技術陣を活用すべきである。

新潟鉄道局（昭和二十二年七月、景山、吉原、田岡部員）

1. 標識なく、労務使用等に無肉心で公共事業の認識が足りない。
2. 鉄道総局は認証制度を採り四半期毎に予算を令度すべきである。
3. 鉄道事業は府縣事業と異なるから安定期は一考を要する。
4. 公共事業分の資材は明確にしておくことを要する。

新潟省志賀鉄業所（昭和二十二年八月、加藤部員）

1. 鉄業所の組織と業務分担が明確にされて居ない。
2. 事務整理が不良で本省の指掌が不充分である。
3. 技術陣営が薄弱で業務が完全に出来ない。

15

鹿児島県（昭和二十二年八月、石田、岡村部員）

1. 事業運営のため綜合中心機関が必要である。
2. 失業者の使用、収入等統計数字は正確を期すべきである。
3. 串木野町庶民住宅建設で地上权所有者に限定することは不当である。
4. 公共事業費は早く経済效果の場からものに優先的の投資すべきである。
5. 技術者は失業者を使用する二点について認識が無いのは改むべきである。

札幌通信局（昭和二十二年八月、杉山、伊藤、木村部員）

1. 課題が難解で事業実施は影響して居る。
2. 食料事情悪化のため事業の進捗を妨げて居る。
3. 第一線行政能力が貧弱である。
4. 行政機構改正に伴つて府内が一時的にはよりが勤勉して居る。
5. 道府行合開発計画が欠除して居る。

生産

鳥取縣（昭和二十二年八月 小林 深谷部員）

1. 総合運営機関が必要である。
2. 矢野者救済は努力が足りない。
3. 開墾事業の運営が三課に分割され不統一である。
4. 畜農指導が低調である。
5. 農林省の開墾面積割当は過大である。
6. 工事が一般に粗忽である。

島根縣（昭和二十二年八月 小林 深谷部員）

1. 縣知事以下、公天事業の運営について懇意がある。
2. 災害復旧工事は、ニホン根本対策も考慮すべきである。
3. 工事は一段階粗忽である。
4. 開墾事業に対する關係者は自信を有して居ない。
5. 農業者救済の努力が不足である。

熊本農地事務官（昭和二十二年八月 宮沢 加藤 部員）

1. 事業現場の技術員が不足で充分な成績を挙げて居ない。
2. 農林省の干拓道地選定の認識が欠けて居る。

内務省中部土不出張所（昭和二十二年九月 加藤 家路部員）

1. 治山治水事業の根本的計画を樹立すべきである。
2. 工事用機械器具類の整備を要する。
3. 工事費を便つて会議室を建築して居る。
4. 效果の急速な揚かうの方に道路工事を施行して居るのは誤まつて居る。

佐賀縣（昭和二十二年十月 田中 本城部員）

1. 事業の運営が不完全である。
2. 学校復旧工事は未着手である。
3. 底民住宅建設地の選定が適当でない。

名古屋營林局（昭和二十二年十月 宮島 石河部員）

1. 公天事業としての運営は良好でない。
2. 事業の進捗が不良である。
3. 賽全面で農林省の指導が不足して居る。

4. 管林局の事業は失業者を吸收することは困難である。
5. 資材の現物化が悪い。

長野管林局（昭和二十二年十月、岩崎、町田部員）

1. 事業運営につれて車輛の不備の点がある。
2. 事業進捗が食糧事情によつて左石される。
3. 輸送路の整備が必要である。
4. 治山治水事業を強化する必要がある。

金沢通信局（昭和二十二年十月、今枝、田岡部員）

1. 通信局と本省との連絡が不良である。
2. 事業の実施計画が不備である。
3. 事業の進捗が悪い。

山形県（昭和二十二年十月、野知、真田部員）

1. 事業進捗率はハーフで良好でない。
2. 事業運営は不充分である。
3. 林道及造林の補助金の令率が無い。

山口県（昭和二十二年十月、吉原、井上部員）

1. 総合運営機関の設置を要す。
2. 勞務賃金の支拂に監督を要す（道路工事）。
3. 事業主体の経済効果を認識していない。

福島縣（昭和二十二年十一月、三浦、和田部員）

1. 認証は地域的事情を考慮して二期位にすべきである。
2. 農林省は開拓事業の年間計画を内示し指導すべきである。
3. 旗民住宅建築敷地が未決定である。
4. 開拓と林業の調整が取れて居ない。
5. 農産事業の原料入手と斡旋すべきである。
6. 土地計画は廻避すべきである。
7. 農業者の定義が間違つて居る。
8. 記録制度の認識がなく（河川、道路、港湾）。

宮崎縣（昭和二十二年十一月、山岡、湯川部員）

1. 事業の認証は地元貢租能力を考慮する必要がある。
2. 補助率が低下し、事業量が増加すべきである（土地改良、農業水利）。

3. 施工計画と入植計画と一致して居た。

4. 総合計画樹立の要がある。

5. 認証外の工事の施行は不可である。(土地改良、学校復旧)

内務省東北土木出張所へ昭和二十二年十一月 山内 岩崎 部員

1. 事業の運営は必ずしも充分ではない。

2. 事業認証を早く実施する必要がある。

3. 資材の現物化が悪い。

4. 事業認証は地域的事情を考慮する必要がある。

文部省仙台出張所へ昭和二十二年十一月 建部 真田 部員

1. 工事実施機関の改善を要する。

2. 現地監督員は職業安定所との連絡が悪い。

3. 行政共通資本の事業と公共事業の区分を明確にする必要がある。

青森県へ昭和二十二年十一月 田中 大泉 部員

1. 寒冷地の監査は五月一九月にならるべきである。

2. 学校建築の進捗が悪い。

長崎縣(昭和二十二年十一月 景山 吉原 部員) (第二回)

1. 緑地に対する総合整備機関設置の必要がある(縣)

2. 事業施行未端迄整備効果を認識すべきである(川棚町道路 郡川防災)

3. 貸銀交付方法は中間収取が無い様にすべきである(長崎師範)

4. 緑地より事業主体に補助金が交付が悪い。

5. 農林省は認証制度を重んずること。

6. 緑興院は住宅の計画を窓地の事情に合致する様にすること。

7. 認証が無いかに事業を実施して居る(労働省)

8. 認証に際して農林、通信、建設の事業に対し明確な内訳を添付する様にすること

9. 司法關係の予算は再検討を要する。

10. 認証を早く実施すること。

熊本電信局(昭和二十二年十二月 秋本 真田 部員)

1. 電信局より電信局との認証の令達があそり、且つ資金、資材と別々に通達され不便である。

福岡縣（昭和二十二年十二月 吉原部員）

1. 総合運営機関の設置を要す。
2. 本省準備の資材の調達が遅い。
直信省は認証制度の認識が差し。
3. 販賣工事の分務賃銀は親方に支拂われ、且支拂蔵が整備されていない。
4. 区割整理は一区域毎に纏めて仕上はる必要がある。（建設）
5. 農林省の林業補助は第三四半期に一括して居る。
6. 各府縣に公共事業の総合実施機関を設置し補助する要がある（経本）
7. 次年度認証につき検討すべき事業がある。

熊本縣（昭和二十二年十二月 岩崎部員）

1. 事業運営機関の強化を要す。
2. 事業の進捗が悪い。
3. 工事設計は予算に捉わせて質的低下が見られる。（林地災害復旧）
4. 补助金の令度が難口（林道・造林）

茨城縣（昭和二十三年一月 伊藤 三右 岩崎部員）

1. 用拓事業の分務相配率は入植後一年を対象として居る。研究を要する。（安本）
2. 中小河川の完成予定が長年月に渡る（建設院）
3. 須要道路の整備が需要である（建設院）
4. 造林・林道の補助金が第三四半期に令度され居る（農林）
5. 荒廃林地復旧の砂防堰堤の根入地が不足で監督不充分である（農林）
6. 営農指導が欠陥して居る。
7. 現場査察が不充分である。

千葉縣（昭和二十三年一月 武田 吉原 今枝部員）

1. 総合運営機関の設置を要す（縣）
2. 賃貸蔵・配給蔵の整備が不充分である（縣）
3. 賃金の令度が遅い（入植者住宅、共同施設、林道、森林治水等）
4. 雨總用排水工事は資金、資材、技術力より見て最悪の状態である（農林）
5. 大利根用水は急速に完成すべきである。
6. 市川の生産再建は中止すべきである（建設院）
7. 学校建設の補助金令度があそい。

京都農地事務局（昭和二十三年一月 比田 家路部員）

1. 認証の促進（安本）を図るべきである。
2. 干拓事業の重実的使用を心掛くべきである。特に干拓事業は施行個所数を限定し、予算を増し着手中のものを完成せしめ、後、新規工事を何うべきである。
（安本・農林）
3. 予算の令達が遅れて居る。

東京農地事務局（昭和二十三年一月 景山 今川部員）

1. 駿河開拓事業は府県に移管した方が良いものがある。
2. 予算の令達を速やかにすること（農林）

岡山農地事務局（昭和二十三年一月 舟地 真田部員）

1. 干拓事業の優良なるものは急速全般完成と期すべく予算的措置を要する（安本）
2. 干拓事業は重実的に実施すべきである（農林）
3. 開発官用より引継ぎ開墾事業は進捗不良で主務省の指掌監督の欠陥が一因をして居る（農林）
4. 開墾事業中、認証変更の手続を欠いて居る個所がある（町見、柳谷地区）
（農地事務局）

20

近畿地方建設局（昭和二十三年二月 今川 岩崎部員）

1. 資金へ令達があそり、期の始めて入金出来る様措置することを要する。
2. 工事費交付の雇傭賃給は或る程度に制約して残余は事務費に計上すること必要がある。
3. 計画変更（圧縮）の場合は工事を重実的に実施すること。
4. 現場機構は事業量により合理化すること。

群岡縣（昭和二十三年二月 景山 奥田部員）

1. 資金令達が遅延して居る（林業開拓）
2. 資材の配付が遅れる（庶民住宅）
3. 法律第一七二号について認識して居ないものもあり且つ具体的な処理が採られて居ない。
4. 公共事業実施本部の費用を補助すべきである。

和歌山縣（昭和二十三年二月 武田 子茂部員）

1. 公共事業を総合的に運営する考慮が採れぬで居る。

2. 農業計画が現場末端へ実状に合致しないものがある（新官衙路）
3. 補助事業は根本的に検討する必要がある（営業費に属する灾害復旧事業補助金）
4. 開墾事業の営農指導が手荒である。
5. 庶民住宅の維持管理に考慮が拂われて居ない（田畠市）

153

群馬縣

（昭和二十三年二月 宮澤、吉原、南雲、研員）

1. 昭和二十二年九月の災害復旧費の補助金が少額で現場復旧工事は遂行至難であるから増額交付を要する。（安本）

2. 勞務配給物資の割合は事業部門別や経済に応じて一括して各事業に公平に配分される棟宿する必要がある。（安本）

3. 入職者生産の補助金の令達があくまでいう。（農林省）
4. 災地実状を把握して予算倍置きをする必要がある又、農業土木工事の技術指導も必要である。（農林省）

例 喚渠野水池

赤城大沼用水工事

5. 公共事業運営室を設けてあるかその活動は何等見るべきものかない。統合運営機関も設ける必要がある。（黒）

6. 賃金支拂に適性を欠いていいるものがある。

例 前橋商工歎災復旧工事

熊本営林局（二十三年二月 町田 大久保、研員）

1. 事業運営は概ね良好であるが公共事業としての處理に用心が足りない。（営林局）

2. 治林と伐採との關係は年々ニロロロ町歩の並行となつてゐるが治山・治水・対策並

3. 森林資源増産の面からも造林の強力施行が必要である。（農林）

4. 従うほんた事業費をもつてより多くの事業量を実施するため工事の質的低下を未していいる。昨年度施行の今も災害を起していいる状況であるから是正すべきである（営林局）

文部省教育施設局福岡出張所（昭和二十三年二月 小泉、田園、研員）

1. 二十二年度の認証申請書の書式が過疎でなく、本管教育局及出張所の管下事業に対する認識が不充分で資金賃料の現前が各事業の緩急度に対しても均衡を失している。（文部省）

2. 認識に対する理解が充分でない。事業内容其他に変更の生じたときは速に認証変更の手続をどうなけばならないのか、ダラ放置している。（東側）

九州大学

大分師範（文部省）

福岡高等裁判所

福岡高等檢察署

建設院營造課（福岡地）

（昭和二十三年二月 木村、鶴良、研員）

1. 本府大野現場の整備が不充分で、基本の施設が現場末端に徹底しないレ本府の現場管理にも運営の足が飛んでしまう。（法務府、建設院）

ス、遊休旧軍用施設の若用或す壁体等の残存して、いろ敷地跡所を優先的に復旧し資材の
需給を計ると共に短期に事業効果を挙げるよう努めべきである（経本）。

3. 鹿児島地方裁判所は法廷にて「ベテック」造と複数の事務官室含む本建築で着手して
いるが、これは裁判所の法廷直営主義にも反し計画上一考を要する。

4. 各刑務所共に物価場に今後格段の努力をする必要がある。

5. 出水、高鍋、鹿児島港工場の如く生産増強のために至良的取扱は取たものは一日も早く
生産をあげるよう時に工程そげにつけたてき複数的手段方法をつくす必要がある。

二、建設院、陸本

文部省教育施設局名古屋出張所（昭和二十三年二月、吉村鶴賀、和田鶴賀良）
記述時期は工事が年度内竣工に影響しないよう注意すると共に記述内容についても予
算と資料との「バランス」を良く考慮する必要がある。（註：本）。

2. 本省と提携を緊密に保つ國民疾苦の更なる極めて不円滑で出張所の公共事業に対する認識が
輸入で現場末端には山火の施設が徹底されていよいよ。（大河原者）

3. 予算の配分が不均衡である。少い予算を詮説的又配分する結果歎息学成と非歎息学成
の差がひどく工事が実状にくしくないものがある。（文部省）

4. 新築工事の進捗率が低く年度内に竣工の確実性は甚だ心配である。

5. 買附問題等工事の進歩を阻害する問題に対しでは複数的打撃を講じ所期の事業効果
をあげるよう努力する必要がある。

23

（失業） 漢陽第一師範 名古屋入學 富山榮壽（教育施設局名古屋出張所）
失業者の優先雇用に対する恩恵が足りない。公天職、安定所との連絡溝通が不充分で相
互に待機物資の貯蔵場も極めて不満足感が甚である。

（教育施設局名古屋出張所）

建設院官房課（名古屋地区）（昭和二十三年二月、吉村鶴賀、和田鶴賀良）

1. 事業の効果達成度悪甚が足りない。前着工がおく且年度内に予算の消化困難なことが
明白な工事に対しても認証変更の手続を怠りている。

（実例） 専賣局鐵道工場 全、名古屋工場（建設處）

2. 失業者の優先雇用に恩恵が足りない。専賣局工場のうち新築工事には人夫等に失業
者雇用の余地があると見受けられる。

（建設處）

3. 公共事業に因する重要な施設の建設を深め過帳額実越の末端庶民への通告徹底を期せら
たい。（建設處）

香川縣（昭和二十三年三月、武田、眞田、鈴木）

1. 公共事業の統合的運営について知事副知事の直接統括の下に特別の委員会を組織し公
共事業の統合的運営を行い、特に公共事業の二大目的である生産の増強と失業者の吸
収に積極的努力を希望する（註）。

又 資金が遅延に事業主体に交付される不^レ事務處理を改善する必要がある

(一) (二)

農業部門中補助金が果から下^レ農業主体に交付されるのに二ヶ月を要している。

(一) (二)

新設官林道施設事業補助金は^レ農業同様四四半期に分割して毎期遅延交付すべきである。(農林省)

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

昭和22年夏～23年夏、公苑草薙及其他分譲用三段
灌

卷之三

貯物 23 年度止貯蓄量					貯物 22 年度止貯蓄額					
貯蓄 金額	兌入 金額	新 額	二 次 購 入	本 額	貯 蓄 金額	兌入 金額	細 額	新 額	二 次 購 入	本 額
2,350,000 社員貯金	2,000,000	1,200,000	2,424,430	432,10	22,000 定期貯 蓄	1,172,600	542,100	622,102	422,102	

公共事業（一般公團）

新開湖		23年販賣量	22年販賣量						
品種	數量	公斤	細 分	次製造	木 材	23年 數量	細 分	次製造	木 材
松	運	45,000	4,000	1,905	150	14,589	1,731.5	117	
櫟	米	48,300	4,500	2,510	220	18,184	2,300.5	241	
水	紫	16,391	112	177	18.1	3,555	306.5	121	
楓	黑	12,000	130	335	104	4,060	95	29	
河	柳	55,000	2,800	4,290	3,000	11,293	501	2,171	
沙	柳	26,203	1,018	2,225	800				
水	柳	2,204	41	165	60				
木	柳	1,600	110	315	113	62,829	2,770	1,614	
木	柳	8,800	600	152	15	11,200	195	70	
小	柳	4,886	100	1,595	127	2,000	215	120	
小	柳	12,162	525	2,010	1,312	6,019	3280	1,107	
小	柳	22,555	97	266	112				
小	柳	29,000	1,445	1,004	2,020	11,088	1,006	1,634	
小	柳	37,255	1,762	2,666	2,011				
大	柳	0	0	0	0	120	30	2	
大	柳	2,530	120	212	195	1,200	23	1,377	
大	柳	7,650	400	1,020	458	3,292	23	3,995	
大	柳	3,000	200	413	115	1,823	130	1,377	
大	柳	3,800	160	413	19	0	0	0	
大	柳	3,800	160	413	19	0	0	0	
大	柳	0	0	0	0	1,600	152	1,600	
大	柳	0	0	0	0	1,020	104	1,020	
大	柳	0	0	0	0	39	35	35	
大	柳	12,480	166	1,428	918	4,519	510	4,519	
大	柳	40,971.5	2,154	2,364	6,287.4	18,604	1,820	1,820	

23
6.15
9~2

公共事業特別会計

23年度配当量

22年度配当量

部門	新規	改修	相 模	二次電池	木 材	二次電池	鋼 材	二次電池	木 材
電 線	23,000	92,000	5,920	1,200	49,520	18,515	1,371	70	1,371
通 信	18,000	6,550	5,685	210	2,211	2,220	0	0	0
林 業	3,609	69	169	92	0	0	0	0	0
住 宅	6,190	2,610	319	205	9,39	420	1,128	1,128	1,128
田 園 設 備	300	1,685	100	17	200	60	7	7	7
工 業	0	0	0	0	150	94	10	10	10
其 他	12,009	102,723	12,213	2,181	5,812	21,281	2,191	2,191	2,191
總 計	52,981	122,273	32,213	10,465	24,529	31,115	9,740	9,740	9,740

其の他

23年度配当量

22年度配当量

部門	新規	改 修	相 模	二 次 電 池	木 材	新規	改 修	相 模	二 次 電 池	木 材
通 信	21,211	9,39	1,200	49,520	18,515	1,371	70	1,371	70	1,371
電 線	300	1,685	100	17	200	60	7	7	7	7
其 他	12,009	102,723	12,213	2,181	5,812	21,281	2,191	2,191	2,191	2,191
總 計	14,210	114,000	14,210	51,520	20,515	2,191	1,128	1,128	1,128	1,128

3 有業者数

産業別	人口	總数	
		男	女
農	三五·一五七二人	一五九·五二六人	一五二·四六人
その他	二六八·五四〇人	一九八·〇一〇人	七〇·五三九人
合計	六二〇·一一二人	三五七·五二七人	二六二·五八五人

4 失業者数

(1)

失業者数

二一三·八四四人

三五·一三九人

一七八·八八五人

(2)

実失業者数

八三四·四人

四二九·四人

5 公共事業就労者に対する物資配給状況

月別	被給人員	加配米	物資配給状況					
			酒	ビール	地下足袋	ズム	長煙管	本
四月	三一·一四七人	七七·五五人	一九·四	一九·四	一九·四	一九·四	一九·四	一九·四
五月	二七·三九三·二三二人	西七九六人	四七·四	八四	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇
六月	三九·三四九人	九四·〇三一人	八四	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇
七月	四·五〇人	二一·三八五人	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇
八月	大·八五〇人	西大·七五〇人	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇
九月	四大·四八〇人	西大·六六〇人	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇
十月	四九·二四〇人	西大·五九〇人	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇
十一月	四〇·一二〇人	西大·五八〇人	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇
十二月	五一·一七〇人	西大·五八〇人	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇
一月	七六·九〇人	西大·五八〇人	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇
二月	八六·七九〇人	西大·五八〇人	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇
三月	五一·一七九〇人	西大·五八〇人	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇	一四·〇

道	河川	路	事業分類	直営		請負	
				五五円	五百円	六八円	五〇円
計			計	五五·一七九〇人	五百·四三八人	六八·一〇一人	五〇·一一一
				七六·九〇人	七八·四九〇人	八三·〇〇人	七一·一〇一
				八六·七九〇人	五八·一〇一	六八·一〇一	五二·一〇一
				五一·一七九〇人	五八·一〇一	六八·一〇一	五二·一〇一
				七六·九〇人	七八·四九〇人	八三·〇〇人	七一·一〇一
				八六·七九〇人	五八·一〇一	六八·一〇一	五二·一〇一
				五一·一七九〇人	五八·一〇一	六八·一〇一	五二·一〇一
				七六·九〇人	七八·四九〇人	八三·〇〇人	七一·一〇一
				八六·七九〇人	五八·一〇一	六八·一〇一	五二·一〇一
				五一·一七九〇人	五八·一〇一	六八·一〇一	五二·一〇一

6 公共事業に失業者を吸収するに付いての実施対策

(1) 公共事業実施個所の最寄道路に木札による明示。

(2) ポスター、新聞利用により一般大眾知識底どはより就労を促している。

7 勤務看板金額

五 経済効果次表のとおりである

農業業	林業業	都市計画	住宅	學業	職業關係
四八円	五六円	五六円	五六円	六〇円	七〇円
七五円	七五円	四六円	一一二円	一一二円	七〇円
四八円	五八円	五六円	一一三円	一一三円	一一八円
七〇円	七〇円	七〇円	一一一円	一一一円	一一一円

事業分類	年商事業費	年商因庫補助費	経 済 効 果
河	七三、三五六、一四四	四七、二四六、三六七	減產防止 米 米 二五九、八一〇、二七 石
道 路	二九一、二六三八五	一七、九四二、七三三	輸送增加 木 木 九七、〇〇 石 四四、〇〇 石
農 業	一〇二、五二二、八八九	四八、三六五、四〇四	不炭 八七八、〇〇 薪 四七、一〇、二〇 豆炭 六四、〇〇 瓦 六四、〇〇
林 業	二二四、〇九二、二五五	增 産	米 一一八、七 石 六五、七 米 一三六 豆類 四七、五一、二〇 薪類 四七、五一、二〇 貫
都 市 計 画	一二一、八四、二四八	南寒林蓄積 用材林 薪炭林	南寒林蓄積 用材林 一八四、三〇 薪炭林 一二〇、七 薪炭林 一八四、三〇 石
住 宅	二二三、〇六七、五	蓄積減産防止 用材林 薪炭林	蓄積減産防止 用材林 六三、八〇、二 薪炭林 一二〇、七 薪炭林 一八四、三〇 石
校	四八九、六五四、一四	造林面 獲 生產苗木數	造林面 獲 五七、〇町歩 生產苗木數 一〇、二五、〇、二五、〇、本
職 業 國 保	二四、三八七、五七	庶民住宅 五、〇户 二、〇〇人收容	職業補導 二五、五 勞動共同化 米 三三、九三五、九
學 校	二五、六四三、六八	失業救濟 勞動共同化 米	失業救濟 勞動共同化 米 二五九、八一〇、二七 石
職業國保	二五、六四三、六八	職業補導 二五、五 人	職業補導 二五、五 人

六、公共事業実施状況調査表(とおりて第3回)西和二十二年度当初より第4回半期迄

公共事業実施状況調査

昭和23年2月29日現在

事業分類	地 點 所 数	運 送 率	事 業 費	補 助 費	勞 務 (延人員)			資 材		
					所 車 人 員	使 用 人 員	内 外 業 者 数	鋼 材 (Ton)	セメント (Ton)	木 材 (m ³)
河 路	331	96.8 (96.5)	73,332,144	67,244,367	723,320	689,224	73,960	Q45,144 (356.0)	433,276 (356.0)	722.8 (320.8)
道 路	320	77 (100)	27,106,385	17,942,733	479,890	423,696	9,854	44.5 (3.8)	23.2 (2.8)	160.6 (154.8)
港 務		()						()	()	()
農 業	772	113 (96)	102,122,889	48,365,404	1,037,858	1,403,591	127,734	120,085 (67,135)	86,181 (67,135)	1,780,29 (1,041,95)
林 畜	506	65 (65)	21,409,235	8,938,716	220,134	135,678	18,420	8.58 (7.58)	3.64 (3.64)	112.3 (57.5)
都 市 計 画	14	100 (100)	12,184,248	7,624,748	155,154	124,544	34,396	33.92 (2.714)	2,714 (2.214)	83.25 (73.0)
住 宅	25	74 (70)	22,306,750	13,778,375	35,930	24,351	1,904	17,525 (8,332)	12,07 (8,377)	61.8 (35.05)
学 校	83	80 (80)	48,965,414	24,387,057	2,350,792	5,877,116		75,574 (22.5)	46,371 (22.5)	261.95 (221.8)
職 業 用 廉	77	0	4,064,238	3,568,238	864,091	212,913	212,913	(—)	(—)	(—)
合 计	1,778	92.3 (87)	313,931,303	171,851,638	11,266,878	8,871,123	479,221	745,931 (468,921)	607,916 (464,526)	3,180,79 (2,607,3)
								2,615.4 (2,804.2)	2,197,261 (2,150,677)	178,502 (151,370)

施工方法別冊

事業分類		直	施	營	行	諸	國	所	數
河	川	七三	一一四	二〇六	三〇八	三八一	三二〇	三八一	三二〇
港	路								
農	業	三五一							
林	業	六九							
都	市	一〇							
住	計	六四							
學	画								
職	業								
業	肉								
業	保								
合	計	七〇四	七七	一〇七四	一〇七	一〇七四	一〇七	一〇七四	一〇七

(一) 監査意見
災害復旧土木事業費は全国的に予算不足であるが本署についても同様である。公共事業の認証事業費一二五五〇〇〇円に対し年度支出額二二九〇〇〇〇円で一九八%に相当している。而も二十三年度以降の復旧費は二十一年災害復旧四九五〇〇〇円、二十二年災害復旧七六六六〇〇円であるから今後公失事業費の認証

分については時々留意する必要がある。

卷之三

(二) 中小河川改修工事は、已故川の二月以前者は昭和十三年九月、毎年、年々、少しずつ増加して、毎年の予算が少いため西河川共全体計画から見ると一部を終ったに過ぎず、して、このままでは今後数年以上を要する事業費四〇〇万円、及ぶ三〇〇万円を残し、このままでは今後数年以上を要する事業費四〇〇万円、及ぶ三〇〇万円を残す。大半は、大半は、ならば、全国的に見て箇所数を減ら

(三) 生産道路一五線の内半分は經濟効果の差で農産物又は林産物搬出よりも一般交通による重用的早期完成をはかるべきである。
（経本建設院）

便益をあたへるもので特に生産性向上の面で大きな効果がある。一方家屋の建築費は、戦災復旧工事の修理事業は換地未登記のものが大部分である。

(五) 土地改良事業の内で一箇所につき國の補助金二万円以下の小規模のものが極めて多く、これは極めて早い段階でかんがみ全体計画の実務に着手する。又大規模のものについては、その里賀のものは營農資金の面で解決すべきである。

(六) 本來農業の發展は、必ずしも經濟的である。開墾は二十二年度までに終らした分は當農面も之に伴つて功果を發揮してゐるが、那種地区の如く、地質が適当でなく、水利の悪い所については今後の方針を再検討し

なくてはならない。

(農林省)

(七) 農地災害復旧は二十二年度課託事業費六四七六。。。内に付し年度未実施高は一三四一一。。。四一二。七%になる。二十三年度公天事業費配分について考慮すべきである。(経本)

(八) 南北幹線道路、及び林道で自動車交通を目的とするものは道路の計画の一環として計画と施工とを道路としてやる方が交通施設としての実の効果を発するし、施工技術的に見ても効果的である。

全国的の問題ではあるが本署の実施箇所を見て特くその感が強い。(経本)

(九) 民有林開拓では全国的の問題ではあるが森林の過伐は本縣でも著しく六五。。。町歩(へ三年分の伐採量に相当)は伐採跡地に造林未済である。更にこの外毎年の不足分として二五。。。町歩の造林を行はずしてはならぬのに、二十二年度実績としては一。四五町歩公天事業費により行はれたにすぎない。

國として今後の対策を樹てば必要である。(経本)

(十) 果當局として公天事業を總括する事務組織なく各事業相互の連絡が悪化し、至本よりの公天事業の指導もやりにくいで果として何等かの具体的措置を取らねばならぬ。近く開設される防木果総合計画委員会等の一部にも併せ考へるもの一策である。

(防木果)

府縣別土木事業費叢表 No. 1

6.2 /
923

166

府県別 (昭和)	年度 経営費 万円	土木事業費			計 万円	%	土木事業費 経営費 % の割合
		国費 %	地方費 %	計 万円			
北海道							
青森							
10	2072	257	54	200	46	437	21
1161	2444	878	55	219	45	1597	20
20	2.416	385	20	1535	80	1920	26
5	10.920	2146	41	9180	59	5276	28
岩手							
15	22169	783	245	2.650	12		
20	93405	9038	56	2052	44	26.020	17
17	2.800	441	40	565	60	1006	35
18	3.686	447	34	868	66	1315	36
宮城							
19	5.609	1159	44	1492	56	2.631	47
20	8.344	880	53	2295	61	3223	52
5	901	34	22	120	78	154	17
10	1.457	126	39	293	61	449	51
秋田							
15	2.127	207	44	260	56	467	22
20	8.507	2.008	47	1.226	73	2.131	25
山形							
12	1.219	90	31	202	69	292	24
15	2.236	81	27	282	73	303	17
20	10.105	245	40	304	60	619	6
福島							
5	890	57	21	215	79	272	31
10	3.459	188	36	588	64	526	21
15	2.667	111	26	324	74	435	16
20	10.164	2.365	84	445	16	2810	28
茨城							
5	2450	950	51	920	49	1.870	27
10	2.280	380	20	1.550	80	1.930	69
15	4.150	1390	37	2350	63	3.240	90
20	11.960	1.560	51	5.570	69	5.150	43

110.2

107

府県別 (細別)	年度 (昭和)	經營費 百万	上本事業費				上本事業費 地元費 比率%	上本事業費 地 外 費 比率%
			國費	%	地方費	%		
鹿児島	5	942	3	1	232	99	235	25
鹿児島	10	1,237	89	28	227	92	316	26
鹿児島	15	2,511	185	47	326	53	611	24
鹿児島	20	2,820	24	18	545	82	419	53
鹿児島	25	1,298	41	24	259	86	300	23
鹿児島	30	1,692	68	51	149	89	217	23
鹿児島	35	2,059	41	15	240	85	281	14
鹿児島	40	2,225	120	33	235	67	227	20
鹿児島	45	2,074	—	—	194	—	194	28
鹿児島	50	2,590	—	—	459	—	459	33
鹿児島	55	2,527	—	—	1,800	—	1,800	19
東京	5	2,552	14	1	2,152	99	1,166	46
東京	10	4,176	56	3	3,244	97	1,280	21
東京	15	5,778	106	2	3,842	98	1,858	13
東京	20	20,394	123	4	3,219	156	3,042	2
神奈川	5	1,421	97	24	543	76	410	28
神奈川	10	1,839	38	10	354	90	392	21
神奈川	15	5,589	136	6	2,046	94	2,182	40
神奈川	20	23,651	1,820	11	10,157	89	11,477	49
神奈川	25	2,112	37	8	449	92	486	23
新潟	5	3,085	125	22	442	28	567	18
新潟	10	4,038	125	27	477	23	652	16
新潟	15	13,725	475	30	1,092	20	1,567	11
新潟	20	804	29	7	251	93	271	34
富山	10	1,420	181	16	966	84	1,142	81
富山	15	2,243	198	42	272	58	420	21
富山	20	2,220	609	56	1,029	64	1,688	18
富山	25	627	8	5	146	95	154	25
石川	10	1,258	126	31	281	69	407	32
石川	15	1,832	89	27	244	73	333	18
石川	20	10,056	296	34	584	66	880	9
福井	10	853	59	24	186	96	245	29
福井	15	2,565	42	13	272	87	324	20
福井	20	5,898	829	48	905	52	1,704	30

(2)

12.3

168

府県別 (昭和)	年 度	總 經 費 万円	上、本 業 農			上木事業 總額=計額 %		
			國 費 %	地方 費 %	計 万円 %			
山 県	5	513	12	20	113	90	125	24
	10	259	90	15	109	55	199	28
	15	1221	127	52	117	48	246	20
	20	5410	514	62	194	58	508	9
長 野	5	1160	15	6	945	94	1060	22
	10	2059	354	49	254	51	488	10
	15	2997	306	58	219	42	625	18
	20	13612	430	30	985	20	1415	10
岐 阜	5	798	0		245		245	51
	10	1187	0		421		421	56
	15	2146	0		461		461	21
	20	11313	0		4497		4497	40
群 岡	5	1253	69	18	328	82	398	32
	10	2198	70	18	329	82	399	18
	15	2842	162	24	508	76	620	24
	20	11408	355	49	365	51	721	6
愛 知	5	1884	11	2	684	98	695	37
	10	2490	93	22	680	88	723	31
	15	6000	128	22	974	88	1102	18
	20	27635	11110	41	16190	89	27300	96
三 重	5	903	20	7	254	93	274	30
	10	1058	69	53	159	67	208	20
	15	1909	69	23	226	77	295	15
	20	8809	397	57	674	63	1071	12
滋 賀	5	534	8	8	86	22	84	18
	10	253	19	20	163	90	182	24
	15	1551	58	24	184	76	342	16
	20	4684	141	34	269	66	410	9
京 都	5	528	6	4	128	96	134	25
	10	1935	105	21	393	79	498	29
	15	3197	231	30	508	70	729	23
	20	15992	6156	96	232	4	1388	40
大 阪	5	2476	24	4	556	96	580	23
	10	3572	168	10	1137	87	1325	32
	15	6549	97	6	1190	94	1267	19
	20	46237	24995	94	1453	6	26448	57

No. 4

府県別	年度 (昭和)	概 經費 万円	國 費 %	土木費 %	専業費 %	計 万円	%	土木事業、總 經費に対する%
-----	------------	------------	----------	----------	----------	------	---	-------------------

大 庫	(18)	不 明	371	12	2654	88	3026	18
	(19)	18,372	562	12	2,824	83	3,386	21
	20	32,940	1,071	16	5,461	84	6,592	22
	5	640	2	2	108	98	210	30
木 資	10	797	66	27	175	73	241	20
	15	1,529	24	28	192	72	266	25
	20	4,431	292	31	293	69	425	10
	5	661	10	157	100	137	20	20
和歌山	10	839	75	25	250	75	305	25
	15	1,516	74	29	185	71	259	17
	20	5,546	202	58	325	62	527	10
鳥 取	5	0	0	8	100	8	100	10
	10	23	21	84	79	107	10	10
	15	84	14	514	86	598	14	14
	20	2,861	90	325	10	3,186	10	10
島 根	5	"	18	90	12	10	20	20
	10	1,618	90	180	10	1797	10	10
	15	125	90	14	10	138	10	10
	20	6,3585	90	2,065	10	20,650	10	10
四 山	1	"	"	"	"	"	"	"
佐 島	(17)	4,281	24	3	680	97	684	10
	20	22,012	7	1	719	99	726	9
	5	1,946	2	6	34	94	36	2
山 口	10	3,261	56	25	172	75	228	6
	15	5,595	250	22	880	78	1,229	20
	20	16,750	5323	28	926	22	4,248	25
福 島	5	"	"	"	"	"	"	"
	10	"	"	"	"	"	"	"
	20	"	"	"	"	"	"	"

(4)

170.5

170

府県別	年度 (昭和)	機経費 万円	支 木 勘 算			計 万円	%	工木導入額 機費=材料%
			國 費	%	地方費			
香 川	5	432	3	2	131	98	134	31
	10	643	28	10	243	90	271	42
	15	722	32	21	119	79	151	42
	20	5075	87	24	273	76	360	2
愛 道	5							
	10	1233	18	8	212	92	235	19
	15	2294	63	13	412	87	475	21
	20	10275	1132	69	523	51	1645	2
西 知	10	1667				227	17	
	18	2432				349	14	
	20	2192				1005	45	
福 國	5	1702	12	2	526	98	538	32
	10	2383	25	16	388	84	463	19
	15	4342	131	13	908	87	1039	24
	20	31204	1486	52	1388	48	2874	9
佐 県								
長 県								
熊 本								
			調査不可能					
	20	22520	1402	28	3582	92	4984	6
大 分								
宮 崎	5	700	3	1	225	99	228	33
	10	880	39	12	192	83	251	26
	15	1117	149	51	142	49	291	14
	20	2882	291	44	576	56	687	8
鹿児島	5							
	10	迷失	調査不可能					
	20							

23
625
9~2

昭和二十三年度公共事業費/一ヶ月別算額表 (単位 円) 総額 26,626

(事業 種 類)	一ヶ月別算額 (4月-5月)	備 考
	一般の分	災害の分
(建 設 施 設)		
河 川	3,745,631	1,263,184
水 道	3,2521	5,2591
市 街 道	2,200,800	2,0080
市 街 道	1,628,633	1,628,633
住 宅	1,10,970	1,10,970
營 業	640,32	640,32
計	9,251,99	1,263,184
(運 輸 省)		
港 税	1,84,209	2,122,4
計	1,84,209	2,122,4
(文 部 省)		
文 教 施 設	6,82,416	1,61,971
(文 教 施 設)		
治安行政施設	5,333,2	5,333,2
(農 林 省)		
農 業	7,45,210	1,028,228
山 林	1,51,610	1,56,006
水 産	3,34,24	4,21,53
貿 易	4,614	4,614
計	9,35,458	1,024,407
(労 働 省)		
勞 動	4,8948	4,8948
(厚 生 省)		
厚 生	3,446	1,137
營 業	1,6942	1,6942
住 宅		
計	20,388	1,137
(商 工 省)		
職 業	2,631	2,631
合 計	29,55294	3,026,199
		2,131,973

(所 轄 事 業 名 (建 設 院))	一一一 半期 施定予算額 (4月 - 6月)	備 考
	一般の分	災害の分
河川		
直轄河川改良費	1,89,833	1,89,833
河川調查費	3,145	3,145
中小河川改修費補助	46,229	46,229
河川調查費補助	2,036	2,036
災害防除施設費補助	22,688	22,688
北陸道(國費)河川調査費	32,196	32,196
北海道(國費)河川 砂防費	32,300	32,300
河水統制事業費補助	46,56	46,56
特殊地域総合開拓調查費		
土木事業用機械整備費		
直轄河川災害復旧費	244,528	244,528
道府県災害土木費補助	1,345,706	1,345,706
北海道(國費)土木災害復旧費	91,400	91,400
道府縣災害土木費補助	22,200	22,200
政令指定田費補助	1,385,0	1,385,0
南海地方地盤沈下河 川土木費補助	40,000	40,000
合計	314,563	314,563
砂防		
直轄砂防事業	11,465	11,465
砂防調查費	341	341
道府縣道帶砂防補助	40,029	20,029
道府縣災害土木費補助	18,904	18,904
砂防調查費補助	652	652
合計	52,591	52,591
道路		
直轄砂防事業		
直轄國道改良	80,250	80,250
府縣道路補助	53,932	53,932
道路調查費	1,360	1,360
北海道道路	10,438	10,438
生産都市・再建整備	13,600	13,600
合計	220,080	220,080
都市計画		
城壁事業費補助	122,464	122,464
新路事業費	15,908	15,908

(所 事 管 理 處)	一 般 の 分 類	火 害 の 分 類	(4月 - 6月) 計	備 考
河川水路事業	4,348		4,348	
瓦斯事業	1,370		1,370	
鉄道事業	358		358	
電気事業	306		306	
水道事業	2,391		2,391	
下水道事業	2,861		2,861	
道路履田事業	2,542		2,542	
水道履田事業	3,935		3,935	
下水道履田事業	1,837		1,837	
公共交通利用施設事業				
國營公園施設事業				
公衆便所事業	222		222	
火葬場施設復旧事業			295	
戰災死亡者收葬事業			295	
都市火警復旧事業	1,222		1,222	
都南水道復設整備事業				
特殊地下工事整備事業	2,800		2,800	
燃氣器具整備事業				
新規地盤整備工事				
合 計	162,863		162,863	
社、宅				
A 社宅復興助成事業	110,096		110,096	
木造	110,096		110,096	
新築 燃氣器具整備				
合 計				
2 水				
3 災				
B 災害対応施設整備事業	874		874	
C 救成施設整備事業				
合 計	110,920		110,920	
管 球				
燃 灯				
總 球				
總理總務省	1,201		1,201	
總理農林省				
統計局	1,134		1,134	
東京地方檢察官				
仙台地方檢察官				

(所 事 業 名)	一 般 の 分	父 親 の 分	計	備 考
建設院技術研究所				
犯罪科学研究所				
國稅地方營業課				
經濟委員會				
人事委員會	4225		4225	
消防研究所及講習所	3900		3900	
警察警察官訓練所				
(小 計)	(11260)		(11260)	
大藏省				
財務省及稅務署	29855		29855	
財務局地方支那	2018		2018	
稅 關 總 局	937		937	
稅務講習所	425		425	
鐵道建設工場	284		284	
大藏省貯水池設置				
(小 計)	(32319)		(32319)	
農務廳				
法務廳本廳舍				
法務廳各廳舍	2520		2520	
(小 計)	(2520)		(2520)	
文部省				
帝國農業專門學校	1418		1418	
農林省總局	1701		1701	
農商衛生試驗所	351		351	
國營試驗所實驗室	680		680	
農業試驗所實驗室	425		425	
" 飼育分室	227	1	227	
動植物檢疫所				
第一水產試驗所	850		850	
馬鈴薯及根莖作物試驗所	2268		2268	
農業綜合試驗所				
農業研究所				
水產試驗所				
(小 計)	(2002)		(2002)	

(所管事務)	一級分類	次級分類	計	備考
商工省				
商工本部廳舍	3150		3150	
石炭局及公支局廳舍				
工農指導所作業所	425		425	
農業工業試驗所圖製工場	371		371	
"名古屋支所	271		271	
東京商工局				
四國商工局廳舍				
名古屋 "1				
播磨 "1				
仙台 "				
鐵道試驗所名古屋支所	340		340	
東京商工局長野事務所				
大阪工業試驗所				
石炭廳自動車之廠				
商工省一般所營				
(小計)	(4452)		(4452)	
運輸省				
海運廳廳舍	1417		1417	
海陸專門學校教室	567		567	
高等商船學校				
鷹津海員養成所	293		293	
船舶試驗所試驗室	214		214	
水路部作業所	251		251	
港灣建設部廳舍	353		353	
貿易廳廳舍	569		569	
(小計)	(4262)		(4262)	
勞働省				
地方勞動基準局廳舍				
地方勞動基準監督署				
公共職業安定所	567		567	
公共勞動安定所	227		227	
(小計)	(494)		(494)	
厚生省				
厚生省本廳舍				
(小計)				
支那支廳舍				

(所管部課)		一一九半期暫定予算額(4月-6月)		備考
費名	一報の分	次報の分	計	
合計	64030		64032	
建設院合計	925092	1263104	2188285	
(運輸省)				
港湾				
A. 港湾事業費	118340	119340		
1. 直轄港湾工事費	22990	22990		
2. 関港倉庫建設費	10120	10120		
3. 依託船修理費	2800	2800		
4. 港湾相互通研究費	430	430		
B. 港湾事業費補助	35941	35941		
1. 重要な港湾補助	20642	20642		
2. 郡村縣港湾補助	15299	15299		
3. 作業経理費補助				
4. 港湾調查費補助				
C. 北海道港湾事業費	20628	20628		
1. 港湾工事費	25600	25600		
2. 作業経理費	4900	4900		
3. 港湾調査費	128	128		
D. 廉工業港湾事業費				
直轄港湾災害補助				
都府県港湾災害補助				
北海道港湾災害				
合計	184202	21224	39644	
以降災害復旧費補助				
運輸省合計	194200	21224	39644	
(文部省)				
文教施設				
直轄学校其他の教具	22510	22510		
直轄学校其他の取扱費	5387	5387		
1. 火災復旧	438	438		
2. 風雪害復旧	2351	2351		
3. 教用建物修繕	352	352		
4. 寄宿舎修繕	63	63		
5. 学年進行整備	20	20		
6. 校庭休憩物置	113	113		

(折 算 種 類)	一 級 の 分 父 母 の 分	病 考
新 草 ノ 師範附屬新制中学		
公立学校其他戰災復旧	6935	6935
1. 大 学 高 等	4555	455
2. 中 等 教	5606	5606
3. 高 等 学 校	5255	5255
4. 國 書 館	349	349
5. 航 空 研 究 制		
大 三 關	642000	642000
公立中等學校震災復旧	594	594
公立中等學校風水害復旧		3523
公立醫科學校東日本風水害復旧		3513
農 田		3513
鳥 展 田		9111
合 計	682416	12190
698613		
(法務部)		
治安行政建設		
戴 災 復 田	12354	12354
災 雪 機 田	1195	1195
檢察官分離小判小新當		
過 刑 金 所 新當	35263	35263
政務官各府廳新當	2920	2920
少年院施設整備		
合 計	533332	533332
(農林省)		
農 業 用 土	486494	486494
開 塵 壓	499.965	499.965
干 石	81618	81618
八道施設	87539	87539
農業試驗所入		
開拓詳圖	77672	19672
農業水利	64863	64863
土地 改 良	104153	104153
災害耕地復旧	1028228	1028228
合 計	745210	1028228
山 林		

(新 事 業 費 用 額)	1-4 企 業 經 營 費 用 額	(4月～6月) 一 般 企 業 經 營 費 用 額	備 考
公務林野官行造林費	21,741	21,741	
造林計画実施費補助	25,325	25,325	
森林害虫防治施設費補助	34,046	34,046	
治山事業費及補助	29,844	29,844	
森林病害防治費補助	14,221	14,221	
製紙漁業林地設置費補助	25,048	25,048	
北海道民有林販賣設置費補助	1335	1335	
昭和二十二年民有林 水害林地復旧事業費	25,492	25,492	
災害林地復旧事業費	25,202	25,202	
颶風新潟防除林復旧事業費	33,42	33,42	
合計	151,610	154,026	205,436
水產			
漁港修繕費補助	17,180	17,180	
船泊設備補助	40,20	40,20	
北海道漁港	58,50	58,50	
同維持修理費	6374	6374	
北海道港内開港補助	42,153	42,153	
漁港城柵費復舊	42,153	42,153	
合計	33,424	42,153	95,529
營、造			
農業試驗場(北疆)			
農業試驗場(南疆)			
「救濟生養成所」	135	2319	
水產試驗場(北)	697	435	
水產試驗場(南)	163	597	
造船修繕化場			
合計	4614	4614	
農林省合計	235,458	122,402	59,465
(勞働省)			
勞働			
A 業農應急事業	32,558	32,558	
1. 都市災害応急事業	2,623	2,623	
2. 災害賠償応急事業	16,235	16,235	
日被災共同作業地設	10,390	10,390	
合計	49,948	49,948	

(所 在 地 名 称)		第一回半期暫定予算額(4月~6月)		備 考
(學 生 省)		一般部分	災害部分	計
學 生				
上下水槽改良事業	3445		3445	
1. 上水道	2194		2194	
2. 下水道	1252		1252	
横浜市水道施設				
大坂府水道施設				
同 和 菜 菜				
上下水道設置履田				
1. 上水道				
2. 下水道				
上下水道機田				
水道敷設履田				
1. 上水道				
2. 下水道				
合 計	3445	1137	4583	
營 造				
保建所 構 空	4599		4599	
國立食品衛生研究所				
地 方				
公衆衛生院施設				
國立病院事業所整備	2543		2543	
小兒結核療養所				
精神病療養施設				
性病院建設	550		550	
海港檢疫所	3721		3721	
細菌檢査所				
予防衛生研究所	449		449	
國立醫、農、獸、院				
精神疾患院				
兒童福利施設				
社會保險所	19		19	
合 計	16942		16942	
其 他				
引導者住宅				
學生宿舍計	26388	1137	27525	

(所 在 地 名)	新潟県	新潟市	新潟市
(業 務 名)	一般の公	火器の公	計
新潟炭工質用木工事	2631	2631	
鐵 橋 費			
車 船 費	101,613	101,613	
總 計	29,857,943	30,761,699	60,31,692

10
22
6

昭和二十三年七月廿七日

60

昭和二十三年度
公共事業計画概要

經濟安定本部建設局

集

第三回 愛

昭和二十三年度公共事業予算案(単位千円) 2·3·6·2

区分	一般の部			災害の部			一般の部			災害の部			二年計			
	二	三	年	四	五	年	四	五	年	四	五	年	四	五	年	
1 河川防護事業	3,424,294	6,990,785	10,415,079	5,144	3,607,661	3,922,461	3,424,294	5,30,733	11,242	-	-	11,242	4,77	4,77	4,77	
2 土地改良事業	5,530,933	-	5,30,733	-	-	-	12,025,43	12,025,43	12,025,43	12,025,43	12,025,43	12,025,43	5,109,716	5,109,716	5,109,716	
3 水害	2,237,224	2,906,945	12,144,569	(4,708,897)	2,731,518	(6,293,151)	2,731,518	-	-	(6,293,151)	-	(6,293,151)	(7,976,25)	(7,976,25)	(7,976,25)	
4 一般	4,708,897	-	(1,648,196)	-	79,625	-	79,625	-	-	-	-	-	(171,400)	(171,400)	(171,400)	
5 一般	1,648,196	-	(880,531)	(880,531)	191,400	-	1,288,873	(1,288,873)	1,288,873	(1,288,873)	1,288,873	(1,288,873)	50,973,9	50,973,9	50,973,9	
6 一般	880,531	-	2,906,945	(2,906,945)	-	2,227,94	2,227,94	61,289	61,289	61,289	61,289	61,289	131,295	131,295	131,295	
7 一般	1,496,569	4,220,753	1,916,322	3,289,923	5,655,551	7,000,6	5,655,551	7,000,6	7,000,6	6,629,580	6,629,580	6,629,580	66,9	66,9	66,9	
8 一般	3,265,78	2,389,923	1,955,058	1,935,058	1,955,058	1,955,058	1,955,058	1,955,058	1,955,058	1,955,058	1,955,058	1,955,058	1,222,287	1,222,287	1,222,287	
9 一般	2,792,3373	4,047,59	3,198,132	2,943,6	2,943,6	-	2,943,6	2,943,6	2,943,6	-	-	-	54,901,4	54,901,4	54,901,4	
10 一般	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	271,028	271,028	271,028	
11 一般	866,483	-	2,66,483	5,765,230	10,722,810	-	10,722,810	-	-	58,075	58,075	58,075	1,131,585	1,131,585	1,131,585	
12 一般	559/432	1,73,798	1,73,798	-	(642,000)	-	(642,000)	-	-	-	-	-	-	-	-	
13 一般	642,000	-	4,384,000	-	4,384,000	4,384,000	4,384,000	4,384,000	4,384,000	4,384,000	4,384,000	4,384,000	-	(1900,000)	(1900,000)	(1900,000)
14 一般	4,384,000	-	3,031,000	-	3,031,000	3,031,000	3,031,000	3,031,000	3,031,000	3,031,000	3,031,000	3,031,000	-	(1900,000)	(1900,000)	(1900,000)
15 一般	3,031,000	-	560,432	-	560,432	3,722,810	3,722,810	3,722,810	3,722,810	3,722,810	3,722,810	3,722,810	-	(3,722,810)	(3,722,810)	(3,722,810)
16 一般	560,432	-	1,73,798	-	1,73,798	1,37,798	1,37,798	1,37,798	1,37,798	1,37,798	1,37,798	1,37,798	-	18,775	18,775	18,775
17 一般	1,73,798	-	3,095,650	-	3,095,650	84,1837	84,1837	84,1837	84,1837	84,1837	84,1837	84,1837	-	(158,775)	(158,775)	(158,775)
18 一般	3,095,650	-	1,158,172	-	1,158,172	2,22,770	2,22,770	2,22,770	2,22,770	2,22,770	2,22,770	2,22,770	-	2,22,770	2,22,770	2,22,770
19 一般	1,158,172	-	1,347,196	3,150,0	1,378,696	6,92,380	6,92,380	6,92,380	6,92,380	6,92,380	6,92,380	6,92,380	-	33,000	33,000	33,000
20 一般	1,347,196	-	6,32,76	25,838	5,92,464	5,92,464	5,92,464	5,92,464	5,92,464	5,92,464	5,92,464	5,92,464	-	5,92,464	5,92,464	5,92,464
21 一般	6,32,76	-	13,69,4	-	13,69,4	1,32,674	1,32,674	1,32,674	1,32,674	1,32,674	1,32,674	1,32,674	-	1,32,674	1,32,674	1,32,674
22 一般	13,69,4	-	13,69,4	-	13,69,4	1,343,858	1,343,858	1,343,858	1,343,858	1,343,858	1,343,858	1,343,858	-	-	-	-
23 一般	13,69,4	-	13,69,4	-	13,69,4	4,52,579	4,52,579	4,52,579	4,52,579	4,52,579	4,52,579	4,52,579	-	-	-	-
24 一般	13,69,4	-	13,69,4	-	13,69,4	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645
25 一般	4,25,645	-	30,950,355	1,22,656,455	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645
26 一般	30,950,355	-	30,950,355	1,22,656,455	30,950,355	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645
27 一般	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645
28 一般	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645
29 一般	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645
30 一般	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645
31 一般	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645
32 一般	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645
33 一般	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645
34 一般	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645
35 一般	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645
36 一般	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645
37 一般	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645
38 一般	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645
39 一般	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645
40 一般	4,25,645	-	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,645	4,25,6									

昭和23年度公共事業計画概要

河川

○直轄改修

河川名にて

河川

" "

○河川改修

河川名にて

河川

" "

○河川改修

河川名にて

河川

" "

第三回 備

内陸防風林（開拓地）
海岸防風林
防沙林（つなみ防止巾30~60間）
除草机防除林（事業は主としてこれである）
水害防除林

○北海道民有林開拓費施設
参考：北海道森林代理（23年度）
23年度 32,006畳 槟助 國道 2,000
國有林 698万石
民有林 233 "

○幾管林道機団
23年度 487,500畳 槟助 國道 50% 燥 0%
(新しい災害を受けた治山治水)
23年度 1,560町歩 槟助 國道 50%

○地盤沈下対策防沙林復旧
23年度 7,5町歩 槟助 國道 50%

農業
○闊葉林開拓面積
23年度
20 7 万町歩
21 15
22 8
23 2 (内地)
24 2 (北海)

23年度方針

○林業
23年 (23年度、19.4/17前歩)
基盤工事 (区画側、道路、橋水等) --- 全額國費
開墾補助 菜畠 5,000畝 槟助 内地 60%

開墾補助 菜畠 5,000畝 槟助 北海道 25%

○大規模 (延末り園(やる)) --- 3地区 (三木・白河・久次)

開墾 (玉米苗開実施) --- (新) 2" (当手山(く)、新潟(え))

(50) 地区 8,337前歩)

○植樹耕地 (2年計画) 完成時 2.5/17~、久々町、

當面事業実施起過 1,500万円あり

○住宅 左采は補助 30% 離費 20% であつた

23年度 内地 7,5町歩 槟助
北海道 7,5 "

(4)

柱宅 10,100 3350
分段 10段 36段
松原 0 2 "

第三回 情

共同施設 損助なし 全額融資で実施
分放場 金額国費 町村に建物寄附、町村にて管理運営

(附属説明)

現在入構済にて住宅の多いもの 内地 50000
北海道 50000

内地 95000
北海道 25000
23年度新規入植

國が購入して貸与してやる。(フーラウ、ハローハン根城、其他)

施設調査をして計画を樹てる。

未墾地買収の準備計画

土壤調査(既墾地の分も含む)

23年度	内地	5万町歩
	北海道	2 "

○營繕費

機械管理所

農地當田の建物調査

千 托	23年度	國 営	燃 煙 23ヶ所
		新規 5"	(十三湖、五ヶ原、北原、火打原、新本 不知戸)
		代 行(渠)燃 煙 6"	

区割幹線水路並
整地、小水路等

八幡看守が実施、これに対する費用の補助

○農業水利

大規模(3000町歩以上、二府県以上にまたがる、全額国費)	國 営
中規模(面積60ha、當田40haとしないが、23年度より全額國費)	新規

で実施完成後40%の地元負担とする

23年度 繼続 29地区

新規 3" (県より引継)

林、果、營、宮 (500町歩以上) (500町歩以下は土地改良で実施する)

22年度完成 21力所

23年度 繼続 152ヶ所

新規 25"

補助費 國 50% 營 50% (内組合より20%立寄附させらる)

○土地改良

第五次土地改良 21、22、23年にて完成する。

補助率	22年度	23年度
客 土	40%	35%
用 泥 水	50"	45%
機械掘水	35"	50%
耕地整理	40"	40"

(5)

23年度は年商1圓地少財務以上のものを補助対象とす。

農業水利は北遊道へなし。
未墾地土地改良は北游道にあり、内地になし。
北海道 直轄 (全額国費)

明渠排水工	明渠排水工	4.5%
暗渠排水工	暗渠排水工	4.5%
客 土	(乾道) 6.0%	(普通) 4.5%
水温上昇	4.5%	
田疇改良	(耕地整理)	4.0%

○ 災害 昭和18年度 (水) (島、根)
(雪)

2.0
2.0% (水)
(雪)

2.1
早嘗頃久 (三重県)
防水溜池 (水害) 試験的に実施 補助 1.0%

銭、雪 主としてトおんが川、長崎、佐賀等
災害補助 普通の場合

耕地 公共施設 5.0%

学校

○ 道轄戦機	新 建	城 墓	23年度
		110.603坪	12000坪
補 修	148.711"	30000"	
○ 緊急整備	23年度 新造 5394坪	補修 11.610坪	
○ 公立戦機	補 助 5.0%		

○ 小学校の戦機は六、三の枠内にやろこと

○ 大、三制

22年実績	314,000坪	970,000坪
23年度(所要)	生徒数 1,300,000人	26,000教室 (235坪/室)
(〃)	外へ小学校として 1,2900 "	628,000坪
実施計画として		1,598,000坪
大三	21,248教室 (235坪)	743,000坪
差引	855,000 "	--24年度以降元

162

○公益体質 横須賀 2000000円 補助 1% 稲伍 60% 年

其他 案、社、漁、商、農、（立候未完成。其他は完成した。）

水産

○漁港修繕 22年度 斎境 11港 完成 5港

23年度 斎境 58港 } 69港 11港

完成見込 10港 工事費の 10%以内に於し國庫 50%とする。
事業主体 市町村、漁業会。

單年度完成が建設である。

補助 國 40% 東 10%以上、國より渠へ 団体
補助 50%ケ所 (内 2ヶ所より継続ノルケ所)

23年度 全額國費で施行、完成後 25%の地元分担金
重要港湾と除き殆ど漁港であるが此と農林と連輸省で実施する。

23年度 斎境 4港 } 8港 4港

北海道漁港 主として機械修理

23年度 7港

○魚類販賣補助

漁民引揚者 3000戸位あり。
施設は監視として入港者を監視する。

全額國費で施行 5号 } 360戸

23年度 共同住宅 5号 } 360戸
漁船
運搬船
貯水庫
小艇引揚場

○災害

20正災 20正災 } 補助 50%
2. 1. " "

65% 海南

住 宅

年度

	木 造	鉄筋コンクリート	コンクリートブロック	鉄筋	計画單価	22年度実績
	31,400 " (@ 10坪)	" 14 "	" 10 "	1,900 " (25 壁)	1,3000 9/坪	31,563 "
	1,800 "	" 14 "	" 12 "	1,9500 9/坪	24,000 "	4,8 "
	1,000 "	" 10 "	" 10 "	2,3500 9/坪	20,000 "	4,4 "
	4,000 "	" 10 "	" 2~3 "	2,3000 9/坪	8,500 "	8,814 "
	2,000 "	" 2~3 "			1,3000 9/坪	3,900 "
						44,369 "
						39,300 "

補助 50% 外に事務費として 2% ある。

主として自動車購入。

補助

○ 機械器具
○ 危険建造物
○ 引揚者住宅
(金額國債)
新築 1,100,911戸 (25壁) ② 1,0500 9/坪
補修 1,304 " (35 ") { 2,3500 9/坪 稲崎 }
30,000 4円の分 新築 3,572戸 (25壁)

治安行政

○ 駐居者 本邦定員 0.75%
臨時 0.50%

○ 官廳警衛

事務面積

換算人頭 × 0.7坪 换算人員 3級官 1人

課長 2 "

ノ級官 1人

課長 5 "

ノ級官 1人

課長 2 "

ノ級官 1人

○港の区分

重要港湾とは國家的にみて極要を有する。

第一種重要港湾（國が事業と經營する。分担金を50%とする。）
直轄修繕 機械、神戸、鉄道、開港（下關、門司、小倉）

重要港湾（府県にて修繕50%補助、國が直接施行も出来る）
第二種重要港湾（國が事業と經營する。分担金を50%とする。）

第三港
東京、大阪、鹿児島、長崎、堺（大阪）、新
潟、船川（今秋田）番殊、堺が多、四日市。
名古屋、清水、若松、今治、伏木、高知。
(印西港施行)
七尾、尾道、博多、三隅、宇野、八戸。
宇都、唐津、高松、小松島、今里、小呂浜、
細属（宮崎）。大分、宮古（鬼手）、舞鶴。
坂田、広島、羽島、飾磨（兵庫）。

指定港
(販賣數年50万トン出入船舶20万トン)、其
他此等の内どれかに該當し指定したもの)

補助 50%補助。

港湾は國有及び府県知事が管理している。

其 他	陸上設備	補助の場合	10% (補助)
		分担金の場合	70% (分担金)
維持		補助の場合	30% (補助)
		分担金の場合	70% (分担金)

○北陸道
防波堤
濱岸
外貿地帶
○災害
○横浜

防波堤
濱岸
外貿地帶以外は全部に対して50%の分担金を取る。
補助 2/3

○上下水道橋樁改良	補助	25%	
○機械、大坂 ○同和 ○鐵	2/3年度 上水 下水 上水 下水	上水 下水 上水 下水	2/3 50% 2/3 2/3
○新設 ○地区改善(主として道路)	補助	1/3	
○機械、大坂 ○同和 ○鐵	2/3年度 上水 下水 上水 下水	上水 下水 上水 下水	2/3 2/3 2/3 2/3

(2)

d61

金額費	25,000千円	602,817千円
府拓道路	25,000千円	
拓道上必要なる道路 十力年向國費で保修する。その後は補助対象となる。		
一 部石炭新坑の整備、含む (30,000千円)		
戦后、1940万坪 → 30万坪 → 86万坪 (管上料 8.9/坪位)		
ノ年 16：" 道路にした。(道路にする時は買收する)		
22算 10 "		
残 60		

都市計画

- 復興土地区画整理 (補助 9%) 区画整理面積 18,000万坪 → 15,600万坪 (概) → 10,000万坪 (五年計画 2,200万坪)
- 22年末 ヨフ00万坪 地盤整備
- 23年夏 家屋移転 (2,000戸) 家屋定しだが 8000戸を計画
- 清掃 地区外も一部見込む。
- 金属回収 予算項目はなし。鉄鋼は零、船のその他廃棄物も費用を計上した 2,000トン (@1000円/t)
- 六大都市にかけた仮設建築の移設費計上せず。
- 補助 (多) (少) (少) (少) (少) (少) 行路 河川水路、瓦斯、鉄軌道、電線整備、水道、下水道
- 休憩地地区画整理大体の事業である。
- 他の事業は然ての都市計画区域と対象としている。
- 遠終新路 戦災による濱水防止
- 水道復旧 児童公園が主で墓地整理に伴う土地が一部ある。
- 公共地利用 宮城前、新宿御苑、白金御料地、京都國有地と民間に解放する
- 國営公園 の大整備
- 戰災死亡 全國6万体ある。23年度 2万体
- 都市災害 飯田市 24年度完成予定
- 特殊土木 24年度完成予定
- 機械器具 ローラー等購入 (都市に貸します。)
- 南港北下 三重県、高知県、徳島県 (都市計画区域内の防波堤の実施)

(m)

國立公文書館

國立公文書館
National Archives of Japan

✓ 62 23. 8. 20.

經濟安定本部建設局

公共事業計畫
概要

昭和二十三年度

昭和二十三年七月廿二日

23
7.17
9~2
193

昭和二十三年度公共事業予算案(單位千円)

2 3 6 2
経済建設局

区分	二十三年		二十四年		合計
	一般の部	災害の部	一般の部	災害の部	
川防	3,424,294	6,990,285	10,415,079	3,448,000	3,602,661
災害	530,933	-	530,933	1,242,77	1,124,77
2,437,624	2,906,945	10,144,569	3,905,43	12,688,93	5,189,716
災害	4,708,890	-	(4,708,890)	2,231,518	(2,231,518)
拓良	1,645,196	-	(1,645,196)	2,976,25	(2,976,25)
改良	880,531	-	(880,531)	1,914,400	(1,914,400)
利害	-	2,906,945	(2,906,945)	-	1,288,873
害林	1,495,569	1,420,753	1,916,322	3,812,745	(1,288,873)
災害	3,265,728	-	3,289,03	3,655,551	502,739
災害	1,955,058	-	1,955,058	2,000,000	1,312,295
災害	2,993,323	-	404,759	3,198,132	669,580
災害	-	2,943,6	2,943,6	4,625,230	549,011
災害	866,483	-	866,483	2,010,88	-
災害	159,1632	-	159,1632	1,072,810	38,975
災害	647,000	-	(647,000)	-	1,131,585
大工削除	4,384,000	-	4,384,000	2,000,000	-
大工削除	503,1000	-	503,1000	710,000	(700,000)
其地一般	560,432	-	560,432	372,810	(372,810)
其地一般	-	1,727,798	1,377,798	-	1,587,75
灾害	3,095,650	-	3,095,650	54,1837	509,194
灾害	1,158,192	-	1,158,192	4,09,070	1,00
灾害	1,342,196	3,150,0	1,378,696	6,92,380	2,32,380
灾害	5,924,64	-	5,924,64	5,24,3	5,984
灾害	1,3,674	-	1,3,674	3,24,963	11,002
灾害	1,343,658	-	1,343,658	4,58,519	3,62,063
灾害	1,585,79	-	1,585,79	-	1,27,55
灾害	-	-	-	-	-
灾害	30,950,355	12,65,6645	4,25,12,000	5,17,23,464	14,746,221
灾害	19	-	-	-	-

昭和23年度公共事業計画概要

河川

○藍鰐改修

施行箇所 河川名にて 86河川

22年度までに 6 "

未着手

6 "

23年度

越流

56河川 (施行箇所)

新規

3 "

霞浦放水路 仁淀川、山國川

復活

4 "

新野川、木津川、牛曲川、淀川低水

○調査費

米子河川の調査

着手河川の計画変更調査

○中小河川改修

昭和7年以降 補助決定 573河川 (内163河川完成した。)

22年度 ノクノ河川 完成163河川

23年度

155河川

復活

5 "

新規

15 "

23年度 3,000組所

甲斐、名古屋助

兵庫

○北海道

國費 蓋船 23河川 (附之河川完成)

23年度 敷地 3河川 } 2河川

復活

4 "

町村費支拂 (全額國庫負担としている)

越流

5 河川

時珠河川 (開拓地に開拓ある河川で主として排水工事)

地方費

63河川 } 2河川

復活

1 " }

新規

1 " }

○中小河川の維持

内地 10~15%

北海道 10%

○河水統水 (洪水防禦、澇減、整備等総合的手段の)

23年度 越流 2河川 (恩賜川、大野川)

新規

(小丸川)

○将定地域統合開拓調査

7地区 新品を購入する

○土木施設

○ 災 害

直轄河川

北海道(國債)

都道府縣

2年以降の所要額
補助率
6.8%2年以降の所要額
補助率
6.8%

滋 告(土木施設に付し)

地盤沈下(高沢、洪水に付し)

災害土木助成(東のものと改修)

砂 時 直 費 23年度

燃 繩 24河川

火警対策砂防(災害が起つた後の砂防)

新規

(四国童信川)

山 林

○ 實行造林

造林振興を當林署にて実施する。伐採の時は半々とする。

23年度

新 設 3500町歩

一編、植 草

12000 "

防火線新設

33000 "

整 造

20 "

○ 造林輔助

森林造林ノノガ計歩(昭和22年度)、

伐 采

每隻20万町歩

23年度

長期計画にて20万町歩

造林監査

ノ3600%町歩

補助率 國 40% 蔡 10%

害・虫 處理必要する數 290万石(昭和22年12月)

23年度

整 造 265 "

草 木 110%

補助率 國 40% 蔡 10%

発生地 宮崎、鹿児島、長崎、佐賀、福岡、神奈川等(松毛虫)

鳥 猪 23年度 2万個

○ 民有林開拓施設 23年度 743000圓 補助率 國 30% 蔡 20%

農地林道 23年度 391000" 補助率 國 60% 蔡 10%

○ 沿 山 23年度

山地沿山(古い災害) 直 費 12000 361町歩
補助 22222 29055" 補助 50%

6200 487" " 604

6522 647" " 604

内陸防風林（開拓地）
海岸防風林

防沙林（つなみ防止巾30~60m）
石垣防風林（事業は主としてこれである）

水害防禦林

○北海道限界試験施設

之3年度

35,000頃

補助額 40%

参考

北海道研修量(之3年度)

國有林 69,885石
民有林 233石

○災害造林復旧

之3年度

407,500頃 補助額 50% 額 0%

○災害荒廃林地復旧 (新しい災害を受けた治山治水)

之3年度

1,560頃 補助額 50%

○地盤沈下対策防護林復旧

之3年度

750頃 補助額 50%

農業

○開拓地 耕地面積 年度 実績 計画

20 20

21 15

22 8

23 2 (北海)

之3年度方針

要 約 ... 累(之3年度 19,417町歩)

整備工事 (区画割、道路、揚水等) ... 全額國費

開墾補助 草原 5,000頃 補助額 内地 60%

北海道 45%

(5地 1,550頃)

大規模 (庭園の開拓) ... 地区 (北木田河失坡)

開墾補助 (林木帶の実施) ... (新)2 (岩手山外新開墾)

(500地区 8,337町歩)

人種若耕地 (クサ計画) 完成時 2,500ヘクタール

當面開墾実施超過 1,500万円 施行

○住宅 在来地補助 30%, 融資 70% であつた

之3年度

内地 25,400 補助

融資額 なし

扶助額 10億 36億

扶助額 0 2

(4)

共同施設 増助なし 全額融資で実施
分敷場 全額国費 施工に建物新築 施工にて管理運営
(附属診察所)

現在入植者にて住宅のないもの { 北海道 50,000坪
内地 45,000坪
23年度新規入植 120,000 { 内地 95,000
北海道 25,000

○農業機械 國が購入して貸与してやる。(アラウ、ハロー、抜根機、其他)

○開拓計画 道地調査として計画を樹てる。

未墾地販賣の準備計画

土地調査(既墾地の分も含む)

23年度 内地 5万町歩
北海道 2 "

○營繕費

器械管理所

農地當田の建物販賣

○干拓 23年度 國營 案件 23ヶ所
新規 5" (十三湖、石狩川、北洋、火打瀬、不知戸)

伐行(伐) 案件 66"

区割幹線水路並 全額國費
整地、小水路等 入植者が実施。これに対し國40%補助。

○農業水利

國營 (大規模(3000町歩以上、一耕渠以上にまたがる、全額國費)
營團(國補40% 营團40%としていたが、23年度より全額國費
で実施完成后40%の地元負担とする)

23年度 継続 29地区
新規 3" (県より引継)

府県營 (500町歩以上) (500町歩以下は土地改良で実施する)
22年度完成 21ヶ所

23年度 継続 152ヶ所
新規 25"

補助 國 50% 廉 50% (内組合より20%位寄附せらる)

○土地改良

第五次土地改良は、21、22、23年にて完成する。

補助率	22年度	23年度
専用土	40%	35%
用耕水	50%	45%
機械揚水	45%	50%
耕地整理	40%	40%

23年度は年間1回地主町村以上のものを補助対象とする。

農業水利は北海道になし。

米穀地土地改良は北海道にあり、内地になし。

北海道直轄(全額国費)

明渠排水工	4.5%
暗渠排水工	4.5%
客観工	(軌道) 6.0% (普通) 4.5%
水邊上界	4.5%
田区改良	5.0%
耕地整理	4.0%

○災害

昭和18年度 (水) (雪)
(農地)

20 - (水)

20 - (雪)

草害植え (三重県、滋賀県)
(水害) 試験的に実施
防水溜池 主として「おんが川」、長崎、滋賀等

災害補助 普通の場合
耕地 5.0%

公共施設 6.5%

学校

○造営費
新築 110,603坪
修繕 140,711坪
23年度 新築 5,394坪
補助 11,600坪

○緊急整備
公立職員
小学校の職員は大、三の件内であること

○火災割

22年実績 314,000坪
23年度(所要) 生徒数 1,300,000人 26,000教室 (2,350坪/室)
(") 外人小学校として 12,900" 628,000坪
補助 50%

実施計画として
大三 21,248教室 (2,350坪) 743,000坪
差31 855,000" 244年以降元

- 公立林業
　　補助 2000.000 円 補助 1/2 複面 60%
　　其他
- C.I.T 因島港
　　丸、丸、紹、萬、庄、（庄馬木完成、其他は完成した。）
- 水産
- 漁港修繕
　　22 年度 新規 11 卷 完成 5 卷
　　23 年度
　　漁港
　　新規
　　完成見込
　　工事の 10% 以内に付し、國庫 50% とする。
　　事業費 市町村、漁業会、
　　事業主体
　　累年度完成が建設である。
- 補助 國 40%，県 100% 以上、國より県へ 国債
23 年度 50% (内 2 年より継続 10%)
全額國債で施行、完成後 25% の地元分担金
重要港湾と除き、港と漁港であるが此と農林と運輸省が実施する。
- 北海道漁港
　　23 年度
　　漁港
　　新規
　　8 卷
- 北海道修理
　　主として機械修理
　　23 年度
　　7 卷
- 農田開発補助
　　農民引場者 3000 か位ある。
　　施設は盛りとして入植者に貸与する。
　　全額國債で施行
- 23 年度 共同住宅
　　④ 5 月 3,600
　　運搬船
　　簡易加工場
　　貯水庫
　　小網引場場
- 災害
　　20 年災害
　　21 年
　　22 年
　　南海
- 補助 50%
　　65%

住宅

23年度

木造	214000	(@10坪)	針葉原西 13000坪	22年度実績 31563坪
鉄筋コンクリート	1800"	("14")	24000"	48"
コンクリートブロック	10"	("12")	20000"	44"
軒用	4000"	("10")	8500"	8814"
余裕住宅	2000"	("2~3")	30000"	3900"
			393000	443694

補助 50% 外に事務費として 2% ある。
主として自動車購入。

○機械器具

補助 3%

○危険建物

新築 10912 (25%) @ 10500円
補助 1304" (25") { 2500円 賃料 }
(全額国費) 3000円 買成 } 127004円 分
30004円の分 新築 35942 (25%)治安行政○難局者 本來定員 275人
臨時 " 050%

○官廳警衛

事務面積

換算人頭 × 0.2%

換算人頭

少級官 1人

2 "

課長 5 "

ノ級官 10 "

1 "

2 "

3 "

4 "

5 "

6 "

7 "

8 "

9 "

10 "

11 "

12 "

13 "

14 "

15 "

16 "

17 "

18 "

19 "

20 "

21 "

22 "

23 "

24 "

25 "

26 "

27 "

28 "

29 "

30 "

31 "

32 "

33 "

34 "

35 "

36 "

37 "

38 "

39 "

40 "

41 "

42 "

43 "

44 "

45 "

46 "

47 "

48 "

49 "

50 "

51 "

52 "

53 "

54 "

55 "

56 "

57 "

58 "

59 "

60 "

61 "

62 "

63 "

64 "

65 "

66 "

67 "

68 "

69 "

70 "

71 "

72 "

73 "

74 "

75 "

76 "

77 "

78 "

79 "

80 "

81 "

82 "

83 "

84 "

85 "

86 "

87 "

88 "

89 "

90 "

91 "

92 "

93 "

94 "

95 "

96 "

97 "

98 "

99 "

100 "

101 "

102 "

103 "

104 "

105 "

106 "

107 "

108 "

109 "

110 "

111 "

112 "

113 "

114 "

115 "

116 "

117 "

118 "

119 "

120 "

121 "

122 "

123 "

124 "

125 "

126 "

127 "

128 "

129 "

130 "

131 "

132 "

133 "

134 "

135 "

136 "

137 "

138 "

139 "

140 "

141 "

142 "

143 "

144 "

145 "

146 "

147 "

148 "

149 "

150 "

151 "

152 "

153 "

154 "

155 "

156 "

157 "

158 "

159 "

160 "

161 "

162 "

163 "

164 "

165 "

166 "

167 "

168 "

169 "

170 "

171 "

172 "

173 "

174 "

175 "

176 "

177 "

178 "

179 "

180 "

181 "

182 "

183 "

184 "

185 "

186 "

187 "

188 "

189 "

190 "

191 "

192 "

193 "

194 "

195 "

196 "

197 "

198 "

199 "

200 "

201 "

202 "

203 "

204 "

205 "

206 "

207 "

208 "

209 "

210 "

211 "

212 "

213 "

214 "

215 "

216 "

217 "

218 "

219 "

220 "

221 "

222 "

223 "

224 "

225 "

226 "

227 "

228 "

229 "

230 "

231 "

232 "

233 "

234 "

235 "

236 "

237 "

238 "

239 "

240 "

241 "

242 "

243 "

244 "

245 "

246 "

247 "

248 "

249 "

250 "

251 "

○港の並別

重要港湾とは國家的にみて極要な港。
第一種重要港湾（國が専業で經營する、分租金を50%とする）

直轄修繕 廣瀬、神戸、大阪、新潟、函館、門司、下関、岡山

小倉

重要港湾に準ずる港。小樽、室蘭、函館、川田（福岡）、
第二種重要港湾（荷役にて修繕50%補助、國が直接施行も出来る）

福岡、東京、大阪、鹿児島、長崎、境（鳥取）、新潟、船川（今治田）、青森、盛岡、青森、四日市、

名古屋、清水、若松、今治、佐木、高知、
(印旛堺施行)

七尾、尾道、博多、三隅、宇野、八戸、

宇都、唐津、高松、水松、今里、小呑、

細島（宮崎）、大分、宮古（忠字）、舞鶴、

坂田、波島、和歌山、飯窓（兵庫）、
指定港湾

（販賣數年50万トン出入船舶20万トン、其他此等の内どれかに該当し指定したもの）

補助40%補助

其他、港湾は國有で荷役知事が管理している。

陸上設備補助の場合 10% (補助)

分租金の場合 50% (分租金)

維持補助の場合 30% (補助)

分租金の場合 70% (分租金)

○北洋道

防波堤、浚渫、海岸

防波堤、浚渫、全額國費

分租金を取る

○災害

外貿地帶、補助

上下水道増築改良 23年度 上水 44.4所 下水 15.4所 補助 25%

横浜、大阪、新設補助 1% 23年度完成予定

○同相寄

東部3地区 地区改善（主として道路）補助 23年度完成予定
上下水 19.5所 21.4所 補助 1%

○鐵道

上下水道 23年度 上水 15.4所 下水 15.4所 補助 1%

12

○災害 上水ノゾリ（東京、埼玉、新潟、岩手）補助金……水害
○地震現下（南海震災）上水タゾリ} 105万 相助金
下水ノゾリ} 105万

勞動

23年度 失業対策对象人口 1400.000人

一般公共事業 1700.000人（失業者30%減） 50万人
失業応急 20% 80万人
被災共同施設 10%

即ち 140万人 - 80万人 = 60万人 --- 生活保護費 失業保険の救済するものとし計画している。（労働省）これに対し

昭和23年度計画は

一般公共 219万（22年実績）×0.20945 = 46万人
失業応急 232.26人 補助 23

被災共同施設 3400

差引 31万人の不足が生ずること、なる。

道路

○直轄国道

開門 23年度 80.000.000円とした。

これは二三年維持のみし昭和26年頃より中部のみ tunnel とするなど、し七ヶ年継続と考へる。
今後使用した費額は70.000.000円位で現物価換算すれば千億円位となる。
地元分担金は少

23年度

新規 2本 } 45本 延長 85km
既存 43本 } 45本 延長 85km
○被災道補助
被災道改良 } 補助金
町村道改良 }
北海道の分を含む（10年以上経過のもの）
補助額 30000.000円
(北海道)

○石炭、亜炭、石油
府県 ----- 補助 町村 ----- 補助
府県道保修費は23年度として675.000.000円、各補助として225.000.000円の要求があつたが今迄に纏めておらないので一應中止した。
然し要望がつよいので補助するにせねば後程度として改良させれども縮し
し細め西より方情がない。

○北海道

全額回収
南北道路 25,000千円 }
南北上必要なる道路 } 602,817千円

十ヵ年間回収で保修する、その後は補助対象となる。

○佐渡郡市

最初 190万坪 → 130万坪 → 86万坪 (海上料 8%/年位)

21年 16 "

道路にした。(道路にする時は買收する)

22年 10 "

"

残 60 "

都市計画

○復興土地区画整理 (補助 9%)

区画整理面積 18000万坪 → 15600万坪 (減) → 10000万坪 (五年計画 2200万坪)

22年末

3700万坪 梱畠整備済

23年度

家屋移転 12,000戸予定したが 8000戸と計画

清掃 地区外も一部見込む。

金属回収 予算項目はなし。鉄鋼は廢船のその他廃

目と費用を計上した 2,600ト (10000戸)

六大都市における仮設建築の移設費計上せず。

補助

(多)

(少)

(少)

(少)

(少)

(少)

(少)

河川水路、又斯、鐵軌道、電線整備、水道、下水道
は復興土地区画整理に伴う事業である。

他の事業は全ての都市計画区域を対象としている。

主として被災区域地で区域外に実施する。

戦災による洪水防止

複数公園が主で外に墓地整理に伴う土地が一部ある。

宮城前、新宿御苑、白金御苑地、京都、國有地を民間に解放する

のに整備

全國4万本ある。 23年度 2万本

飯田市 24年度完成予定

特殊土木

トランク、ローラー等導入 (都市に貸すする。)

戦災復興

三重県、高知県、徳島県 (都市計画区域内の防沙堤の実施)

○南海沿下

(111)

昭和二十三年度公共事業費(四二五億円案)所要勞務者調
經濟安定本部建設局公共事業課

一般会計

区分	總事業費額 (千円)	勞務費 (千円)	勞務延人員	勞務實員	勞務農民延員	勞務農民實員	公上人當年均 單位(百)
河川砂防	五百零五、三五五	七七四八八五	一三四一、二三五	六九〇四、三五七	二五八六、六九	五三七四、一九七	二八五〇、八
道路	二四八五、九三	七七四八八五	七六一三、四三六	七六一三、四三六	三八三四五	一六三五、六三七	五四九
農業	三九五、五三九	八八七九、〇九九	二三二四〇、五九九	八〇二四五	九〇八九三、三七	六三六八、四八	七八、五
林業	四六一七、四一三	三七二六、七四九	五一三、九九	四四、九六六	一七五三、三九六	三六六二、八	一四八、〇三
水産	一〇〇、五二〇	五六、八六六	四一六六、八四	一四九六、七	四一六、六四〇	一四九三	一三八九、二
港湾	四七六九、九四三	二四七九、三五九	西、五四、九、七三〇	四六〇三九	一	一	一七一、六
都市計劃	二〇二一、七五七、六〇九	二八二、二二一	七三二一、四〇九	三〇、一八三	一	一	一八三、〇七
学校	九〇三〇、二七八	二八二、二二一	二二八七、〇四五	四〇一、九	一	一	二二二、四四
辦務者	四五九、二、一	一二四、五三六	六三、六七六	五、二三四	一	一	二〇二、九一
厚生(不道)	四三八、八四四	二三九、九五五	一、一六六、〇八〇	四六五	一	一	二三二、五二
住宅	五、二三二、三六七	九二一、四八一	四、二四五、一八五	一八七九四	一	一	二〇六、六六六
労働	九四七、三六六	五三五、四六七	一六、四九一、〇〇〇	一五四、九七〇	一	一	二一七、〇六
小計	六六六七、三五五	三〇、二五九、一九九	六四、〇三三、三四四	二三三、九五六	一一五、三九六	一〇、六五三	三一、八六
○特別会計							
遞信	一四三九、一三八	一八三三、三八九	二二七二、六三五	三七二四一	一	一	一六二、六四
鐵道	二〇、八一、〇三	三〇、三七、七八三	五〇、一、七三一	五〇、〇三九	一	一	二〇一、六九
小計	三五、二一、一四一	四、八六〇、一七二	二六三八、三五六	八七、二八〇	一	一	一八四、九〇
総計	九六、七三、四一六	三五、二九、二九一	三一〇、三六、七九〇	二二二〇、三三六	六六二七、三九九	一、一八五、三九六	一一三、一七

昭和二十三年度公共事業費 2～4年期予算案

(単位) 経本建設局 23.7.14

國 分	一 般	災 害	計	備考
河 川	1,262,234	2,333,848	3,596,082	
砂 地	1,94,196		194,196	
農 菜	2,633,494	665,985	3,299,479	
山 林	1,531,662	1,09,232	631,894	
水 壓	1,16,448	78,679	195,097	
路 路	625,934	-	625,934	
港 湾	924,130	1,33,310	1,057,440	
設 施	292,065	-	292,065	
治 安 行 刑	1,395,430	20,865	1,416,295	
教 育	1,315,455	-	1,315,455	
文 体	427,201	-	427,201	
佐 官	4,445,27	10,925	4,456,202	
新 計				
厚 生	17,982	7,995	25,977	
勞 動	175,259	-	175,259	
事 業	5,294	-	5,294	
計	119,000	-	119,000	
	10,448,361	3,351,639	13,800,000	

昭和二十三年度公共事業費2~4年期予算案總括表

経本 建設局 23.9.10 (単位千円)

所管機関	区域	区分	一般	火災	害虫	計	備考
建設省	河川	II	1,262,234	2,333,848	3,596,082		
	砂防		194,196	-	194,196		
	路		625,734	-	625,734		
	都市、計画		414,529	10,725	425,252		
	住宅		836,455	-	836,455		
	官舎		307,341	-	307,341		
	計		3,620,489	2,344,573	5,985,060		
農林省	鷹巣		924,130	133,310	1,057,440		
	施設		292,065	-	292,065		
	給排水施設		1,395,430	20,865	1,416,295		
	農業		2,633,4294	665,985	3,299,4099		
	森林		531,662	100,232	631,894		
	林産		116,418	78,679	195,097		
	水土保持		128,310	-	128,310		
	土壤改良		3,304,884	844,896	4,149,780		
	計		175,259	-	175,259		
厚生省	省営		17,982	7,995	25,977		
	労働		92,050	-	92,050		
	衛生		477,010	-	477,000		
	計		591,822	7,995	599,827		
労働省	省営		5,294	-	5,294		
	労務		119,000	-	119,000		
	計		10,488,361	3,351,639	13,830,000		

河川改修費		一般区分		災害区分		年額(1月~9月)		備考	
直轄河川改良費	200,134					700,134			
河川調査費	2,200					9,200			
中小河川改良費補助費	181,500					181,500			
河川調査費補助費	2,600					2,600			
灾害防除施設費補助費	82,400					82,400			
北海道(国費)河川事業費	129,000					129,000			
北海道地方事業費補助費	10,900					10,900			
河水統制事業費補助費	19,100					19,100			
土木事業用機械整備費	122,000					122,000			
漁民地域総合開発調査費	3,400					3,400			
直轄河川災害復旧費						343,000			
直轄河川災害土木費補助費						1,696,948			
災害土木費事業費助成費						30,700			
災害復旧費補助費						30,200			
水害調査(国費)林火警報回復費						99,000			
地盤沈下対策事業費補助費						132,000			
合計	1,262,234					3,433,848			
防災費						3,433,848			
直轄河川防災事業費						35,200			
河川調査費補助費						486			
相模原通常防火事業費補助費						92,010			
災害対策費						65,000			
砂防網整備費補助費						1,500			
合計	194,196					194,196			

裏面白紙

(単位) 計算表

事業名	24年度実績額(2月~7月)	積	備考
	一般の金	火、電の金	
直轄国道改良 石炭運搬石油増送道路 監理調査路再建 北海道創市計画 共生合 都市計画副整路斯道備道 都水道河川 都市街河瓦 鉄電水下塗 給水道 下水衆 公火 戰國御物 火葬場 官田 市 株 地 下	173,108 127,447 45,028 2,754 239,571 37,826 625,734 232,862 56,197 25,568 4,264 1,639 958 8,444 26,922 2,060 11,408 3,818 825 458 15,640 100 1,400 3,326 5,040 8,100	123,108 127,447 45,028 2,754 239,571 37,826 625,734 232,862 56,197 25,568 4,264 1,639 958 8,444 26,922 2,060 11,408 3,818 825 458 15,640 100 1,400 3,326 5,040 8,100	

(所事管轄場名)		2.4半期支拂額(7月~9月)		備考	
	一般の分	保管の分	計		
機械器具	10,000		10,000		
南北合計	414,529	10,725	425,252		
住宅後興助成事業 木造	822,6455		822,6455		
新築鉄筋コンクリート コングリートブロック	630,935	12,226	630,935		
家用	4,868		4,868		
余裕住宅改修 危険建物整理事業 機械器具整備費 合計	52,615	5,000	57,615	5,000	57,615
	2,811		2,811		
				5,000	
				5,000	
				836,455	836,455

事 業 名	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十	備 考
營 應	一 其の一（行課年）	
○ 地 產 廉 価	五〇〇	（一七八）
地 產 廉 価 分 佈	五〇〇	（一七八）
地 產 分 佈	二二五	（一七八）
東 京 地 方 經 濟 安 定 局	二二五	（一七八）
仙 台	八五〇	（一七八）
人 事 受 費 金	八五〇	（一七八）
經 濟 重 底 廉 価	二四〇	（一七八）
（小計）	（一七八）	（一七八）
○ 大 成 廉		
財 政 局 及 財 務 局	三五、二二八	（一七八）
新 政 財 務 三 丁 所	二五〇	（一七八）
、 財 務 品 四 七 九 所	二五〇	（一七八）
財 務 局 地 方 門	一五〇	（一七八）
財 務 局 新 潤 地 方 門	一五〇	（一七八）
稅 關 財 務 所	一五〇	（一七八）
稅 關 財 務 金	一五〇	（一七八）
大 藏 省 財 木 壇	一五〇	（一七八）
（小計）	（一七八）	（一七八）
○ 法 律 廉		
城 野 廉 本 事 務	八三五	（一七八）
農 林 省 事 務	二二〇	（一七八）
○ 商 工 省		
商 工 事 務	二二〇	（一七八）
東 京 商 工 局	二二〇	（一七八）
四 國	二二〇	（一七八）
福 岡	二二〇	（一七八）
仙 台	二二〇	（一七八）
名 古 屋	二二〇	（一七八）
商 工 事 務	二二〇	（一七八）
（小計）	（一七八）	（一七八）
○ 通 賴 省		
海 關 局 事 務	一五〇	（一七八）
港 湾 建 敷 部	一五〇	（一七八）

(18)

第一類	二三四金用予算	(千円)	備 考
○小　　計) (2,520)	1,252.0		
○勞　　物　　省			
地方外物基準局	260	6.25	0
地方勞物基準監督	260	2.67	0
公共職業安定署	252.9	2.52	0
公共勞動安全部	252.9	2.52	0
(小　　計) (1,252.9)	1,252.9	1,252.9	
○農　　林　　省			
厚生省本年度	150.0	150.0	
厚生省燃料試驗所	23.70	2.37	0
一般研究色度標準	5.000	5.00	0
(小　　計) (21.70)	21.70	2.17	0
○企地支方合浦站	2,160	2.16	0
(大　　の　　合　　計) 1,96.875 /	1,96.875	1,96.875	
(燃料及試驗)			
○經　　理　　廳			
建設技術研究所	530	5.3	0
科學促進研究所	173.5	1.73	0
(小　　計) (2,565)	2,565	2.565	
○大　　成　　省			
礦鹽試驗場酒糟工場	25.0	2.5	0
○農　　林　　省			
農畜衛生試驗所	117.0	1.17	0
國　　農　　試　　驗　　場	19.7	1.97	0
麥株試驗場密雲支場	20.0	2.0	0
調查分場	52.0	5.2	0
開拓研究所	135.0	1.35	0
水產試驗場	135.0	1.35	0
動物植物檢疫所	245.0	2.45	0
馬糞營養及種質場	10.500	1.05	0
(小　　計) (232.375)	232.375	2.32	37.5
○商　　工　　省			
東京工業試驗所鋼鐵工場	81.9	8.19	0
○色度支所	20.0	2.0	0
機械試驗所	178.0	1.78	0
大坂工業試驗所	81.0	8.1	0

第ニ四全烟予算(クーラー)		備考
第一	第二	
石炭局及同支局	八百四十万	八百四十万
工農指導所兼業所	一、一、二、〇	一、一、二、〇
(小計)	(八、九、三、二、〇、)	(八、九、三、二、〇、)
○運輸省	三、六、〇	三、六、〇
水路補助業所	二、九、五	二、九、五
貿易台帳合	一、九、八、〇	一、九、八、〇
(小計)	(二、八、三、五)	(二、八、三、五)
(共の二合計)	二、六、五、五、九	二、六、五、五、九
共の三(文部施設)		
文部省		
崎廣農業專門學校	八、八、〇、〇	八、八、〇、〇
農林省	一	
第二水產講習所	二、九、五	二、九、五
○運輸省		
漫坡哥爾大學院	八、三、五、九	八、三、五、九
唐津海軍學校	二、九、五	二、九、五
(小計)	(二、九、六、五)	(二、九、六、五)
(共の二・合計)	二、九、一、〇	二、九、一、〇
共の四(沿岸航行測量)		
○總理廳		
國家地方警察	二、九、〇、〇	二、九、〇、〇
消防研究所	二、〇、六、〇	二、〇、六、〇
東京警江警察學校	二、九、〇、〇	二、九、〇、〇
大阪貿易仙台警察學校	二、二、九、〇、〇	二、二、九、〇、〇
京都山梨縣警察學校	二、〇、九、八	二、〇、九、八
(小計)	(五、二、二、二、〇)	(五、二、二、二、〇)
○法務部		
法務半島齊	二、九、九、〇	二、九、九、〇
○運輸省		
高等地方海運裁判所	二、三、一、五	二、三、一、五
鐵道古里海上保安部	二、五、八、〇	二、五、八、〇
(小計)	(二、五、九、五)	(二、五、九、五)
(共の四合計)	五、九、〇、〇	五、九、〇、〇
○營造廳合計	三〇、九、三、九、一	三〇、九、三、九、一
鐵道省合計	三、六、四、〇、四、八、九	三、六、四、〇、四、八、九

(10)

(所事管轄) 沿岸(7月~9月) 計		備考
(運輸省)	一般	金額
港湾		
A. 港湾事業費	313,147	313,147
1. 直轄港湾整備費	224,637	224,637
2. 臨時倉庫運賃費	50,500	50,500
3. 代用船修理費	35,500	35,500
4. 港湾事業費補助	2,510	2,510
B. 港湾整備研究費	220,305	220,305
1. 重要港湾補助	120,280	120,280
2. 都府縣港湾補助	80,453	80,453
3. 代用船修理費補助	10,900	10,900
4. 港湾調査費補助	2,670	2,670
C. 北海道港湾事業費	14,900	14,900
1. 港湾整備費	85,120	85,120
2. 代用船修理費	29,420	29,420
3. 港湾調査費	360	360
D. 災害被災復興整備費	275,780	275,780
直轄港湾災害	19,130	19,130
都府縣港湾災害補助	109,230	109,230
北海道港湾災害	5,950	5,950
合計	924,130	1,335,010
(法務省)		
治安行政施設		
戰災復舊	65,160	65,160
災害復舊	10,260	10,260
檢察官分離	12,910	12,910
過剰拘禁費	226,019	226,019
法務省各官修繕	12,006	12,006
少年院施設	10,710	10,710
合計	292,065	292,065
(文部省)		
文教施設		
1. 直轄常校其他耐火復舊	69,982	69,982
2. 直轄校敷地建物整理整備	33,986	33,986
災害復舊	1日 2637	2,637

（折 算 方 法）		2-1-4 金 索 費		備 方	
	一般の分	金 索 費	（7月～9月）		
1. 風 密 機 旧	8,885	8,883			
2. 軍 用 製 物 修 造 値	3,341	3,341			
3. 宿 宿 舍 整 備	4,188	4,188			
4. 学 年 進 行 整 備	2,494	2,494			
5. 被 捷 収 整 物 修 造	3,952	3,952			
6. 師 略 附 屬 新 制 中 学	8,491	8,491			
7. 公 立 諸 学 校 其 他 整 備 旧	3,9656	3,9656			
8. 大 学 高 等 校	4,509	4,509			
9. 中 等 学 校	3,0,642	3,0,642			
10. 實 驗 学 校 校	2,877	2,877			
11. 図 書 館	1,028	1,028			
12. 聖 嘴 学 校 教 育 制	3,380	3,380			
13. 公 立 中 学 校 教 育 制	1,232,749	1,232,749			
14. 体 育 運 動 場 整 備 旧	2,105	2,105			
15. C、I、E、圖 書 館	2,222	2,222			
16. 公 立 中 学 校 戰 爪 復 旧		5,520	5,520		
17. 公 立 中 学 校 國 水 告 告 舊 旧		10,797	10,797		
18. 公 立 諸 学 校 國 日 本 水 告 告 旧		2,445	2,445		
19. 嶺 畔 水 告 告 旧		2,033	2,033		
合 計	13,954,930	20,865	24,16,293		
（農 林 省)					
1. 農 業 無 關 手 間	4,712,623	4,712,623			
2. 關 手	967,504	967,504			
3. 入 保 施 設	3,28,921	3,28,921			
4. 農 用 機 械	333,651	333,651			
5. 關 手 計	43,647	43,647			
6. 農 業 水 利	53,406	53,406			
7. 土 地 改 良	342,581	342,581			
8. 災 害 地 備 旧	5,78,590	5,78,590			
9. 合 計	2,633,494	665,985	665,985		
10. 山 林		32,92,479	32,92,479		
11. 公 有 林 野 官 行 造 林	30,000	30,000			
12. 造 林 射 画 実 施 費 補 助	166,000	166,000			
13. 森 林 安 防 試 験 装 設 費 補 助	43,000	43,000			
14. 治 山 等 費 事 及 補 助	147,000	147,000			

第三回 備考

備 考		(7月 - 9月) 総額		備 考	
支 預	支 金	支 金	支 金	支 金	支 金
民有林用乾燥機費補助	60,000	-	80,000	-	80,000
奥地用乾燥機費補助	80,000	-	80,000	-	80,000
北洋直隸省林業廳費補助	5,662	-	5,662	-	5,662
交 勤 林 產 便 旧 事 菜	-	51,740	51,740	51,740	51,740
二十二年發生水害	-	46,742	46,742	46,742	46,742
二十三年發生水害	-	4,000	4,000	4,000	4,000
和歌山縣震災	-	1,000	1,000	1,000	1,000
兵 士 荒廢林地復旧事 菜	-	4,604	4,604	4,604	4,604
二十二年發生水害	-	4,23,542	4,23,542	4,23,542	4,23,542
二十三年發生水害	-	4,000	4,000	4,000	4,000
和歌山縣震災	-	500	500	500	500
地盤沈下対策而潮水浸蝕旧事 菜	-	1459	1459	1459	1459
合 计	531,662	100,232	631,294	631,294	631,294
水 產					
漁港修繕費 补助	47,946	-	47,946	-	47,946
船 舶 敷 備 补 助	17,620	-	17,620	-	17,620
北 洋 港 港 修 繕 菜	19,432	-	19,432	-	19,432
日 本 施 修 修 理	6510	-	6510	-	6510
自 象 田 施 設	24,904	-	24,904	-	24,904
漁港其他災害復旧 費用(方洋) 漢語地盤 沈下 施工費	-	74,679	74,679	74,679	74,679
合 台	116,418	78,679	195,097	195,097	195,097
營 備					
農業試驗場(北海道)	2,700	-	2,700	-	2,700
畜産部()	10,800	-	10,800	-	10,800
牧 軍 種 育 所()	1,260	-	1,260	-	1,260
水產試驗場()	2,025	-	2,025	-	2,025
(内地)	14,500	-	14,500	-	14,500
經 賴 賴 场	2,025	-	2,025	-	2,025
合 計	23,310	-	23,310	-	23,310
農 林 省 合 計	33,044,884	34,489,6	44,499,80	44,499,80	44,499,80
(勞 勤 附)					
勞 勤					
1. 兵 菜 志 急 事 菜	143,138	-	143,138	-	143,138
1. 都 市 大 菜 志 急 事 菜	85,028	-	85,028	-	85,028
2. 畜 講 園 大 菜 志 急 事 菜	58,110	-	58,110	-	58,110
3. 稅 差 費 国 依 菜 抱 費	32,121	-	32,121	-	32,121
合 計	175,259	-	175,259	-	175,259

所事 (事務室)		2-4年公金貯蓄額(7月-9月)		備考
厚生省				
厚生省				
上下水道増設改修費	10330	-	10320	
工水道	5943	-	5903	
下水道通	4397	-	4397	
横浜市水道施設費	5463	-	5462	
周和、重音	2000	-	2000	
水道水害復旧	1297	-	1297	
上、下水道整修復旧	2993	-	2993	
上、下水道通	-	3807	3807	
下水道	-	266	266	
上下水道地盤沈下復旧	-	2625	2625	
上、下水道	-	2040	2040	
下水道	-	585	585	
合計	12982	2995	25977	
營繕所	22450	-	22450	
保健所、地方	315	-	315	
国立衛生衛生研究所	315	-	315	
地方	315	-	315	
公衆衛生施設	1032	-	1022	
國立病院教養所至福	23120	-	23120	
小兒結核療養所	1040	-	1040	
精神病院建設計	340	-	340	
性病院建設計	3468	-	3468	
潘港校疾所	15111	-	15111	
細菌検査所	3908	-	3908	
予防衛生研究所	1226	-	1226	
國立東京第一病院	1350	-	1350	
社會保險所出張所	2250	-	2250	
傳染病院	3600	-	3600	
見、重複在施設	11700	-	11700	
合計	92050	-	92050	
住宅				
引揚者、在宅	472000	-	472000	
要、在宅合計	591832	2995	599827	(12)

2-4半期 撲算(7月-9月)

所事業 (商)工 商	管轄 (省)	總	備考
常盤炭坑工業用木工事 合	5.274	5.274	
計	5.274	5.274	
事務費	119,000	-	119,000
總計	10,442,361	3,354,633	13,800,000

昭和22年度公共事業費地域別細分実績表

地域名	総額			一般			災害		
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費
北海道	1,608,187,984	799	1,059,845,018	19.64	1,434,237,937	11.33	1,227,624,480	14.91	173,950,047
東北	3,052,697,061	15.17	1,932,975,176	15.17	1,556,870,755	12.35	1,085,054,502	12.86	1,495,886,306
関東	3,406,490,270	16.95	2,232,078,119	17.50	2,417,659,642	17.54	1,479,621,182	18.06	1,188,820,628
北陸	1,504,410,897	6.70	798,916,164	6.24	781,468,286	6.17	453,384,028	5.54	562,942,611
中部	2,320,906,612	11.51	1,885,257,587	10.81	1,750,051,368	13.82	1,084,807,597	12.87	570,855,244
近畿	2,137,941,806	10.61	1,244,323,863	9.69	1,458,847,180	11.60	845,159,668	10.37	681,094,626
中国	2,427,370,942	12.02	1,463,141,358	11.41	1,240,352,367	9.79	745,057,650	9.07	1,187,010,575
四国	1,467,990,441	7.28	890,322,860	6.95	534,988,482	4.22	317,942,697	3.82	937,001,959
九州	2,377,787,010	11.77	1,484,984,602	11.59	1,680,709,621	13.20	1,087,204,227	13.30	697,077,389
計	20,145,783,023	100.00	12,790,844,227	100.00	12,655,135,638	100.00	8,215,687,951	100.00	7,498,647,385
									100.00

裏面白紙

7.16
4~2
1

219

昭和二十二年農公事業費各県配分の面積人口に対する比較表

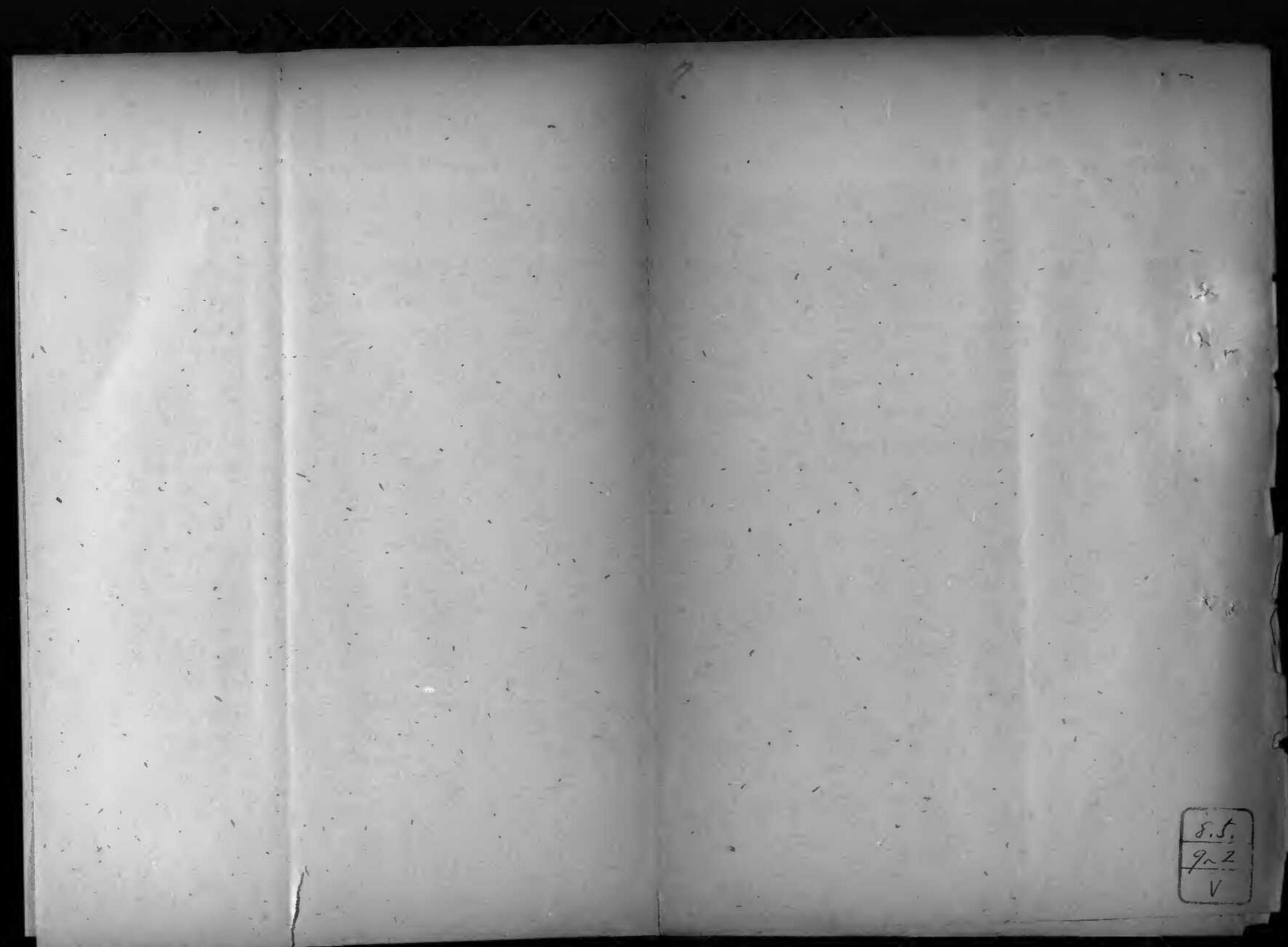
府県名	面 積 方 キ	入 口	総額			般						災 害					
			金 額	万 円	人 口 万 人	直 轄	万 町 ヘ ク タ ル	補 助	万 キ ロ ヘ ク タ ル	直 轄	万 町 ヘ ク タ ル	人 口 万 人	直 轄	万 町 ヘ ク タ ル	人 口 万 人	補 助	万 キ ロ ヘ ク タ ル
(北海道)	88,775.04	4021,050	1,362,044,618	15,300	239	867,621,843	7800	115	362,602,157	4,020	97	131,820,618	1480	33			
北海道	88,775.04	4021,050	1,362,044,618	15,300	339	867,621,843	7800	215	362,602,157	4,020	97	131,820,618	1480	33			
(東北)	66,911.21	8,765,519	1,734,079,613	28,800	220	111,583,786	4130	58	193,750,593	7,440	57	117,536,290	1,760	13	805,528,836	11750	92
青森	9,630.92	1,218,525	240,377,367	25,000	197	55,826,303			106,306,710			197,000			78,047,356		
岩手	15,235.31	1,294,203	204,169,767	20,000	238	92,510,746			70,045,508			4,212,000			137,401,815		
宮城	22,737.75	1,516,307	368,390,954	50,700	231	139,322,512			55,394,315			26,345,400			117,328,227		
秋田	11,663.86	1,283,710	406,045,153	34900	317	46,655,153			64,414,518			20,345,000			214,639,482		
山形	9,325.76	1,306,492	310,458,075	32,000	231	41,182,714			60,280,523			56,752,890			152,236,468		
福島	13,781.61	2,072,6482	304,658,813	22,200	151	130,086,708			113,009,469			9,679,000			45,883,786		
(関東)	622,950.88	22,550,104	3,042,404,788	48,400	135	944,684,726	15,000	42	970,915,983	15,700	44	326,748,867	7,300	15	778,075,212	12,400	34
茨城	6,090.99	2,044,528	336,281,735	55,200	164	118,222,333			95,893,450			61,031,160			61,185,012		
栃木	6,436.59	1,557,860	210,207,377	32,000	135	28,083,167			46,515,402			37,113,560			78,495,268		
群馬	6,335.87	1,608,894	288,789,333	46,700	180	22,707,172			70,469,151			66,576,000			128,967,010		
埼玉	9,802.48	2,132,221	242,286,415	65,000	116	29,256,172			51,621,717			78,733,000			67,895,524		
千葉	5,062.09	2,140,511	172,112,930	38,300	90	21,778,083			86,295,545			23,863,505			27,762,777		
東京	2,144.80	5,012,271	151,632,467	350,000	140	389,860,052			249,828,038			22,259,397			82,634,768		
神奈川	3,352.81	2,312,551	242,561,106	103,000	105	108,767,094			112,235,864			4,273,260			18,064,882		
山梨	4,465.87	215,485	134,002,587	30,000	165	29,344,781			52,822,878						52,374,888		
新潟	12,528.05	2,435,451	351,226,681	28,000	184	28,986,258			119,907,386			10,658,997			141,674,170		
長野	13,626.13	3,072,682	285,346,853	21,000	138	69,239,610			105,816,550						110,240,693		
(中部)	32,560.87	10,542,257	1,351,493,283	36,100	218	302,255,014	8,050	29	650,215,276	17,200	61	39,272,662	1,370	44	359,759,831	9,560	34
三重	5,765.38	1,451,100	150,182,817	27,000	108	26,760,019			80,506,004			1576,666			49,440,180		

府県名	面積 方杆	人口	総額			販			災			售			府県名	面積 方杆	人口	金額		
			金額	1万杆 に付し	112 件	直 販	1方杆 に付し	112 件	備 附	1方杆 に付し	112 件	直 販	1方杆 に付し	112 件	傳 助	1方杆 に付し	112 件			
墨 山	4,257.42	798,347	240,125,72	5,1800	120	24,123,618			75,506,004			1,350,000			114,710,771		(九) 田	42,78,99	11,660,315	1,438,850,0
石 川	4,192.92	941,772	163,428,465	38,700	173	22,847,218			62,701,033			3,689,666			74,690,552		福 間	4,939,70	3,312,577	405,206,
岐 駿	10,474.70	1,524,812	179,406,409	15,200	117	28,830,788			72,922,428			16,117,717			41,523,520		佐 佐	2,499,03	73,6336	170,634,
静 國	7,109.71	2,407,102	236,741,801	30,500	98	66,739,277			115,814,311			13,769,331			40,340,482		長 崎	4,025,98	1,165,558	112,621,5
愛 知	57,081.14	3,226,116	392,013,047	72,400	122	127,756,141			22,344,512			2,767,282			39,185,106		熊 本	2,432,75	1,178,4058	191,829,3
(近畿)	31,466.17	11,821,678	1,133,28,888	47,300	113	266,767,324	8,500	22	146,389,801	20,500	55	4,807,678	150	1	4,411,839,865	13,150	大 分	6,333,87	1,245,687	173,877,5
福 井	4,264.48	733,374	58,473,325	20,600	120	10,793,921			52,643,236			25,056,168			20,708,535		宮 崎	7,738,85	1,057,883	235,2468
滋 賀	4,050.98	872,325	120,706,722	27,600	137	57,372,039			42,821,078			27,370,207			鹿 児 島	9,103,81	1,264,514	179,828,		
京 都	4,621.20	1,784,753	127,444,407	27,500	71	37,124,584			62,553,616			21,149,877			全國計	380,140,17	86,216,896	12863,48		
大 阪	1,813.67	3,575,225	251,244,557	13,800	71	37,870,421			189,364,137			3,242,100			209,024878					
兵 庫	8,322.85	3,156,888	531,857,329	63,700	169	104,405,687			218,420,784			10,000			11,788,801					
奈 良	3,688.60	728,677	442,66,649	12,000	57	6,510,238			25,767,510			99,347,379			44,415,53					
和 歌 山	4,124.88	979,982	168,591,787	35,500	171	13,069,234			54,618438	20,500	65	1,555,678			232,251,522					
(中 國)	31,179.17	6,098,179	1,463,141,358	46,400	219	277,704,952	8,800	42	367,366,842	71,600	55	9,762,666	450	2	806,107,378	25,500	120			
鳥 取	3,489.98	572,863	115,473,540	33,100	174	26,888,144			38,357,007			5,811,666			82,980,208					
島 根	6,824.60	903,576	295,337,180	44,500	325	12,316,762			50,594,856			179,000			235,714577					
岡 山	2,066.48	1,650,285	263,910,133	32,800	159	95,164,815			94,265,460			1,200,000			220,745918					
松 岛	8,436.52	2,645,723	406,594,632	48,300	200	63,821,787			114,185,868			2,772,000			560,975,242	30,000	134			
山 口	6,921.1	1,505,532	381,725,673	62,800	253	81,218,220			29,761,651						51,728,163					
(四 國)	18,772.04	4,150,728	890,641,741	47,500	212	104,693,812	5,600	25	213,278,885	11,600	51	12,204,002	500	2	27,473,307					
德 島	5,143.22	867,290	117,714,577	28,300	135	17,555,219			47,891,775			539,320			125,756,965					
香 川	1,853.73	934,123	109,272,507	58,700	117	33,034,805			48,155,385			609,440			355,536507					
高 砥	1,566.77	1,481,106	221,235,791	39,000	149	25,571,466			68,937,360			970,000								
高 和	2,103.62	866,385	442,419,046	62,000	510	28,482,622			48,314,385			10,085,252								

火 售												火 售												
1方秆 に付し 付し	補 助	1方秆 に付し 付し	人口	総額	1方秆 に付し 付し	直耗	1方秆 に付し 付し	人2	補 助	1方秆 に付し 付し	直耗	1方秆 に付し 付し	人2	補 助	1方秆 に付し 付し	直耗	1方秆 に付し 付し	人2	補 助	1方秆 に付し 付し	直耗	1方秆 に付し 付し		
	414,770,771			(九) 42,78,97	11,660,515	1,488,54,023	35,900	128	548,543,337	13,000	47	546,036,607	13,000	47	11,668,632	300	1	382,558,114	8,100	33				
	78,690,552			福岡	4,937,70	3,312,577	405,206,159	82,300	123	145,296,431			123,063,577			409,6,666			122,745,068					
	41,523,520			佐賀	2,997,03	73,633,6	170,674,295	69,500	182	102,201,779			46,387,378							22,046,118				
	40,340,482			長崎	4,075,98	1,565,558	112,626,540	27,700	72	37,261,405			66,103,025							7,762,110				
	37,185,106			熊本	7,437,75	1,786,058	191,829,382	25,600	107	101,802,165			66,335,406							23,691,811				
150	444,839,865	13,150	35	大分	6,333,87	1,245,687	173,477,520	27,300	137	48,268,455			52,314,170			120,000			72,714,875					
	25,086,168			宮崎	7,230,85	1,052,983	235,246,886	30,500	224	42,111,272			84,617,010			7,278,666			94,237,748					
	20,708,535			鹿児島	9,103,81	1,766,514	179,828,832	21,900	113	64,652,332			76,905,033			113,300			38,358,167					
	27,770,207			全國計	390,140,17	86,216,896	12,863,452,113	33,900	161	3,825,834,470	10,100	47	4,276,070,576	12,400	57	654,421,437	600	44	440,255,496	10,800	51			
	21,143,877																							
	209,02,0878																							
	11,788,501																							
	99,347,379																							
450	2 806,107,378	26,500	120																					
	44,445,183																							
	232,251,502																							
	82,980,208																							
	225,714,577																							
	220,745,918																							
520	2 560,475,242	30,000	134																					
	51,728,163																							
	27,473,307																							
	125,756,965																							
	355,536,807																							

(2)

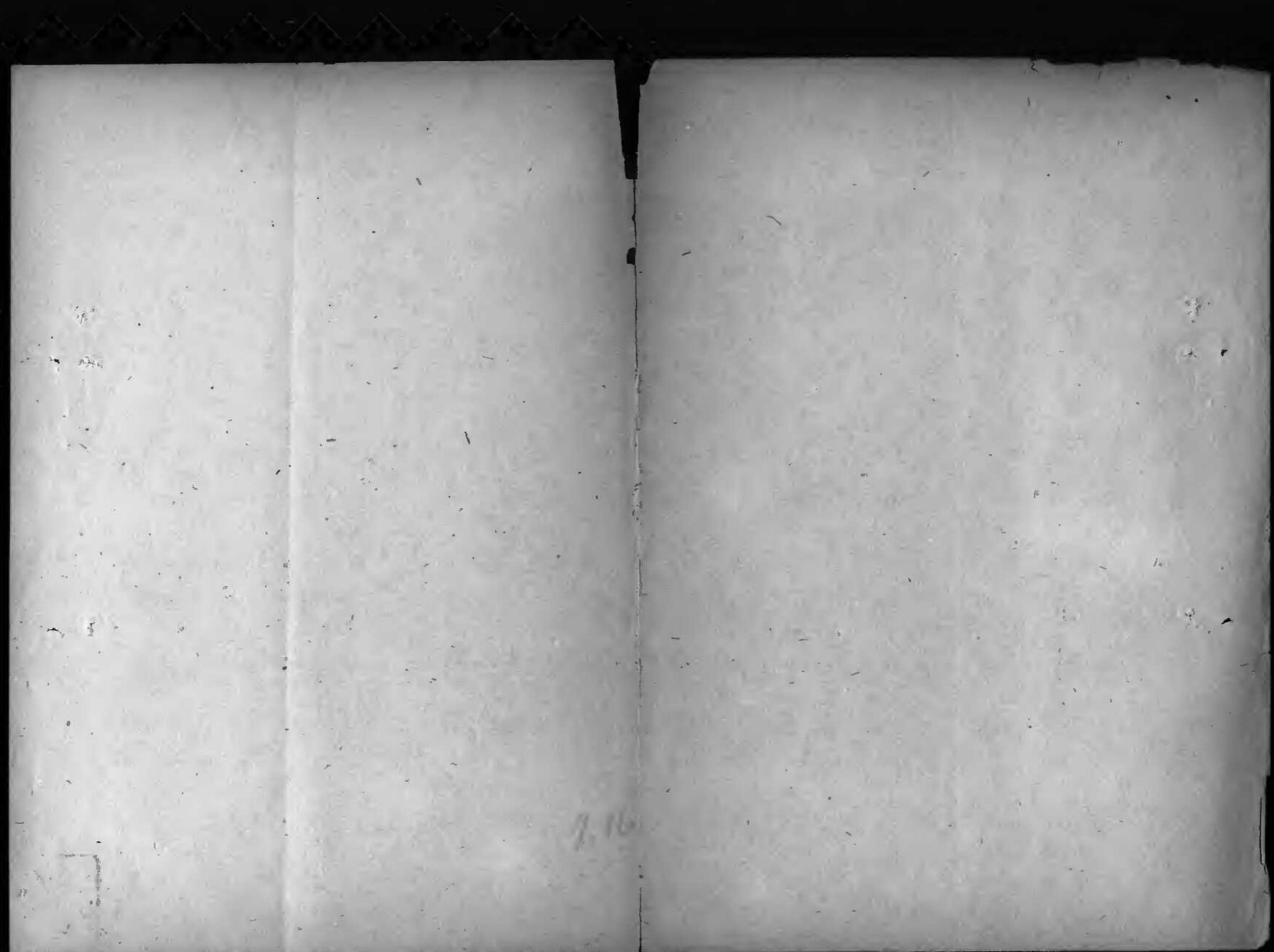
(3)



昭和22年度公共事業費地割別配分の面積人口率比較表

地域名	面積 方キロ	人口 人	総額			一括			災害		
			金額	1方キロ 12対し 対し	1人12 対し	金額	1方キロ 12対し 対し	1人12 対し	金額	1方キロ 12対し 対し	1人12 対し
北海道	88,775	4,021,750	1,359,345,018	15,300	338	1,227,524,400	13,820	305	131,820,618	1,480	33
東北	66,912	8,765,519	1,932,975,176	28,800	220	1,005,054,502	14,970	114	927,920,674	13,830	106
関東	32,227	17,219,486	2,232,078,119	69,200	130	1,479,621,182	45,700	86	752,466,937	23,600	44
北陸	26,291	5,108,946	798,416,164	31,600	156	453,364,028	17,900	89	345,052,136	13,700	67
中部	47,203	11,504,297	1,385,257,567	29,350	120	1,054,809,597	22,300	91	930,447,970	9,050	29
近畿	27,201	11,088,300	1,244,323,863	45,750	103	845,159,668	31,000	76	397,163,695	14,750	27
中国	31,679	6,104,179	1,463,141,358	46,300	243	745,007,650	23,500	122	718,133,708	22,800	118
四国	18,773	4,150,704	890,322,860	47,500	215	317,942,697	16,900	76	572,380,163	30,600	129
九州	42,080	11,660,215	1,484,984,602	34,300	127	1,087,204,227	20,850	93	397,780,375	13,450	34
計	380,141	79,622,896	12,790,844,227	33,600	161	8,215,687,951	21,600	103	4,675,156,276	12,000	58

7.16
9~2
V



昭和乙了年度第3公事業主要資材需要額

桂木建、資 28.7.20

資材名 分類別	鋼 材	銑 鐵 (t)	セメント (t)	木 材 (t)	二次製品 (t)	電 線 (t)
海 運	12752	1992	11500	343	1002	41
農 業	1245	375	10625	180	1275	116
林 業	403	—	4078	42	44	1
水 産 業	—	324	3000	572	96	15
建 築	7165	112	13850	150	13922	11282
河 川	3055	18	9051	100	645	165
砂 防	305	—	78352	10	41	—
道 路	262	165	9550	212	52	9
上下水道	1482	59	1000	32	59	—
郵 便	2535	165	24775	322	1452	6
土 木 施 設	300	125	—	—	—	—
災 害	7422	50	10000	166	986	8
小 計	1877	279	30908	239	19952	875
文化厚生施設	文 部 省	3612	157	8250	504	476
	厚 生 省	242	82	5682	282	3422
	労 働 省	22	—	112	22	12
小 計	390	165	93252	5952	8192	181

裏
面
白
紙

7.25
11922

223

資材名		鋼材	鐵錫(3)	セメント(t)	木・竹(45)	二次製品(t)	瓦(5)
官公署	法務省	201.5	45	2.100	146.2	26.2	22.1
	文部省	61.5	10	905.2	44	103.2	8.2
	農商務省	44.2	7.2	1039.2	37	115.2	6.2
	農林省	—	—	—	—	—	—
小計		307.2	62.5	2045.2	227.2	245	34.2
計		5.267.2	1.078	10485.2	2111.2	5820.2	505.2
陸運							
通信							
電一革		780	822.5	1297	51.2	77.2	2.2
紙一葉		14.	—	902	2.2	55	—
印刷製本		20	70	89.2	6.2	38.2	5
送電局		7.2	6.2	65	1.2	8.2	0.1
計		—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(2)

224

✓ 012. 23. 7. 22

経本第一〇四六号

昭和二十三年七月二十二日

経済安定本部建設局長

殿

公共事業の認証に關する件

一、 本年三月公共衛生福祉部のサムス少將が各県代表者及び各県軍政部代表者を東京に召集し各県は一ヶ所完の模範的保健所を速かに設置し原則としては七月一日より運くとも夏中には開所する様指示せられた。各県は之に基き工事を開始し七月一日に開所し得る状態に在るもののが約十ヶ所ある。

本件は最近に至る迄經濟安定本部に於て全然開知しなかつたのであるが年間予算作成に当たり厚生省より右の趣緒を聞き年度予算に含めること、し司令部財政課に説明に赴いたところ本件は

- (1) 公共事業は經濟安定本部の認証なしには開始しないこと 及び
(2) 本年四月乃至六月は暫定予算期間中であり暫定予算には新規事業を含めない。
という御議決定に違反することを指摘せられ日本政府より今回の經費詳細を記入した正式書面を司令部に提出する様命ぜられた。

225
23
7.22
9~2

司令部経済科学局は公共衛生福祉部に付し、爾今公共事業が經濟安定本部の認証を以て県庁等の独自の判断によつて開始される場合には經濟安定本部をして当該公共事業の認証を拒否することあるべき旨正式書面で通知した事である。

二、最近数府県に於てC-1E図書館の日本側移管に伴い建物の新設修繕を當該軍政部より指示せられ仙台及び札幌に於てはすでに工事を完了していり、本件も經濟安定本部の認証を経ずして行われたものであり司令部経済科学局より民間情報教育部に付し前記一と同趣旨の正式書面が發せられた由である。

三、公共事業は經濟安定本部の認証なしに開始せざるべき旨は經濟安定本部より関係各省に付し本年一月正式通牒あり、此の点は右通牒後も昭和二十一年度の六、三制学校營繕に因襲して司令部財政課より特に注意を喚起せられたところであるが今回前記一、二の問題に鑑み斯ることの再び起らるる様經濟安定本部に付し更に嚴重注意があつた。

依つて今后斯かる事件が再び発生した時は安定本部としては該事業に対する認承を得ない場合があるから御注意願度い。

四、各省に於かれども右の趣旨を末端機関まで徹底せられ、今後仮りに軍政部より県庁等に舟レ指示があつた場合には經濟安定本部の事前認証が必要な事を充分説明せられると共に經濟安定本部に付し至急事情を報告されれり、

復旧建設改訂計画

(1948. 7. 28)

農林省開拓局案

23年
P.10
9.13

裏面白紙

舊建設改訂計画

第一回 建設費額 (1) 樹林省開拓局
23. 7. 28.

事 務 名	23	24	25	26	27	28	計
開	68,893	1,172,800	1,33,000	1,123,300	1,47,800	173,600	484,393
田 地	4,7304	5,4800	8,8000	8,67,300	8,5800	9,1,00	481,304
大規模開墾	1,550	5,800	5,000	8,300	8,800	10,100	42,550
大開墾	2,7754	4,6,000	5,4,000	3,7,000	3,7,000	34,000	231,754
小開墾	20,000	3,0,000	3,6,000	4,0,000	4,0,000	4,7,000	207,000
北海道	1,9,589	3,6,000	4,5,000	5,8,000	6,2,000	8,2,500	303,089
大開墾	17,089	26,000	35,010	38,000	42,000	58,000	216,089
小開墾	2,500	1,0,000	1,0,000	2,0,000	2,0,000	2,4,500	87,000
住宅(1)	15,659	4,0,000	4,0,000	4,1,000	52,432	4,3,925	233,016

事 務 名	23	24	25	26	27	28	計
共同作業所(2)	310 棟	800 棟	800 棟	900 棟	1,100 棟	1,0,000 棟	4,9,000 棟
用水施設(3)	3,541	3,541	170	4,70	2,20	2,20	4,70
小学校(4)	197 棟	150 棟	200 棟	220 棟	180 棟	190 棟	1,037 棟
診療所(5)	— 棟	80 "	80 "	90 "	110 "	100 "	4,60 "
1	1,16,27	3,0,000	3,0,000	3,0,000	4,0,000	2,3,925	1,6,55,62
2	250	600	600	600	1,800	600	3,450
3	—	1,50	1,50	200	200	150	850
4	66	100	150	170	180	90	706
5	60	60	60	80	80	60	320
(1)	4,022	1,0,000	1,0,000	1,1,000	1,2,4,32	2,0,000	6,74,54
(2)	50	200	200	200	400	400	1,450
(3)	3	20	20	20	20	20	103

水經注

管 理 處 名	23	24	25	26	27	28	計
制 造 業 住 地 等 級 子 平 水 利 業 上 地 政 改 農 區 計	1,104 基	1,915 基	2,132 基	1,948 基	2,035 基	2,068 基	11,202 基
	802	2,193	2,287	2,421	2,847	3,425	12,947
	1,238	-4,146	-7,635	9,940	-8,812	-12,025	-43,726
	3,808	1,2437	13,124	13,489	10,121	11,245	64,524
	2,500	4,709	4,000	5,400	5,400	5,400	27,400
	—	400	400	400	400	400	2,400
	9,452	26,217	29,898	34,424	30,141	34,084	164,221

(2) 七 × 二 十

算 算 台	23	24	25	26	27	28	計
開 庫	7,320	14,593	21,891	20,302	19,963	20,123	107,172
住 宅 計 算	442,345	11,350	12,100	13,460	14,622	12,501	68,456
干 涉	12,000	32,000	36,000	33,000	35,000	47,000	195,000
農 業 水 利	35,000	111,000	119,000	126,000	96,000	106,000	593,000
土 地 改 良	31,000	49,000	52,000	47,000	47,000	47,000	387,000
土 地 整 理	1,000	64,000	64,000	64,000	64,000	64,000	321,000
計	90,743	302,923	31,999	333,762	306,585	326,624	1,671,628

(3) 木 林

算 算 台	23	24	25	26	27	28	計
開 庫	19,2000	26,5000	28,5000	21,9000	21,9000	20,3000	138,3000
住 宅 計 算	74,1000	21,9200	22,12000	32,91000	2,876,000	2,428,000	12,940,000
干 涉	61,000	179,000	253,000	267,000	285,000	386,000	1,431,000
農 業 水 利	92,000	286,000	309,000	332,000	255,000	283,000	1,657,000
土 地 改 良	25,0,000	514,000	444,000	584,000	584,000	584,000	2,969,000
土 地 整 理	1,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	261,000
計	1,337,000	3,488,000	3,555,000	3,748,000	4,274,000	3,933,900	20,341,000

(6)

第三表

費 金 表 (1)

草 算、名	23	24	25	26	27	28	計
南 國 費	215,5404	11,513,479	13,369,779	1,193,591	1,215,1731	1,224,1319	6,5943,414
都道府県費	2,613,814	6,340,051	9,791,158	8,611,201	8,783,254	9,888,703	48,231,681
市町村費	—	—	—	—	—	—	—
其 の 他	123,3170	3,253,519	3,579,641	3,122,3390	3,168,477	3,352,616	17,911,733
住 民 質 保 険	120,9027	8,229,220	8,314,200	8,144,200	8,069,600	8,301,700	46,445,927
國 費	994,753	6,599,200	6,624,200	6,644,200	6,594,640	7,625,045	37,402,068
都道府県費	—	—	—	—	—	—	—
市町村費	—	—	—	—	—	—	—
其 の 他	234,274	1,665,0000	1,650,0000	1,680,0000	2,172,960	1,676,625	9,063,859

算	23	24	25	26	27	28	計
國 費	895,813	3,294,447	4,423,151	5,595,222	6,517,3399	7,289,590	27,935,678
都道府県費	491,881	3,096,249	4,053,000	5,010,523	5,831,855	6,322,149	25,105,657
市町村費	—	—	—	—	—	—	—
其 の 他	439,82	198,198	370,157	564,699	685,544	9696,7441	20,370,21

算	23	24	25	26	27	28	計
國 費	1,242,955	4,363,480	6,902,200	8,452,050	5,785,800	6,432,000	34,181,485
都道府県費	856,317	4,697,180	4,963,900	5,246,424	8,898,800	4,332,000	23,942,39
市町村費	—	—	—	—	—	—	—
其 の 他	21,6,517	94,4328	1,085,448	1,235,364	1,058,400	1,176,000	5,716,057

事項名	23	24	25	26	27	28	計
土地改良費	3,206,244	20,561,705	8,533,437	1,081,125	11,081,125	11,081,125	109,712,829.
都道府県費	1,602,593	9,801,557	—	—	—	—	—
市町村費	—	—	—	—	—	—	—
その他	4,597,151	10,666,148	8,665,998	11,734,020	11,734,020	11,734,020	56,425,867
区画整理費	7,511,000	14,734,000	14,623,600	14,623,600	14,623,600	14,623,600	56,425,867
都道府県費	4,369,000	4,807,748	6,807,748	6,807,748	6,807,748	6,807,748	34,474,740
市町村費	—	—	—	—	—	—	—
その他	31,500	4,835,852	4,835,852	4,835,852	4,835,852	4,835,852	30,444,260

年次	23	24	25	26	27	28	計
合計	11,100,413	14,686,002	15,150,371	17,053,818	17,684,285	17,723,364	35,820,8233
国費	7,284,858	24,401,985	40,813,434	37,208,896	19,942,224	19,942,224	44,91189
都道府県費	1,761,21	1,741,942	852,852	970,644	834,600	924,000	4,491,189
市町村費	—	—	—	—	—	—	—
その他	3,045,514	24,542,045	23,484,076	26,655,263	26,655,263	26,654,256	131,244,997

第四表 畜牧業 (延べ額)

年 度	23	24	25	26	27	28	計
畜 業	3,6510 4人	6,2244 4人	6,9345 4人	6,9424 4人	7,0579 4人	7,7993 4人	38,6395
住 宅 建 造 設 施	2,171 1人	5,464 1人	5,519 1人	5,736 1人	5,147 1人	6,125 1人	32,162
工 業 相 機	2,347 1人	5,566 1人	9,522 1人	11,854 1人	14,151 1人	18,911 1人	62,351
農 業 水 利	5,818 1人	17,617 1人	19,061 1人	24,530 1人	15,842 1人	17,635 1人	96,583
林 業 地 政 改 良	23,420 1人	84,160 1人	70,909 1人	9,2718 1人	9,2718 1人	9,2718 1人	145,6643
土 地 改 良	6,050 1人	6,8000 1人	6,8000 1人	6,8000 1人	6,8000 1人	6,8000 1人	34,0680
國 庫 區 計	77,246 1人	243,051 1人	242,356 1人	26,9262 1人	26,8467 1人	28,1382 1人	1,374,764

参考表 7 小型經融資 所要額調

年 度	23	24	25	26	27	28	計
内 地 地 地	433,420 4人	2,532,960 4人	2,532,960 4人	3,719,9440 4人	3,799,4440 4人	4,685,976 4人	12,984,196
北 海 道	—	406,020 1人	406,020 1人	665,930 1人	665,930 1人	1,190,992 1人	3,334,892
計	433,420 4人	2,935,980 4人	2,935,980 4人	4,465,370 4人	4,465,370 4人	5,876,968 4人	21,319,088

(i) 増及開墾中融資に付する実施する面積

年 度	23	24	25	26	27	28	計
河 北 地 區	10,000 1人	20,000 1人	20,000 1人	30,000 1人	30,000 1人	34,000 1人	147,000
北 海 道	—	85,000 1人	85,000 1人	17,500 1人	17,500 1人	22,000 1人	92,000
計	10,855,000 1人	22,7500 1人	22,7500 1人	47,500 1人	47,500 1人	59,000 1人	219,000

(ii)

(2) 融資額

融資額の二割

参考表 2. 増減金額年別要額

年 度	23	24	25	26	27	28	計
内 地	2,003,7120	2,984,010	2,639,870	3,109,060	3,419,740	2,125,631	16,273,031
北 海 道	408,000	1,015,550	1,225,000	1,280,000	1,280,000	2,080,000	7,186,050
計	2,411,720	3,999,560	3,762,370	4,289,060	4,690,740	4,205,631	23,459,081

備考

24年度以下當該資金として下記の通り開拓費資金額累成12

並る額を示す。

入植初年度 一戸当 80,000円

" 二年度 27,000円

" 三年度 21,000円

参考表 3 増減見込量表(單位 千石)

年 度	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
開 拓	1,794	2,448	3,150	4,047	5,094	6,112	6,112	7,527	7,891	7,891
開 墾	1,707	2,317	2,876	3,496	4,188	5,115	5,664	6,415	6,969	7,062
平 原	67	131	274	581	926	997	1,039	1,122	1,122	1,122
土 地 改 良	408	1,810	3,384	5,181	6,994	8,820	9,256	9,256	9,256	9,256
渠 溝 水 利	100	431	841	1,390	1,671	2,065	2,154	2,154	2,154	2,154
土 地 改 良	203	1,379	2,543	3,891	5,323	6,755	7,102	7,102	7,102	7,102
合 計	2,182	4,258	6,634	9,258	12,088	14,982	15,959	16,793	17,147	17,381

備考

1. 本表計算値とす。

2. 増収量は23～28年の開拓実施による累計(粗し開墾、

干拓は開拓整備実施以来の累計)とし、實際に生
産の等する年度以降を削除した後。

5030
11日
原

開墾計画

開拓計画の開拓局案と第一次試案の比較

	第一 次 試 案 (A)									干 扱 計 画					
	内 地			北 海 道			計			第一次試案 (A)		商拓局改訂案 (B)		増減 (B)-(A)	
	大開墾	小開墾	計	大開墾	小開墾	計	大開墾	小開墾	計	着工	竣工	着工	竣工	着工	竣工
昭和 20 年	13,401	51,264	64,665	-	3,500	3,500	13,401	54,764	68,165	昭和 21 年	10,888	-	---	---	---
21	33,808	87,803	121,611	24,675	7,185	31,863	58,481	94,988	153,474	22	20,456	-	---	---	---
22	80,000	20,000	100,000	41,000	10,000	51,000	121,000	30,000	151,000	23	8,656	112	2,950	1,973	△ 5,706 □ 1,761
23	119,000	40,000	159,000	59,000	10,000	69,000	178,000	50,000	228,000	24	5,000	2812	4,725	3,099	△ 275 □ 287
24	114,000	45,000	159,000	60,000	10,000	70,000	174,000	55,000	229,000	25	5,000	6,171	7,000	6,077	△ 2000 □ 94
25	68,000	55,000	123,000	60,000	10,000	70,000	128,000	65,000	193,000	26	-	3,371	15,000	9,255	△ 16,000 □ 5,884
26	81,791	40,933	122,724	70,000	10,000	80,000	151,791	50,933	202,724	27	-	5,805	24,500	11,791	△ 24,000 □ 9,420
27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28	-	-	25,000	17,444	△ 25,000 □ 17,444
28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	50,000	18,297	78,675	49,039	---

	商 拓 局 改 訂 案 (B)									增 減 (B)-(A)		
	内 地			北 海 道			計			全 国		
	大開墾	小開墾	計	大開墾	小開墾	計	大開墾	小開墾	計	大開墾	小開墾	計
昭和 20 年	12,951	52,698	65,649	-	2,500	3,500	-12,951	56,149	69,149	△ - 450	△ 1,434	△ 984
21	35,467	83,988	119,455	24,678	7,185	31,863	60,145	91,173	151,318	△ 1,659	△ 3,815	△ 2156
22	20,635	18,994	39,629	18,232	11,501	29,733	38,847	30,445	69,362	△ 82,133	△ 495	△ 31,638
23	29,304	20,000	49,304	17,089	2,500	19,589	46,313	22,500	68,893	△ 131,607	△ 27,500	△ 159,107
24	51,800	30,000	81,800	26,000	10,000	36,000	77,800	40,000	117,800	△ 96,200	△ 15,000	△ 111,200
25	58,000	30,000	88,000	35,000	10,000	45,000	93,000	40,000	133,000	△ 35,000	△ 25,000	△ 60,000
26	45,300	40,000	85,300	38,000	20,000	58,000	83,300	60,000	143,300	△ 68,491	△ 9,067	△ 59,424
27	45,800	40,000	85,800	42,000	20,000	62,000	87,800	60,000	147,800	-	-	-
28	51,100	40,000	91,100	58,000	24,500	82,500	109,100	64,500	173,600	-	-	-

経本第一二七八号

昭和二十三年八月十八日

經濟安定本部総務長官

殿

公天事業直隸労務者標準賃金改正について

公共事業直隸労務者の標準賃金は、今般昭和二十三年八月十八日労働省告示第二十九号によつて昭和二十二年十二月二十七日労働省告示第八号の一項が改正されたのでこれに伴ひ昭和二十二年十二月二十七日経本第一一八号の別紙「公共事業直隸労務者標準賃金準則」本文の一項及び別表正別紙のようく改正した。

つゝては左記事項御留意の上これが趣旨徹底並に実施について貴指政の御注意願ひ大いに記

- 一 併団の公天事業直隸労務者に対する日給額の決定方法は從來のと全く同様である。
- 二 今回のが最古及び最も古い日給表には土木建築業における職業はすべて網羅されている。従つて從來直隸労務基準局長が決定した土木建築業における標準賃金はすべて今日の最高及び最低の日給額に替へばたゞに改正され大誤である。このことは専為建築業におけるウオツチマン類につても同様である。
- 三 今回の最高及び最低の日給額に替へばたゞに改めていかに取扱については先づ都道府労働基

10.25
10.4

235

率局長が当該取扱に對する公失事業直輸勞務の日給額を決定又は改正しなければなら
る。

四、都道府務勞務基準局長が三つによつて決定又は改正し及日給額については、すべて同一
取扱種別賃金の決定又は改正の場合に舉じて措置するものとする。

別紙

準則一月至五月中「日給額」を「基本日給額」にて一枚取扱種別賃金と「一枚取扱種別賃金の
基本額」に改める。

準則五の3)中「一箇五〇〇匁以上の重量物を取扱う危険作業」と「一箇五〇〇匁以上の
重量物を取扱う危険作業又は著しい長大物を取扱う作業で特徴的危険を伴うものに改める。
準則大中の標準日給額」を「標準基本日給額」に改める。

別表を次のよう改正する。

備考

一、各区域は次の通りである。

(1) 埼玉縣甲地區

川口市、浦和市、大宮市

北足立郡蕨町及び朝霞町並びに入間郡所沢及び豊岡町

千葉縣甲地区

松戸市、市川市、船橋市、千葉市、木更津市

並びに東葛飾郡我孫子町、柏町、程久町

甲斐郡行徳町、南行徳町及び浦安町

千葉縣乙地区

甲斐郡以外の地域とする。

- 甲地区以外の地域とす。
茨知縣甲地區
名古屋市及び東春日井郡小牧町
及先縣乙地區
甲地區以外の地域とす。
滋賀甲地區
大津市
滋賀縣乙地區
甲地區以外の地域とす。
京都府甲地區
京都市、乙訓郡、久喜郡大久保村及び相樂郡川西村
甲地區以外の地域とす。
兵庫縣甲地區
伊丹市、尼丁治市、西宮市、芦屋市、神戶市、明石市、川辺郡川西町、長尾村及び
小浜村、武庫郡鳴尾村、良木村、木山村、木庄村、住吉村、御影町及び美崎町並びに
明石郡大久保町 及び奥住村
兵庫縣乙地區
甲地區以外の地域とす。
兵庫縣丙地區
甲・乙・丙地区以外の地域とす。
赤坂縣四姫区
奈良市 生駒郡反び北葛城郡
奈良縣乙姫区
和歌山縣甲地區
和歌山縣乙地區
和歌山市、海南市、海南郡
和歌山縣丙地區
甲地區以外の地域とす。
石島縣甲地區
石島市、吳市、並びに安芸郡大屋村、坂村、矢郷村、海田市町、船越町、府中町
及び江田島村
山口縣甲地區
下関市
山口縣乙地區

四地区以外の地域上に

最高最低水位表

都道府県	大	中	官	工	高				低				高				低				高			
					最高	最低																		
北海道	1	240	364	240	240	364	240	364	272	180	342	180	272	180	342	180	272	180	342	180	272	180	342	180
青森県	2	240	364	240	240	364	240	364	272	180	342	240	272	180	342	240	272	180	342	240	272	180	342	240
岩手県	3	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
宮城県	4	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
福島県	5	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
山形県	6	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
秋田県	7	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
長野県	8	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
岐阜県	9	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
静岡県	10	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
愛知県	11	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
三重県	12	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
滋賀県	13	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
奈良県	14	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
和歌県	15	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
京都府	16	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
大阪府	17	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
兵庫県	18	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
福岡県	19	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
大分県	20	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
宮崎県	21	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
鹿児島県	22	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
沖縄県	23	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
東京都	24	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
神奈川県	25	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
埼玉県	26	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
千葉県	27	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
群馬県	28	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
栃木県	29	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
茨城県	30	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
栃木県	31	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
埼玉県	32	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
千葉県	33	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
千葉県	34	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
千葉県	35	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
千葉県	36	223	340	223	223	340	223	340	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223	223	190	193	223
千葉県	37	223	340	223	223	340	223																	

裏面白紙

39. (偶)

100部
30日
原3

昭和二十三年八月二十八日

港湾整備計画策定方針案

【設立 航路標識整備計画策定方針案】

海運小委員会港湾分科会

裏面白紙

231
10-4

240

港湾整備計画策定方針案

海運小委員会港湾分科会へ

一般方針

前期に於ては外國貿易物資、國內重要物資輸送の要請に基く港湾施設の整備を主とし、その他の要請に基く港湾施設整備は從じし、それらに燃費石炭、維持、最小限の修繕、改良を行う。倉庫、荷役設備に於ても重要な港湾の整備に重きを置く。後期に於ては東洋市場の中経港としての重要な港湾の整備及び民生安定のための地方港湾の整備を併行させ、海運の基盤である港湾施設の修繕、改良を行い、倉庫の近代的整備、荷役設備の機械化を積極的に行うものとする。

港湾

(1) 外國貿易港湾

各年度の外國貿易取扱量をまかなうに必要な施設既に整備に重きを置き、京浜、神戸港の一港進駐軍接收施設は返還されないものとする。

(2) 主要物資輸送の要請に基く港湾

沖荷役を接岸荷役に、人力荷役を機械荷役にし、搬貨物の荷役態勢を強化する。産業施設の整備は二十四・五、六年の間に大部分完了するものとする。

(3) 生活必需物資輸送の要請に基く港湾

前期に於ても輸送要請に応じうる最小限の事業量は確保するものとする。
(4) 其の他の要請に基く港湾

港湾施設の面より輸送計画に支障のない様に整備を行ふものとする。

倉庫

普通倉庫に於ては、前期には、戦災復旧に重きを置き、新設の場合には木造、鉄筋コンクリート造を半々にし、後期に於ては主として新設、改良を行ひ近代化し、出来る限り鉄筋コンクリート造とする。冷蔵倉庫はその性質上、前項より鉄筋コンクリート造とする。専進駐軍接收建物は返還されないものとする。についても出来る限り行うものとする。

四 貨物資金等

本計画実施に必要な資本、資金は國內的処理出来るものとし、財政省及び外務省は確保し得るものとする。

航路標識整備計画策定方針案

一般方針

前期に於ては機帆船航路標識及び既成標識の整備に重点を置き、國內主要物資輸送航路を確保し、後期に於ては漸次増加して来る本船の航路標識の整備及び設置の近代化を行い航行の安全を期するものとする。

災害復旧

前期に完了するものとする。

機帆船航路標識

重要物資輸送航路については前期に整備し、後期に於ては漸次全航路に及ぶものとする。

本船航路標識

航海上少くとも二つの灯台により本船の位置を知る必要があるので、重要航路より、この整備を行うものとする。

四 灯器の改良

近くに電力線のある箇所では電化を行ふが、それは前期に完了する。既成電化灯台に於ては二十四年度に専用線の架設を行ひ停電五時ぐ。その他の灯器の近代化は漸次行うるものとする。

五 浮標設置

揚海水路及び沿岸に沿い浮標を設置する。航路及び港湾の要設箇所の該原は、前期に完了するものとする。

六 無線標識

無設無線方位信号灯の整備は前期に行い、新設は二十五年度より行うものとする。

10

昭和二十三年及公共事業費3%年増率算表

(額値 千円)

経済建設局 23.9.1

区分	機械	火薬	鉄	鋼
河川	1,080,000	1,980,813	2,060,213	
砂防	1,520,056	10,000	1,620,056	
農業	2,005,565	793,466	2,749,031	
山林	466,371	182,469	634,840	
水産	92,381	55,815	152,196	
鐵道	612,419	11,000	622,419	
港湾	2,020,951	143,814	996,765	
郵便		44,904	44,904	
文教	1,762,303	131,369	1,894,272	
安政刑務所	260,543	2,810	260,343	
住居	253,855	135,300	1,689,155	
其	496,542	82,000	582,542	

9.11	
9-2	

243

類	別	總	數	量
新	舊	384,566	267,25	415,291
舊	動	120,144	-	120,144
舊	生	24,028	13,357	34,357
商	工	5,269	-	5,269
新	舊	119,000	119,000	-
		3,614,829	1,207,729	1,207,729
		3,614,829	1,207,729	1,207,729

一
四

將軍三十三年夏公文庫藏書
3/4 任期平算案

隨筆 集卷四

中華人民共和國		年份	上期期初餘額	本期增加額	本期減少額	期末餘額
1	(農牧漁業)	「35總業	54,600,000	1,350,000	1,350,000	54,600,000
河	川	10,415,029	3,064,878	5,914,829		
那	防	5,807,333	1,620,056	2,467,787		
道	路	1,955,052	622,419	845,874		
斯	而	1,320,696	415,291	614,115		
住	宅	2,618,882	1,059,155	1,047,425		
營	業	3,95,083	448,879	437,845		
計		12,603,499	5,798,513	9,100,815		
2	(運輸業)					
汽	車	2,198,132	996,765	1,315,623		
公	共	4,294	44,308	20,130		
計		3,238,426	1,041,669	1,335,753		

事項 (算 出 基 準)	「35 優等 生徒」	44 年度予算額	上半期実績額	備 考
3 (大 切 組)				
5 教育費	6,725,230	1,192,272	2,170,908	
4 (法 務 費)				
6 計算料用施設	266,413	268,343	356,397	
5 (医 療 費)				
7 薬	10,144,569	2,799,031	5,226,517	
8 医 療 費	1916,522	634,870	928,530	
9 水 道 費	565,551	1521,96	271,674	
10 電 気 料	57,650	23,393	34,924	
11 (機 械 料)	12,684,092	3,607,460	6,480,645	
12 (機 械 料)	1,187	492,464	192,144	226,207
13 (原 生 料)				
14 (原 生 料)	89,114	36,377	36,360	
15 (原 生 料)	315,439	110,330	121,390	
16 (原 生 料)	472,000	—	472,000	

料	221,553	144,707	624,750
1 (商 工 料)			
2 商 工	13,674	5,769	7,905
3 商 業 費	1,333,000	—	
4 商 業 費	458,579	118,000	224,613
5 商 業 費	43,517,000	13,027,917	20,531,993

所管課	事 業	第34半期予算	上半期既撥額	備考
農林省	河 川 (一般)	565,000	289,957	
	鹽業河川改良費	12,000	12,200	
	中小河川改良節減助	138,000	228,279	
	河川調查勘定補助	6,000	6,636	
	災害防除施設費補助	67,000	114,068	
	北緯道(四縣)河川事業費	80,000	166,196	
	北海道地方費(河川改良費補助)	2,000	14,130	
	河水統制事業費補助	22,000	23,756	
	公共事業用機械費	100,000	122,000	
	特殊地盤綜合開發調查費	3,000	3,545	
(小計)		(1,050,000)	(1,576,297)	
(災害)				
四縣河川事業復旧費	通一年度	300,000	587,525	

附 計 稽	算	支	支 手	上半期總額	期
		北 限 火 灾	234,000	142,528	
		感 23 生 变	70,000		
		感 新 品 土木外務省舊日營辦物	82,000	39,000	
		運 車 便	1,443,813	3,283,654	
		化 漢 燃 料	40,000	2,901,654	
		感 23 生 变	278,000	141,000	
		感 新 品 土木軍需助	(7,000)	(12,000)	
		燃 煤 煤 旧 面 業	19,000	18,000	
		北 港 直 (國產) 土木機械日費	15,000	19,000	
		地 通 河 下 新 品 軍需補助	66,000	34,000	
		(小)	17,000	12,000	
		合	(1,928,813)	(4,338,132)	
		沙 助 (一 敬)	306,6813	591,4829	
		圓 磷 沙 助 軍 需	28,000	46,665	
		沙 助 調 重 軍 需	830	827	
		並 所 共 通 帶 助 調 重 軍 需 物	69,026	12,239	

道府県災害対策砂防軍需補助	520,000	84,924		
砂防調査費 黄箱助	23,000	2,152		
(小)	(152,056)	(2,246,504)		
(外)				
連絡砂防災害復旧費	1,10,000	—		
合	162,056	246,287		
路 (一級)	102,057	252,858		
直轄 国道改良	102,057	181,329		
府 市 道 通 補助	22,025	25,028		
道 路 調 修 物 補助	35,000	—		
石炭至炭石油管道道路	—	—		
港 調 修 通 道	—	—		
水 港 通 送	—	—		
庫 市 街 道 通 送	—	—		
(小)	(1,241,241,92)	(845,814)		
道 通 送	10,000	—		
合	102,057	825,814		

所 官 職	年 次	支 石	経費明細算額	上半期既経額	所 考
都 市 料 画 (一般)			209,040	354,328	
復興土地逕制整理事業			32,150	22,105	
河 川 水 路 事 業			40,450	29,926	
瓦 反 機 鋼 電 鐵 道			35,200	1,104	
鐵 鋼 電 鐵 道			1,230	1,199	
水 下 道 路 事 業			22,720	1,206	
水 下 道 路 便 田			2,440	1,198	
水 通 道 便 田			2,400	1,152	
公共空地利用整備事業			1,924	5,240	
公衆場所設置事業			500	1,164	
火葬場施設旧跡等事業			400	2,053	
歿災死亡者改葬等事業			100	1,100	
合 計			(304,565)	(552,390)	
南邊地方地盤以下被災事業			10,725	10,725	
此 些 災 害 救 援 事 業			4,30,000	26,600	
此 小 合 計			(30,725)	(36,925)	
合 計			10,725	10,725	
此 些 災 害 救 援 費 用			4,30,000	26,600	
此 小 合 計			—	6,000	
火 灾			(30,565)	(942,250)	
合 計					

所屬處	事業名	34年烟子課數	上半期課征額	備考
大販新	光華合營社	4,000,000 1,000,000	4,000,000 1,000,000	當
大販新	火燒(一版)	4,000,000 1,000,000	4,000,000 1,000,000	當
大販新	理賄局	5,000 5,000	5,000 5,000	統
大販新	東京地方經濟安定期貨賣會	2,000 2,000	2,000 2,000	統
大販新	人紅小計	2,500 2,500	2,500 2,500	統
大販新	大販新	2,000 2,000	2,000 2,000	統
大販新	省署局	1,000 1,000	1,000 1,000	統

所 責 機	事 業 種 名	3.4半期予算額	上半期実績額	偏 差
仙 台 商 工 局	仙 台 商 工 局	2,820	4,500	+ 500
名 古 屋 商 工 局	名 古 屋 商 工 局	0	0	- 0
東京商工局長野等務所	東京商工局長野等務所	0	0	- 0
商 工 省 一 般 施 工	商 工 省 一 般 施 工	480	450	- 30
(小) 通 港 港	(小) 通 港 港	(-10,520)	(20,540)	+ 31,060
輪 周 局 連 総	輪 周 局 連 総	2,510	3,217	+ 707
鐵 道	鐵 道	0,580	1,070	+ 490
海 売 港	海 売 港	(2,360)	(4,240)	+ 1,880
地 方 物 務 基 地 方 物 務 基	地 方 物 務 基 地 方 物 務 基	2,400	2,400	- 0
公 共、賦 稅 安 定 所	公 共、賦 稅 安 定 所	2,610	2,610	- 0
(小) 省	(小) 省	(2,400)	(2,400)	- 0
地 方 物 務 基、津 海	地 方 物 務 基、津 海	2,441	2,441	- 0
公 共、賦 稅 安 定 所	公 共、賦 税 安 定 所	2,450	2,450	- 0
(小) 生 活	(小) 生 活	(2,400)	(2,400)	- 0

厚 生 省 本 附 係	厚 生 省 本 附 係	4,512,600	4,450,000
一 便 片 合 機 條 監督	一 便 片 合 機 條 監督	4,313,000	4,232,000
(小)	(小)	0	0
空 知 支 行 及 各 機 助	空 知 支 行 及 各 機 助	4,500,000	4,500,000
大 附 係	大 附 係	2,140	2,140
合 計	合 計	23,910,911	24,3,080,1
農 業 研 究 所	農 業 研 究 所	2,220	6,300
大 附 係	大 附 係	0,320	1,935
(小)	(小)	(3,740)	(2,565)
農 業 研 究 所	農 業 研 究 所	0,500	0,340
大 附 係	大 附 係	0,100	0,021
農 業 研 究 所	農 業 研 究 所	2,232	2,592
農 業 研 究 所	農 業 研 究 所	1,160	1,325

所 在 地	事 業 名	3. 4 月 用 量	上 半 年 計
農業試驗場合研究所	農業試驗場合研究所	250 692	762 0
研究、完備用機器等	研究、完備用機器等	1440 1530	1350
木動植物檢驗場所	木動植物檢驗場所	6425 7035	350 810
馬匹飼育及繁殖場所	馬匹飼育及繁殖場所	6015 6450	4500 6650
(小計)	(小計)	(25053)	27205
商工部	東京工業試驗所 農業工業試驗所名古屋支所 大阪工業試驗所 石炭局及同支局 工芸攝影所作業所	205. 205. 232. 232. 205. 205. 232. 232. 205. 205.	1081 1081 220 220 1081 1081 220 220 1081 1081

(小 计)	(-22263)	(-108490)
運輸省	200	528
船舶試驗所試驗室	625	1348
水路部保養所	225	2542
販賣臺所合計	223	2442
(小計)	(223)	(2442)
其の二 合計	50134	54231
其の三(文政施設)	省教科文部	3210
森林農業科學省	2000	3210
第二水產課四所	223	1615
海陸空軍學校	2593	1917
海軍前船字號	105	105
高津海員養成所	(1.205)	(2.205)
(小計)		

所官處	事 業 名	金額	上半期実績	備考
大の三合計	大の三合計	4,911	2,530	
(地方警備隊)	理			
國防	國防	1,950	2,900	
地方警備隊	地方警備隊	2,950	2,260	
理	理	10,160	2,160	
衆生研究所	衆生研究所	10,160	2,160	
防衛省	防衛省	2,280	2,280	
大蔵省	大蔵省	2,280	2,280	
東京府山梨県長野県等放	東京府山梨県長野県等放	2,280	2,280	
て小計	小計	12,680	5,564.25	
法務部	法務部	2,323	5,400	
法務部運輸省	法務部運輸省	2,323	5,400	
商船及地方海關監視所	商船及地方海關監視所	2,323	5,400	
地名古屋海上保安部	地名古屋海上保安部	2,323	5,400	
小計	小計	4,545	12,680	
大の三合計	大の三合計	39,600	65,723	

厚生省より移管分	公衆衛生局	金額	上半期実績	備考
公社全保庫	合計	2,807	2,022	
(小計)	合計	2,738	2,250	
此種費（災害）	合計	(4,545)	(3,222)	
建設省港	合計	32,128.9	37,454.5	
A 港港工事事業費	港港工事事業費	265,000	431,487	
直轄港港庫建設費	直轄港港庫建設費	21,150	32,527	
船舶修理費	船舶修理費	20,000	60,620	
税金補助	税金補助	32,000	45,300	
B 港港工事事業費	港港工事事業費	2,500	2,940	
港港庫建設費	港港庫建設費	22,095	25,624	
税金補助	税金補助	11,658	14,084	
港港工事事業費	港港工事事業費	82,000	95,833	

備 考	上期額認額	第4半期予算額	項 目
助 費	16,000	12,700	旅費船員修理費
補 助	2,610	2,670	港務調查費
助 費	145,528	90,221	C 北海道港務事務費
補 助	110,720	69,000	港 潢 休業船歸入並修理費
助 費	34,520	21,000	D 港 燕巣開港係統修理費
補 助	48,8	221	運賃工賃費
助 費	295,280	275,280	總計
(災 害)	(11,109,039)	(85,2,951)	直轄港港務災害復旧助
	32,320	10,8814	都港港務災害補助
	165,214	74,814	既定助成度災田
	154,194	31,000	昭和23年災田
	9,020	4,000	北陸震災害復旧助
	9,050	19,000	北海道港務災害復舊
	4,000	-	既定

所管處	年、月、日	3/4中期予算額	上年期額延額	備考
2. 师範附屬新制中学	9905	8,491		
3. 路線開墾	4,886	-		
公立學校其他戰災復旧	4,5,567	4,5,991		
八、公立中等學校	5,263	4,4,964		
九、中等學校	3,357	3,402		
十、高等學校	3,200	3,322		
十一、中學	3,945	3,380		
十二、高等教育	1,5,74,612	1,8,86,749		
十三、農業	2,456	2,689		
十四、工業	-	2,222		
(小) 災害	(1,762,903)	(2,072,846)		
十五、中等職業學校	1,22,579	9,163		
(小) 災害	4,0,956	14,310		
十六、東日本水害	-	11,355		

所管處	年、月、日	3/4中期予算額	上年期額延額	備考
十七、鐵道	2,034	2,033		
十八、山林	△ 3,000	-		
十九、水	△ 6,000	△ 5,000		
二十、此	(13,13,69)	(9,9,062)		
合計	21,894,272	21,700,908		
二十一、治安行政機關	51,050	77,914		
二十二、戰災復舊	3,600	12,055		
二十三、機械	4,170	17,910		
二十四、分社	124,300	211,882		
二十五、各處	13,448	14,926		
二十六、郵局	22,445	10,710		
二十七、法院	(26,0,543)	(34,5,392)		
二十八、災害	△ 2,800	△ 10,000		
二十九、鐵路	2,800	10,000		
三十、北	(小計) 268,343	355,397		
三十一、合計				

折當廃	車載名	34年期予算額	上半期既報額	補考
農林省	農業(一般)	1,228,920,9	2,198,117	
	農業開拓	1,752,360	1,262,269	
	千人馬用機械	2,113,99	4,00,539	
	施設購入額	2,25,500	4,20,590	
	機械拓荒地	2,1,330	4,3,647	
	水改計	2,0,620	7,1,072	
	利便	2,53,583	4,02,944	
	改修	4,62,223	7,2,943	
	新地復旧	(2,20,05,565)	(2,3,7,9,304)	
	過度災害	2,9,3,466	1,84,5,213	
	北陸震災	4,93,466	2,6,94,213	
	和歌山震災	△ 2,15,000	△ 1,51,000	
	23年震旱害	△ 4,0,000	△ 4,0,000	
		△ 40,000	△ 1,6,000	

合	23年度水害 計	△ 140,200		
山	公有林野官竹道火蟲 計	△ 293,466	(2,845,213)	
	林務課虫害防治	2,799,001	5,224,510	
	山林開拓農道整備	26,242	51,741	
	虫害防治	1,20,942	1,91,525	
	防護	25,349	22,046	
	民有林開拓農道整備	143,956	126,844	
	北海道民有林開拓農道整備	67,574	74,221	
	北海道民有林開拓農道整備	26,977	105,042	
	和歌山震災	4,224	3,997	
	計	(465,321)	(683,222)	
林道	災害復旧	91,999	1,35,222	
	22年災害復旧	58,499	1,22,222	
	23年災害復舊	△ 15,000	△ 4,000	
	和歌山震災	△ 500	△ 1,000	

所管處	事 業 名	2/4年期予算額	上年期認証額	備 考
北陸 災害	北陸 災害 流域 林地 之又再災害 善後	△ 18,000 △ 75,970 △ 44,470 △ 21,001 △ 500 △ 10,000 △ 11,500	△ 8,000 △ 126,244 △ 117,744 △ 4,000 △ 500 △ 4,000 △ 4,792	
北陸 災害	和歌山 灾害 北陸 災害 地盤沈下対策防潮林整備 (計)	△ 500 △ 15,000 △ 162,469	△ 500 △ 4,792 △ 266,258	
合	計	△ 34,840	△ 94,9530	
水深 調査 網	底 校正補助 網 測量 修理 同 品	△ 42,620 △ 15,670 △ 14,248 △ 3,579 △ 18,264	△ 65,126 △ 21,448 △ 25,280 △ 12,884 △ 24,904	
合	計	△ 194,381	△ 142,842	

(災害)		
漫 洪 灾害	當 田	△ 20058
南端地方漫濫相繼地圍蔽林耕助		△ 3000
北 陸 災害	復旧	△ 1,757
" 3 年 風木善後	旧	△ 1,600
(小計)		(55,815)
合	計	(121,832)
農業試驗場(北海道)	(一級)	△ 15,196
富 豊 部()		△ 2,154
農業試驗場()		△ 2,700
水產試驗場()		△ 2460
鰐鱚養殖場()		△ 820
北 地		△ 1,299
鰐 鮎 北 地		△ 4,905
(小計)		△ 1265
北 陸 災害	(災害)	△ 4,903
	計	△ 22,924
		△ 4,990
		△ 7,000

所管範囲	事業名	昭和予算額	上半期実績額	備考
厚生省	(小計)	(4,990)	(2,000)	
農林省	合計	22,093	34,924	
学習院	合計	3,602,460	6,480,645	
農林省	合計	105,576	182,696	
農林省	(1) 郡市外農業危機援助	88,976	102,851	
農林省	(2) 地政局農業危機援助	66,600	74,845	
農林省	合計	42,568	42,511	
厚生省	合計	298,144	225,207	
厚生省	上下水道増補水改修	10,280	13,766	
厚生省	(1) 上水道改修	5,944	8,187	
厚生省	(2) 下水道改修	4,336	5,629	
農林省	大阪府管水道大同和解	22,659	5,462	
農林省	合計	3,474	-	
農林省	合計	-	2,000	

（小計）	（21,023）	（21,228）
上下水道駁接害復旧工事	4,380	4,023
(1) 上水道改修	4,114	3,807
(4) 下水道改修	266	266
上下水道地盤沈下	1,310	2,434
(1) 上水道改修	2,664	2,625
(2) 下水道改修	2,078	2,040
北陸震災水道復旧工事	586	585
合計	15,000	16,000
（2）下水道改修	15,354	15,132
合計	34,357	36,060
保健立場	40,000	32,049
保健立場	385	315
保健立場	660	540
保健立場	26,530	39,663

省、市、合計	144,707	1,634,250
常州市城用水量(未補助)	5,769	2,905
合計	5,769	2,905
蘇 費	219,000	220,613
計	13,072,917	20,531,923

